

大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関する調査研究

新谷由紀子 / 菊本 虔 (筑波大学)

2018年11月

A Study on the Actual Conditions of Policies and Practices on
Conflict of Interest at Japanese Universities

大学における 利益相反マネジメントの 体制と運用に関する 調査研究



新谷由紀子 / 菊本 虔
(筑波大学)
2018年11月

は じ め に

産学連携を推進すればするほど、大学に利益相反問題が生じてくることは避けることができない。このため、大学において利益相反マネジメントの体制を整備し、それを適切に運用することが、研究の客観性を確保して社会からの信頼を維持する上で重要な課題となっている。日本の大学では、利益相反マネジメント体制の整備についてはある程度進展してきたが、近年特に臨床研究の分野で利益相反マネジメントの実質が伴っていないことがうかがわれる事態が発生した。こうした事態に対処するため新たに臨床研究法が国会で審議・成立し、2018年4月から施行された。また、それに伴う利益相反管理に関する厚生労働省からの通知も出された。臨床研究において要請される利益相反管理については新たなガイドランスが示されたばかりで、今後の経過が注目される。本書は臨床研究以外の分野を中心に、産学連携活動を活発に展開している大学を対象として、産学連携活動の進展に伴う利益相反問題への対処についての調査を行った結果を取りまとめたものである。これにより、利益相反マネジメントの実態を把握し、そこでの課題を明らかにして利益相反マネジメントの実質化のための具体的な方策を提言することを目的とする。本調査研究は2018～2020年度 JSPS 科研費 18K02695 の助成を受けて実施している。初年度は大学における利益相反マネジメントの体制・運用の実態調査の実施と取りまとめを行った。

2018年11月
筑波大学
新谷 由紀子
菊本 虔

大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関する調査研究

目 次

第1章 本調査研究の背景と目的	1
第2章 大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関するアンケート調査結果 ..	3
第1節 調査の対象と方法	3
第2節 調査票回収状況	7
第3節 調査結果の概要	8
1. 個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について	8
(1) 利益相反マネジメントの担当部署について	8
(2) 定期的自己申告制度について	12
(3) 利益相反アドバイザーについて	13
(4) 利益相反委員会について	24
(5) 利益相反アドバイザリーボードについて	29
2. 組織としての利益相反マネジメントの整備状況について	34
(1) 組織としての利益相反に関するポリシー等の制定について	35
(2) 組織としての利益相反に関するポリシー等の内容について	38
3. 実際に生じた個人としての利益相反事例について	41
4. 実際に生じた組織としての利益相反事例について	44
5. 大学における利益相反に関する自由意見	45
第4節 調査結果のまとめ	46
第3章 おわりに	54
【資料編】	
1. 「大学における利益相反マネジメントの運用基準等に関する調査」アンケート集計 結果	60
2. 調査票	115

第1章 本調査研究の背景と目的

産学連携の進展に対応するための利益相反マネジメントに関して、文部科学省の「平成28年度大学等における産学連携等実施状況について¹⁾」によると、2017年4月1日時点で全国の国公私立大学等1,056機関（大学のほか高等専門学校、短期大学及び大学共同利用機関を含む。）のうち、その38%に当たる397機関が「機関として利益相反（一般（臨床研究以外の活動に関するものが該当））に取り組んでいる」と回答している。調査の設問が若干異なるが、同調査の5年前にあたる平成23年度（2011年度）の調査²⁾では、「利益相反ポリシー（一般）を平成24年（2012年）4月1日時点で学内ですでに定めている」とした機関は、1,095機関のうち263機関（24%）に過ぎなかったため、この間に利益相反マネジメントに取り組む機関は51%増加した。

利益相反マネジメント体制の整備に取り組む大学等が増加する一方で、最近になって、臨床研究について利益相反マネジメントを担う役割を持つ大学の倫理審査委員会や利益相反委員会が本来の機能を果たしていなかったケースが出現し、一般の国民にも大きな衝撃を与えた。すなわち、2013年に至って、ノバルティスファーマ（株）の高血圧症治療薬バルサルタン（商品名ディオバン）の大学における臨床研究の結果に関してデータ的人為的操作が指摘され、その後、複数の論文が撤回される事態となった事件である。この事件の後、臨床研究法（平成29年法律第16号）が制定され、製薬企業等から資金提供を受けて実施される当該製薬企業等の医薬品等の臨床研究については、認定臨床研究審査委員会の審査を経て厚生労働大臣に実施計画を提出することや資金提供の情報公開などを定めたほか、「臨床研究法における利益相反管理ガイダンス」を定めて厚労省研究開発振興課長から関係自治体部局に周知を図っている³⁾。当該利益相反管理ガイダンスにおいては、ケースバイケースで対応を判断するのではなく、製薬会社と一定の利害関係がある場合には、すでに対応方法が定められている。この管理は始まったばかりなので、運用について注視していく必要がある。

いずれにしても上記のような事件は、日本の大学において、利益相反マネジメントの体制

¹⁾ 文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課大学技術移転推進室『平成28年度大学等における産学連携等実施状況について』（2018.2.16）pp.3,29

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/16/1397873_02.pdf

²⁾ 文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課大学技術移転推進室『平成23年度大学等における産学連携等実施状況について』（2012.10.26）pp.4,15

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/_icsFiles/afieldfile/2012/10/26/1327174_01.pdf

³⁾ 厚生労働省医政局研究開発振興課長→各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長宛「臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について」（医政研発0302第1号、平成30年3月2日）別添「臨床研究法における利益相反管理ガイダンス」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000196146.pdf>

整備、すなわち、利益相反ポリシーの制定などの面では進展を見せてきたものの、その実質が伴っていなかったことを示している。本研究は、産学連携活動を活発に展開している大学を対象に、主に臨床研究以外の産学連携活動に伴う利益相反への対処について調査を行い、各大学における利益相反マネジメントの実態を把握し、そこでの課題を明らかにするとともに、そこから利益相反マネジメントの実質化のための具体的な方策を提言することを目的とする。なお、本年度は大学における利益相反マネジメントの体制・運用の実態調査を実施し、その結果を本書に取りまとめた。

第2章 大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関するアンケート調査結果

第1節 調査の対象と方法

大学における利益相反は産学連携活動において最も生じやすい。このため、2015年度に民間企業との共同研究を実施した実績のある345の国公立大学（4年制大学及び大学院大学のみ。なお2015年度の当該大学全体数は1,010大学。）⁴を対象として、利益相反マネジメントの体制と運用に関するアンケート調査を実施することとした。調査対象大学は表2-1-1のとおりである。

調査票（資料編参照）は、研究担当副学長宛てに郵送し、研究担当副学長又はその代理人の記載を依頼した。調査票記入後は、返信用封筒、E-mail 又は FAX のいずれかの手段による返送を依頼した。調査実施日は2018年6月25日、締切日は2018年7月31日とした。

⁴ 文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課大学技術移転推進室「平成27年度大学等における産学連携等実施状況 共同研究実績（機関別）」（2017.1.13）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1380184.htm

表 2-1-1 調査票配付対象大学

No.	種別No.	種別	大学名	No.	種別No.	種別	大学名
1	1	国	北海道大学	58	58	国	岡山大学
2	2	国	北海道教育大学	59	59	国	広島大学
3	3	国	室蘭工業大学	60	60	国	山口大学
4	4	国	小樽商科大学	61	61	国	徳島大学
5	5	国	帯広畜産大学	62	62	国	鳴門教育大学
6	6	国	旭川医科大学	63	63	国	香川大学
7	7	国	北見工業大学	64	64	国	愛媛大学
8	8	国	弘前大学	65	65	国	高知大学
9	9	国	岩手大学	66	66	国	九州大学
10	10	国	東北大学	67	67	国	九州工業大学
11	11	国	秋田大学	68	68	国	佐賀大学
12	12	国	山形大学	69	69	国	長崎大学
13	13	国	福島大学	70	70	国	熊本大学
14	14	国	茨城大学	71	71	国	大分大学
15	15	国	筑波大学	72	72	国	宮崎大学
16	16	国	筑波技術大学	73	73	国	鹿児島大学
17	17	国	宇都宮大学	74	74	国	鹿屋体育大学
18	18	国	群馬大学	75	75	国	琉球大学
19	19	国	埼玉大学	76	76	国	北陸先端科学技術大学院大学
20	20	国	千葉大学	77	77	国	奈良先端科学技術大学院大学
21	21	国	東京大学	78	1	公	公立ほこだて未来大学
22	22	国	東京医科歯科大学	79	2	公	札幌医科大学
23	23	国	東京外国語大学	80	3	公	札幌市立大学
24	24	国	東京学芸大学	81	4	公	岩手県立大学
25	25	国	東京農工大学	82	5	公	宮城大学
26	26	国	東京藝術大学	83	6	公	秋田県立大学
27	27	国	東京工業大学	84	7	公	山形県立米沢栄養大学
28	28	国	東京海洋大学	85	8	公	会津大学
29	29	国	お茶の水女子大学	86	9	公	福島県立医科大学
30	30	国	電気通信大学	87	10	公	茨城県立医療大学
31	31	国	一橋大学	88	11	公	埼玉県立大学
32	32	国	横浜国立大学	89	12	公	産業技術大学院大学
33	33	国	新潟大学	90	13	公	千葉県立保健医療大学
34	34	国	長岡技術科学大学	91	14	公	首都大学東京
35	35	国	総合研究大学院大学	92	15	公	横浜市立大学
36	36	国	富山大学	93	16	公	新潟県立大学
37	37	国	金沢大学	94	17	公	富山県立大学
38	38	国	福井大学	95	18	公	金沢美術工芸大学
39	39	国	山梨大学	96	19	公	石川県立大学
40	40	国	信州大学	97	20	公	福井県立大学
41	41	国	岐阜大学	98	21	公	岐阜薬科大学
42	42	国	静岡大学	99	22	公	情報科学芸術大学院大学
43	43	国	浜松医科大学	100	23	公	静岡県立大学
44	44	国	名古屋大学	101	24	公	静岡文化芸術大学
45	45	国	名古屋工業大学	102	25	公	愛知県立大学
46	46	国	豊橋技術科学大学	103	26	公	名古屋市立大学
47	47	国	三重大学	104	27	公	滋賀県立大学
48	48	国	滋賀医科大学	105	28	公	京都府立大学
49	49	国	京都大学	106	29	公	京都府立医科大学
50	50	国	京都工芸繊維大学	107	30	公	大阪市立大学
51	51	国	大阪大学	108	31	公	大阪府立大学
52	52	国	大阪教育大学	109	32	公	兵庫県立大学
53	53	国	神戸大学	110	33	公	奈良県立医科大学
54	54	国	奈良女子大学	111	34	公	和歌山県立医科大学
55	55	国	和歌山大学	112	35	公	公立鳥取環境大学
56	56	国	鳥取大学	113	36	公	岡山県立大学
57	57	国	島根大学	114	37	公	県立広島大学

No.	種別No.	種別	大学名
115	38	公	広島市立大学
116	39	公	福山市立大学
117	40	公	香川県立保健医療大学
118	41	公	愛媛県立医療技術大学
119	42	公	高知工科大学
120	43	公	北九州市立大学
121	44	公	九州歯科大学
122	45	公	福岡県立大学
123	46	公	福岡女子大学
124	47	公	長崎県立大学
125	1	私	藤女子大学
126	2	私	北海道科学大学
127	3	私	北海道医療大学
128	4	私	北海道薬科大学
129	5	私	酪農学園大学
130	6	私	青森大学
131	7	私	八戸工業大学
132	8	私	八戸学院大学
133	9	私	岩手医科大学
134	10	私	東北学院大学
135	11	私	東北工業大学
136	12	私	東北福祉大学
137	13	私	東北医科薬科大学
138	14	私	宮城学院女子大学
139	15	私	東北公益文科大学
140	16	私	郡山女子大学
141	17	私	いわき明星大学
142	18	私	足利工業大学
143	19	私	国際医療福祉大学
144	20	私	自治医科大学
145	21	私	獨協医科大学
146	22	私	作新学院大学
147	23	私	文星芸術大学
148	24	私	上武大学
149	25	私	高崎健康福祉大学
150	26	私	埼玉医科大学
151	27	私	埼玉工業大学
152	28	私	城西大学
153	29	私	日本工業大学
154	30	私	文教大学
155	31	私	女子栄養大学
156	32	私	日本薬科大学
157	33	私	人間総合科学大学
158	34	私	ものづくり大学
159	35	私	千葉工業大学
160	36	私	和洋女子大学
161	37	私	放送大学
162	38	私	帝京平成大学
163	39	私	千葉科学大学
164	40	私	青山学院大学
165	41	私	大妻女子大学
166	42	私	学習院大学
167	43	私	北里大学
168	44	私	杏林大学
169	45	私	慶應義塾大学
170	46	私	工学院大学
171	47	私	国士舘大学
172	48	私	実践女子大学

No.	種別No.	種別	大学名
173	49	私	芝浦工業大学
174	50	私	順天堂大学
175	51	私	上智大学
176	52	私	昭和大学
177	53	私	昭和女子大学
178	54	私	昭和薬科大学
179	55	私	女子美術大学
180	56	私	聖路加国際大学
181	57	私	大東文化大学
182	58	私	創価大学
183	59	私	拓殖大学
184	60	私	玉川大学
185	61	私	中央大学
186	62	私	津田塾大学
187	63	私	帝京大学
188	64	私	東海大学
189	65	私	東京医科大学
190	66	私	東京家政大学
191	67	私	東京家政学院大学
192	68	私	東京歯科大学
193	69	私	東京工科大学
194	70	私	東京工芸大学
195	71	私	東京慈恵会医科大学
196	72	私	東京女子大学
197	73	私	東京女子医科大学
198	74	私	東京電機大学
199	75	私	東京農業大学
200	76	私	東京薬科大学
201	77	私	東京理科大学
202	78	私	東邦大学
203	79	私	東洋大学
204	80	私	日本大学
205	81	私	日本医科大学
206	82	私	日本獣医生命科学大学
207	83	私	日本女子大学
208	84	私	日本体育大学
209	85	私	文化学園大学
210	86	私	法政大学
211	87	私	星薬科大学
212	88	私	東京都市大学
213	89	私	武蔵野大学
214	90	私	武蔵野美術大学
215	91	私	明治大学
216	92	私	明治薬科大学
217	93	私	明星大学
218	94	私	立教大学
219	95	私	早稲田大学
220	96	私	多摩大学
221	97	私	駒沢女子大学
222	98	私	麻布大学
223	99	私	神奈川大学
224	100	私	神奈川工科大学
225	101	私	神奈川歯科大学
226	102	私	関東学院大学
227	103	私	鎌倉女子大学
228	104	私	湘南工科大学
229	105	私	相模女子大学
230	106	私	鶴見大学

No.	種別No.	種別	大学名
231	107	私	フェリス女学院大学
232	108	私	聖マリアンナ医科大学
233	109	私	桐蔭横浜大学
234	110	私	情報セキュリティ大学院大学
235	111	私	横浜薬科大学
236	112	私	東京富士大学
237	113	私	東京医療保健大学
238	114	私	事業構想大学院大学
239	115	私	新潟薬科大学
240	116	私	国際大学
241	117	私	新潟工科大学
242	118	私	新潟医療福祉大学
243	119	私	金沢医科大学
244	120	私	金沢工業大学
245	121	私	福井工業大学
246	122	私	仁愛大学
247	123	私	帝京科学大学
248	124	私	山梨学院大学
249	125	私	松本歯科大学
250	126	私	朝日大学
251	127	私	岐阜医療科学大学
252	128	私	静岡理工科大学
253	129	私	常葉大学
254	130	私	光産業創成大学院大学
255	131	私	愛知学院大学
256	132	私	愛知工科大学
257	133	私	愛知工業大学
258	134	私	金城学院大学
259	135	私	椋山女学園大学
260	136	私	大同大学
261	137	私	中京大学
262	138	私	至学館大学
263	139	私	中部大学
264	140	私	豊田工業大学
265	141	私	豊橋創造大学
266	142	私	名古屋学芸大学
267	143	私	名古屋芸術大学
268	144	私	南山大学
269	145	私	藤田保健衛生大学
270	146	私	名城大学
271	147	私	鈴鹿医療科学大学
272	148	私	四日市大学
273	149	私	長浜バイオ大学
274	150	私	京都学園大学
275	151	私	京都産業大学
276	152	私	京都女子大学
277	153	私	京都光華女子大学
278	154	私	京都薬科大学
279	155	私	京都橘大学
280	156	私	同志社大学
281	157	私	同志社女子大学
282	158	私	立命館大学
283	159	私	龍谷大学
284	160	私	明治国際医療大学
285	161	私	大阪医科大学
286	162	私	大阪経済大学
287	163	私	藍野大学
288	164	私	大阪工業大学

No.	種別No.	種別	大学名
289	165	私	大阪国際大学
290	166	私	大阪産業大学
291	167	私	大阪電気通信大学
292	168	私	大阪薬科大学
293	169	私	追手門学院大学
294	170	私	関西大学
295	171	私	関西医科大学
296	172	私	関西福祉科学大学
297	173	私	近畿大学
298	174	私	摂南大学
299	175	私	大阪青山大学
300	176	私	関西学院大学
301	177	私	甲南大学
302	178	私	神戸学院大学
303	179	私	神戸女子大学
304	180	私	武庫川女子大学
305	181	私	姫路獨協大学
306	182	私	神戸芸術工科大学
307	183	私	関西国際大学
308	184	私	神戸情報大学院大学
309	185	私	兵庫医科大学
310	186	私	兵庫医療大学
311	187	私	畿央大学
312	188	私	天理医療大学
313	189	私	岡山商科大学
314	190	私	岡山理科大学
315	191	私	川崎医科大学
316	192	私	就実大学
317	193	私	川崎医療福祉大学
318	194	私	倉敷芸術科学大学
319	195	私	広島工業大学
320	196	私	広島国際大学
321	197	私	福山大学
322	198	私	比治山大学
323	199	私	安田女子大学
324	200	私	四国大学
325	201	私	四国学院大学
326	202	私	松山大学
327	203	私	九州産業大学
328	204	私	九州女子大学
329	205	私	久留米大学
330	206	私	日本経済大学
331	207	私	産業医科大学
332	208	私	純真学園大学
333	209	私	中村学園大学
334	210	私	西日本工業大学
335	211	私	福岡大学
336	212	私	福岡工業大学
337	213	私	福岡歯科大学
338	214	私	長崎国際大学
339	215	私	長崎総合科学大学
340	216	私	崇城大学
341	217	私	熊本保健科学大学
342	218	私	日本文理大学
343	219	私	九州保健福祉大学
344	220	私	鹿児島純心女子大学
345	221	私	沖縄科学技術大学院大学

第2節 調査票回収状況

2015年度に民間企業との共同研究を実施した実績のある345の国公私立大学（4年制大学及び大学院大学）の研究担当副学長345人を対象に実施したアンケート調査の回収状況は表2-2-1のとおりである。回答者の割合は、学長・副学長・教員が11%、事務系職員が89%、回答率は全体で46%であった。

表 2-2-1 調査票回収状況

対 象	大学数	回答数	回答率
国立大学	77	53	69%
公立大学	47	26	55%
私立大学	221	80	36%
合計	345	159	46%

第3節 調査結果の概要

アンケート調査票は以下の四つのテーマについての質問を設けた。

1. 個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について
2. 組織としての利益相反マネジメントの整備状況について
3. 実際に生じた個人としての利益相反事例について
4. 実際に生じた組織としての利益相反事例について
5. 大学における利益相反に関する自由意見

また、本調査票では冒頭で用語を表 2-3-1 のとおりに定義して示した。いずれも大学を対象として利益相反を定義したものである。

表 2-3-1 本調査における用語の定義

用語	定義
個人としての利益相反	教職員が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他の大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えることをいう。
組織としての利益相反	大学（組織）又は大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長若しくは研究科長等が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他の大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えることをいう。

1. 個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について

(1) 利益相反マネジメントの担当部署について

「1 利益相反マネジメントの担当部署についてお伺いします。」とし、「1.1 利益相反問題に対応する部署はありますか。」とたずねたところ、結果は図 2-3-1～2-3-4 のとおりとなった。図 2-3-1 をみると、全体では 84%が利益相反問題に対応する部署が「ある」と回答している。一方、2016 年度の文部科学省の全国調査では、「機関として利益相反（臨床研究以外の活動に関するもの）に取り組まれていますか」という設問に対して図 2-3-5 のような結果が出ており、「機関として取り組んでいる」大学等は 58%となっている⁵。

⁵ 文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課大学技術移転推進室「平成 28 年

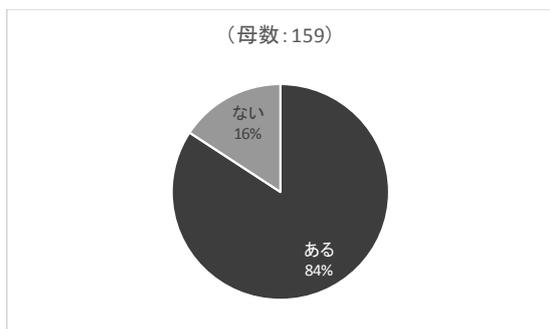


図 2-3-1 利益相反マネジメントの担当部署 (全体)

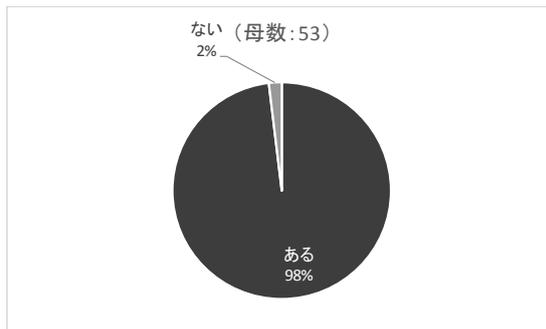


図 2-3-2 利益相反マネジメントの担当部署 (国立大学)

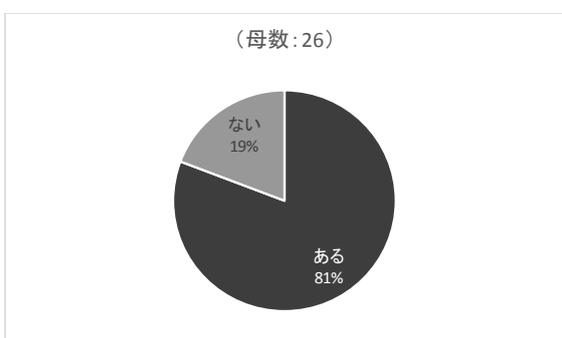


図 2-3-3 利益相反マネジメントの担当部署 (公立大学)

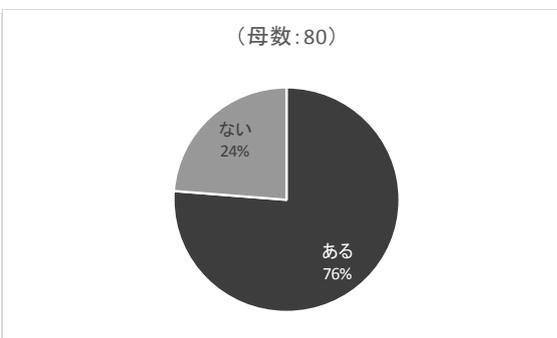


図 2-3-4 利益相反マネジメントの担当部署 (私立大学)

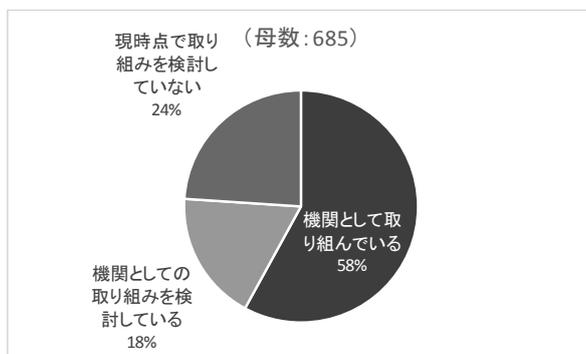


図 2-3-5 2016 年度大学等の利益相反（一般）マネジメント体制 (調査時点：2017 年 4 月 1 日)

注) 国公立大学（短期大学を含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関計 1,056 機関対象の調査で無回答を含まない。

そもそも今回実施したアンケート調査が、2015年度に民間企業との共同研究を実施した実績のある国公立大学を対象としており、産学連携が活発に実施され、結果的に利益相反が生じる可能性が高く、担当部署を設置している大学割合が高いと考えられる。また、国立大学では担当部署の設置割合は最も高く98%となっている（図2-3-2）。

「1.2 担当部署名をご記入ください。なお、全学的な部署のほかに各部局の部署など複数ある場合はそれぞれご記入ください。（記入例：研究推進部産学連携課、附属病院総務部総務課、各研究科の研究支援担当、など）」という設問では、「全学的な部署」、「附属病院における部署」、「その他の部署」の三つの回答欄を設けて具体的な記載を求めた。この結果、まず、設置場所については図2-3-6～2-3-9のとおり結果となった。図2-3-6をみると、全体で98%が全学的な担当部署しており、また、20%（27大学）が附属病院において担当部署が設置している。なお、本アンケート調査の回答大学中、医科・歯科大学は22大学、附属病院が設置されている大学は54大学、その他関係病院（クリニック等）が設置されている大学が8大学あった。

また、「全学的な部署」に記載のあった担当部署名を部署の性質で分類したものが図2-3-10である。利益相反マネジメントの担当部署がどの系列に入っているかを集計したものである。したがって、図中の「利益相反（委員会を含む）担当」というのはどこの系列かが不明で独立して記載されているものや、単に委員会名を記載したものが含まれている。また、

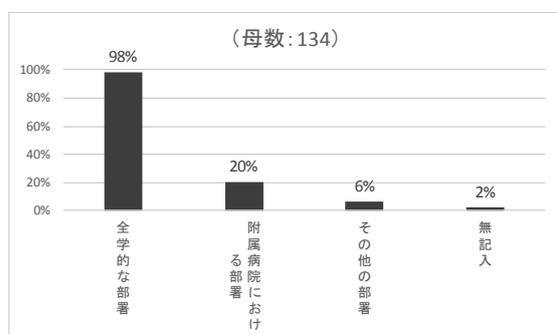


図 2-3-6 利益相反マネジメントの担当部署設置状況（全体）

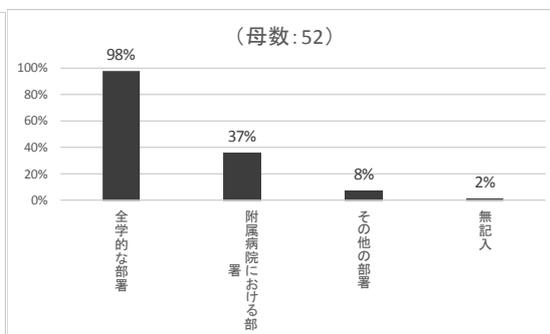


図 2-3-7 利益相反マネジメントの担当部署設置状況（国立大学）

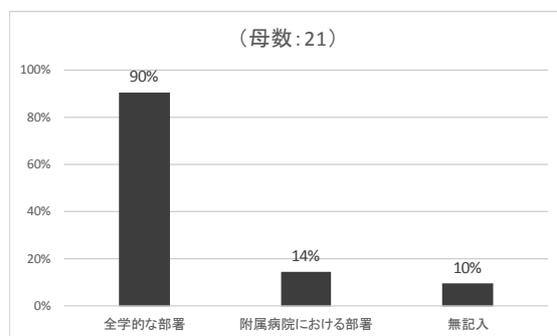


図 2-3-8 利益相反マネジメントの担当部署設置状況（公立大学）

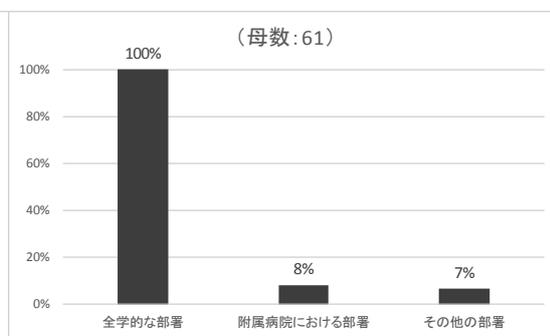


図 2-3-9 利益相反マネジメントの担当部署設置状況（私立大学）

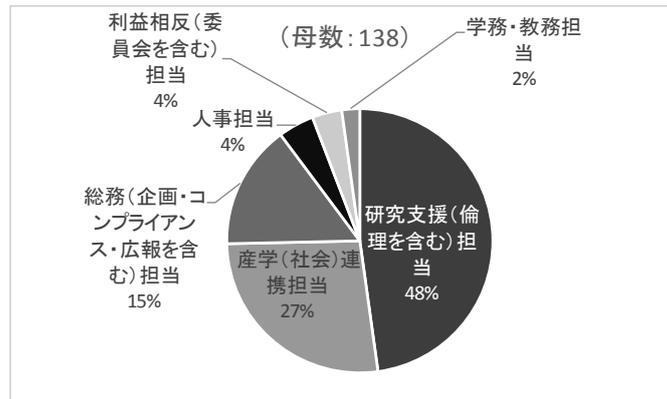


図 2-3-10 利益相反マネジメントの担当部署（全学的な部署）



図 2-3-11 利益相反マネジメントの担当部署（附属病院における部署）

図 2-3-12 利益相反マネジメントの担当部署（その他の部署）

複数の担当部署を記載した大学もあるため母数が回答した大学数を上回っている（資料編参照）。全体では研究協力課や研究支援課といった研究支援を担当する部署が最も多く 48%、次いで産学連携や社会連携を担当する部署が 27%と多かった。

「附属病院における部署」は研究支援担当が 64%、次いで総務担当が 32%であった（図 2-3-11）。「その他の部署」では研究支援担当が最も多く 67%を占めた（図 2-3-12）。全体に研究支援担当部署が利益相反マネジメントを担当しているという大学が多い。

「1.3 担当部署の組織についてあてはまるものすべてにご回答ください。なお、附属病院や各部署など複数の担当部署がある場合は、全学的な担当部署についてのみお答えください。」とし、利益相反担当の教職員について次の五つの選択肢を用意して回答を求めた。

- 利益相反担当の専任の事務職員を置いている [] 人
- 利益相反担当の兼任の事務職員を置いている [] 人
- 利益相反担当の専任の教員を置いている [] 人
- 利益相反担当の兼任の教員を置いている [] 人
- その他→具体的に記入してください。（記入例：専任の URA1 人／兼任の企業出身者（マネージャー・コーディネーター等）1 人、など）

その結果が図 2-3-13～2-3-16 のとおりであった。全体で最も多かったのは「利益相反担当の兼任の事務職員を置いている」の 93%で、次いで「利益相反担当の兼任の教員を置いている」が 23%であった（図 2-3-13）。大学種別に見ても同じ傾向であるが、公立大学のみ「利益相反担当の専任の教員を置いている」の回答がなかった（図 2-3-14～2-3-16）。また、それぞれの人数については、「利益相反担当の兼任の事務職員を置いている」場合は、1 人が 48 大学、2 人が 31 大学、3 人が 29 大学で、最高人数は 6 人であった（資料編参照）。また、「利益相反担当の兼任の教員を置いている」場合は、1 人が 15 大学、2 人が 5 大学で、最高人数は 21 人であったが、10 人以上というのは利益相反委員会のメンバーなどを記載しているものなどではないかと推測される。担当者の合計人数で最大数は国立大学で 17 人、公立大学で 25 人、私立大学で 15 人であった。

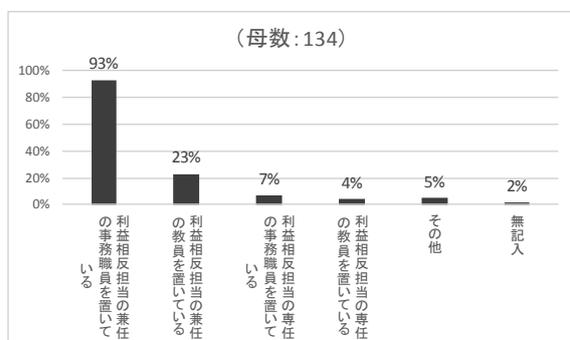


図 2-3-13 利益相反担当の教職員 (全体)

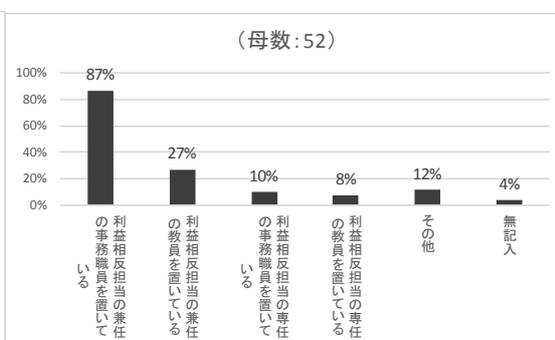


図 2-3-14 利益相反担当の教職員 (国立大学)

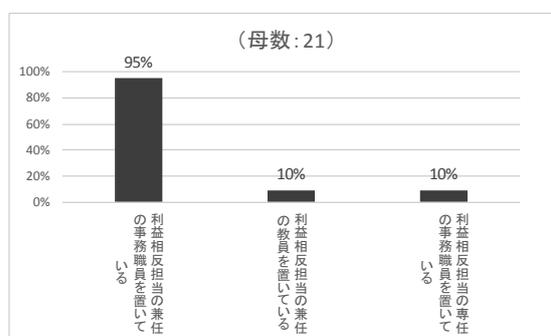


図 2-3-15 利益相反担当の教職員 (公立大学)

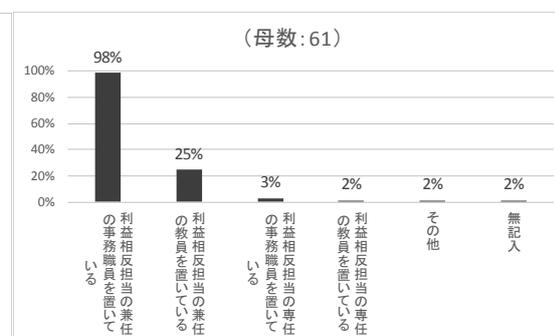


図 2-3-16 利益相反担当の教職員 (私立大学)

(2) 定期的自己申告制度について

「2 貴大学には個人的利益に関する定期的な自己申告制度がありますか（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針に基づく申告を除く。）」との設問に対しては、図 2-3-17～2-3-20 のとおりの回答となった。全体では「定期的自己申告制度がある」が 50%で「定期的自己申告制度はない」が 49%であった（図 2-3-17）。定期的自己申告制

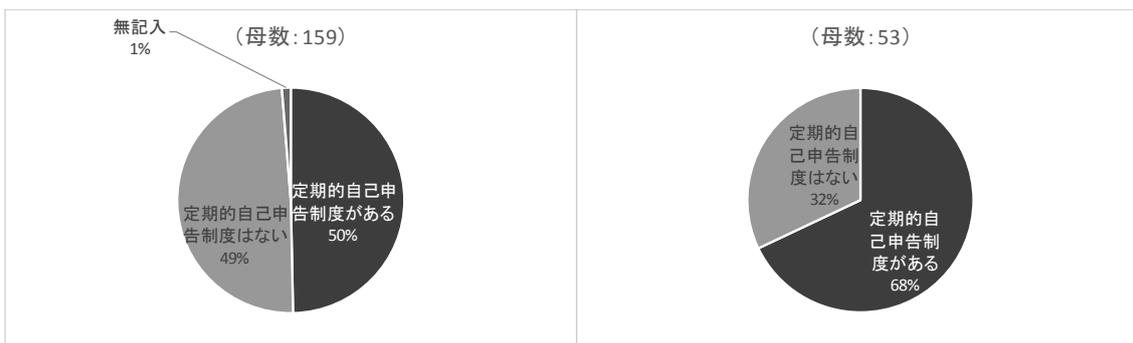


図 2-3-17 定期的自己申告制度（全体）

図 2-3-18 定期的自己申告制度（国立大学）



図 2-3-19 定期的自己申告制度（公立大学）

図 2-3-20 定期的自己申告制度（私立大学）

度があるのは国立大学が最も多く 68%、次いで私立大学で 60%であった（図 2-3-18、2-3-20）。

また、定期的自己申告は年 1 回という回答がほとんどで 74 大学、年 2 回が 2 大学あった（資料編参照）。

（3）利益相反アドバイザーについて

「3 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。」とし、「3.1 利益相反アドバイザーを任命していますか。」とたずねたところ、結果は図 2-3-21～2-3-24 のとおりとなった。任命しているのは全体では 27%で、国立大学は 42%と最も多かった（図 2-3-21、2-3-22）。

「3.2 利益相反アドバイザーはどのような職ですか。」とし、次の二つの選択肢を用意して回答を求めた。

- a. 学内の職員を任命している（職名及び専任・兼任の別： ）
- b. 学外の有識者に委嘱している（本務の職名： ）

結果は図 2-3-25～2-3-28 のとおりとなった。全体では「学外の有識者に委嘱している」場合が多く 58%であったが、「学内の職員を任命している」も 53%と過半数であった（図 2-3-25）。また、私立大学のみ「学内の職員を任命している」の方が多く 60%を占めた（図 2-3-28）。公立大学では「学外の有識者に委嘱している」が 83%と割合が高かった（図 2-3-27）。なお、学内、学外の両方とも任命している大学もあった。

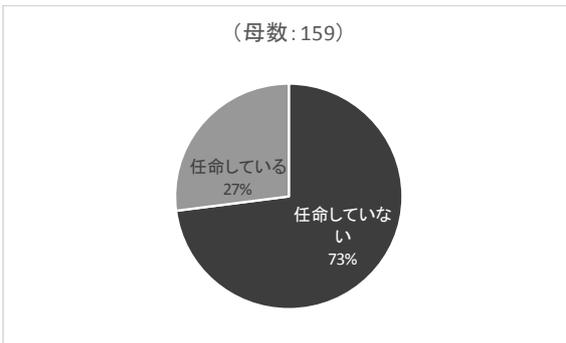


図 2-3-21 利益相反アドバイザーの任命
(全体)

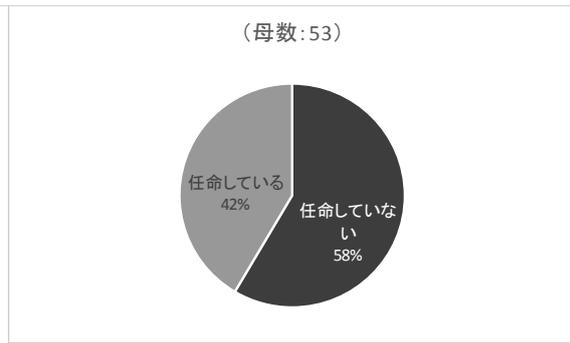


図 2-3-22 利益相反アドバイザーの任命
(国立大学)

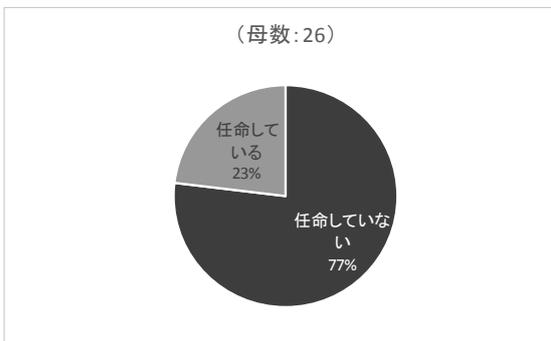


図 2-3-23 利益相反アドバイザーの任命
(公立大学)

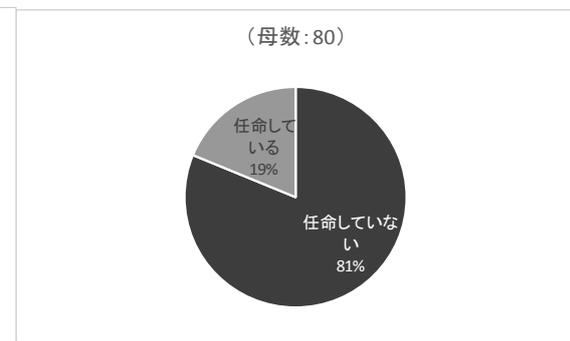


図 2-3-24 利益相反アドバイザーの任命
(私立大学)

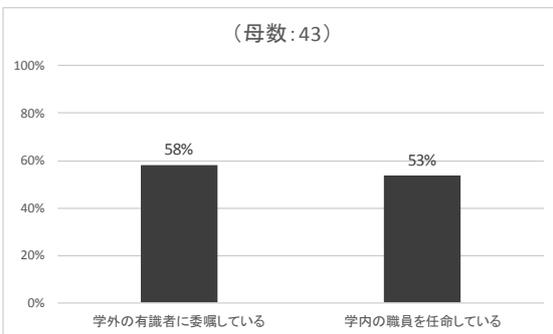


図 2-3-25 利益相反アドバイザーの職
(全体)

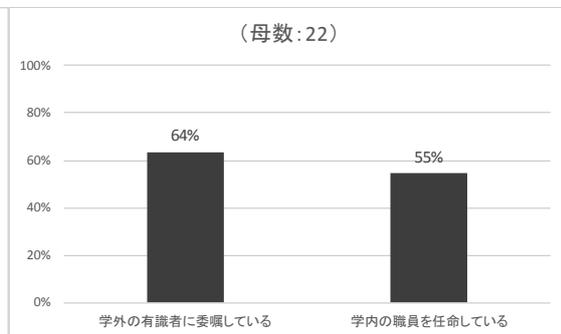


図 2-3-26 利益相反アドバイザーの職
(国立大学)

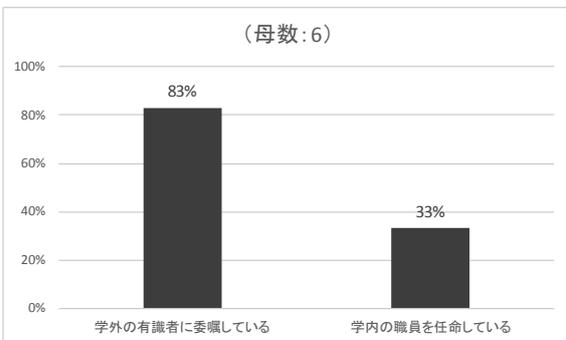


図 2-3-27 利益相反アドバイザーの職
(公立大学)

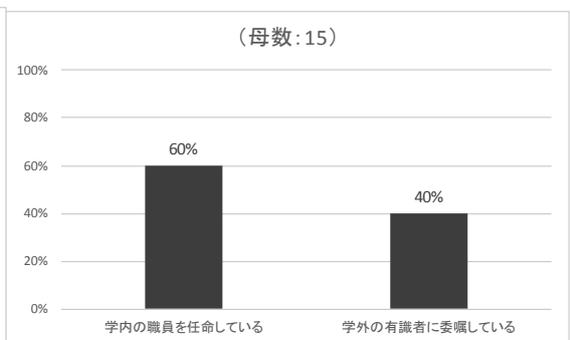


図 2-3-28 利益相反アドバイザーの職
(私立大学)

また、「学内の職員を任命している」場合の職名は教員が 15 人、事務系職員が 12 人、理事が 2 人であった。ただし、教員と事務系職員の両方を任命している大学もある。具体的に多かった職名は教授（7 人）、准教授（6 人）、事務（学務）部長 4 人などである（資料編参照）。専任・兼任の別では、回答のあった 23 件中、兼任が 87%、専任が 17%であった。専任・兼任両者ともいると回答した大学もあった。一方、「学外の有識者に委嘱している」場合の職名は、弁護士 17 人、公認会計士 5 人、（客員）教授 3 人、弁理士 1 人などの回答があった。これらも複数任命している場合が見られた。

「3.3 利益相反アドバイザーが対応した過去 3 年間の相談件数をご記入ください。」とし、平成 27 年度～平成 29 年度の 3 年間の相談件数の記載を求めたところ全体で 38 大学（国立大学 17、公立大学 6、私立大学 15）の記載があった（資料編参照）。平成 27 年度は 0～56 件で、0 件が最も多く 17 大学、次いで 1 件が 4 大学であった。平成 28 年度は 0～59 件で、0 件が最も多く 15 大学、次いで 1 件が 5 大学であった。平成 29 年度は 0～69 件で、0 件が最も多く 15 大学、次いで 1 件が 7 大学であった。

「3.4 上記「3.2」で「b」と回答した方にお伺いします。」、すなわち利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している 25 大学に対して、次の 3.4.1 及び 3.4.2 の設問の回答を求めた。

まず、「3.4.1 利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「e その他」については、複数理由を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。」とし、次の a～e の五つの理由について「1. 大いにあてはまる」、「2. ややあてはまる」、「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」の 5 段階で評価をもらった。

- a 学内に人材がいないため
- b 学内に人材はいるが引き受けてくれないため
- c 学内で人材を育成することが困難であるため
- d 予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため
- e その他：（具体的に）

まず、「学内に人材がいないため」についての結果は図 2-3-29～2-3-32 のとおりであった。全体では「1. 大いにあてはまる」が最も多く 32%、次いで「2. ややあてはまる」が 24%であった（図 2-3-29）。また、国立大学と公立大学では「1. 大いにあてはまる」が最も多くそれぞれ 36%、40%であったが、私立大学では「2. ややあてはまる」が最も多く 50%となった（図 2-3-30～2-3-32）。

次に、「学内に人材はいるが引き受けてくれないため」についての結果は図 2-3-33～2-3-36 のとおりであった。全体では「5. 全くあてはまらない」が最も多く 36%、次いで「4. あまりあてはまらない」が 24%であった（図 2-3-33）。また、国立大学と私立大学では「5. 全くあてはまらない」が最も多くそれぞれ 43%、33%であったが、公立大学では「3. ど

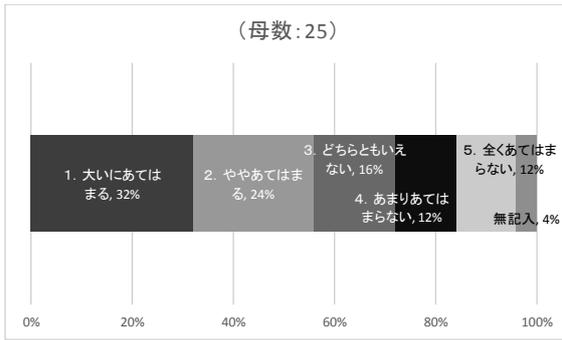


図 2-3-29 学内に人材がないため (全体)

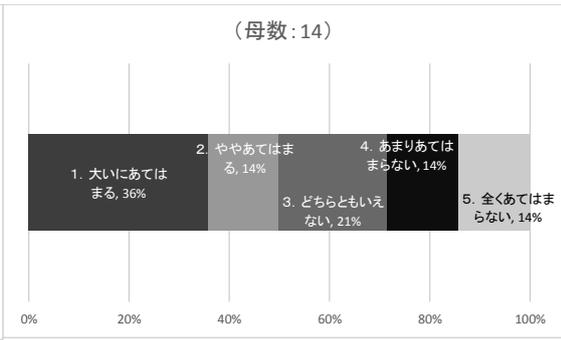


図 2-3-30 学内に人材がないため (国立大学)

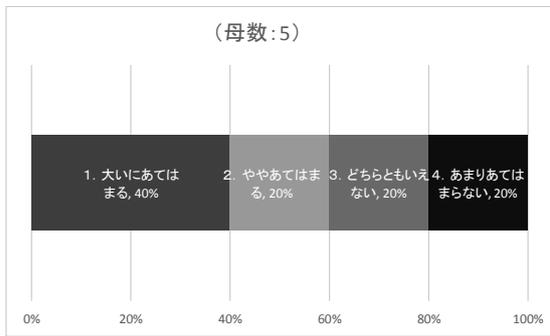


図 2-3-31 学内に人材がないため (公立大学)

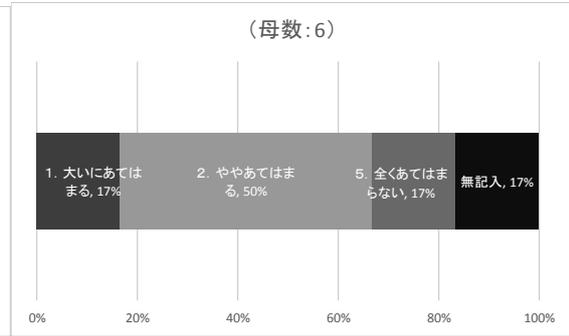


図 2-3-32 学内に人材がないため (私立大学)

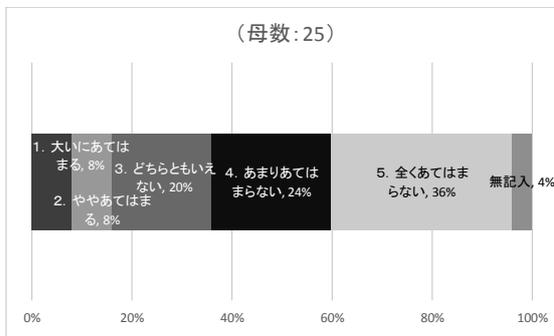


図 2-3-33 学内に人材はいるが引き受けてくれないため (全体)

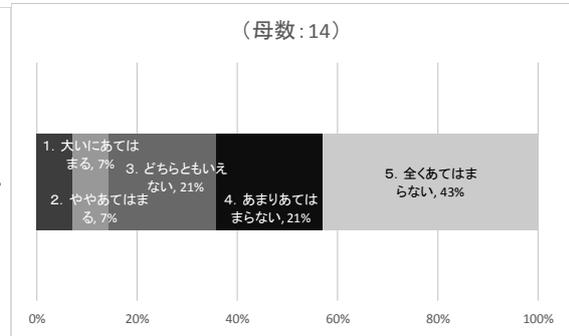


図 2-3-34 学内に人材はいるが引き受けてくれないため (国立大学)

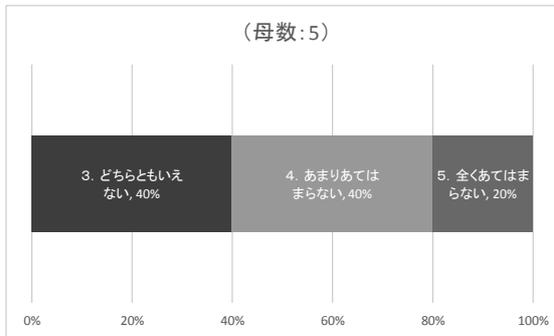


図 2-3-35 学内に人材はいるが引き受けてくれないため (公立大学)

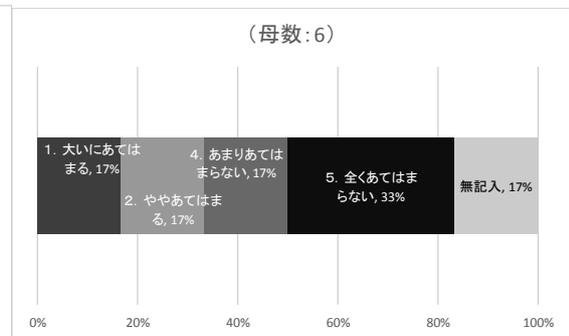


図 2-3-36 学内に人材はいるが引き受けてくれないため (私立大学)

ちらともいえない」と「4. あまりあてはまらない」が同数で最も多く各 40%となった（図 2-3-34～2-3-36）。

「学内で人材を育成することが困難であるため」についての結果は図 2-3-37～2-3-40 のとおりであった。全体では「1. 大いにあてはまる」、「3. どちらともいえない」、が最も多く各 28%であった（図 2-3-37）。また、国立大学では「1. 大いにあてはまる」、「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」が最も多く同数であり、公立大学では「3. どちらともいえない」が 60%、私立大学では「1. 大いにあてはまる」が 50%と最も多かった（図 2-3-38～2-3-40）。

「予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため」についての結果は図 2-3-41～2-3-44 のとおりであった。全体では「3. どちらともいえない」が最も多く 24%で、次いで「2. ややあてはまる」と「4. あまりあてはまらない」が 20%で並んだ（図 2-3-41）。国立大学では「3. どちらともいえない」が最も多く 29%、公立大学では「2. ややあてはまる」と「3. どちらともいえない」が並んで 40%、私立大学では「1. 大いにあてはまる」が 33%と最も多かった（図 2-3-42～2-3-44）。

また、「その他」には 8 件の具体的な記載があった。利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由について、多くは中立性や客観性を確保するためという記載であった（資料編参照）。

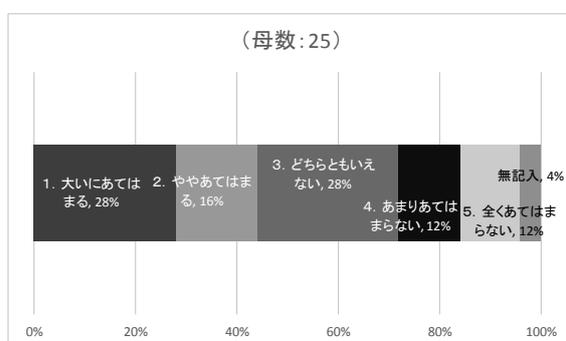


図 2-3-37 学内で人材を育成することが困難であるため（全体）

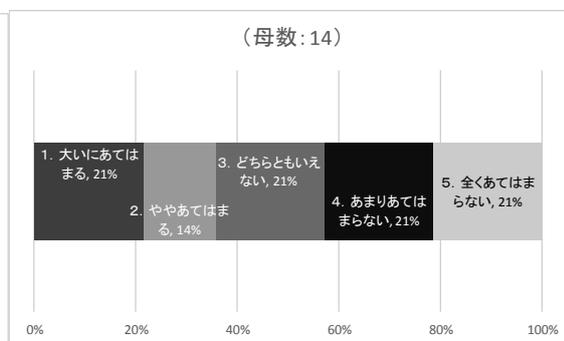


図 2-3-38 学内で人材を育成することが困難であるため（国立大学）

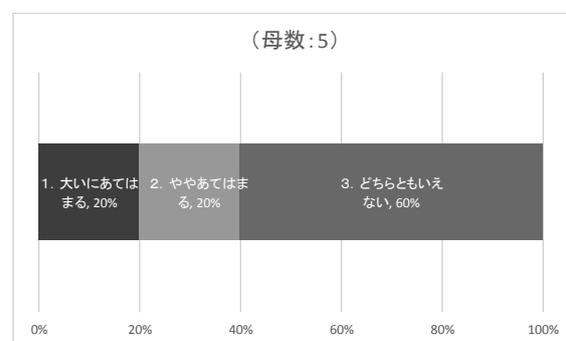


図 2-3-39 学内で人材を育成することが困難であるため（公立大学）

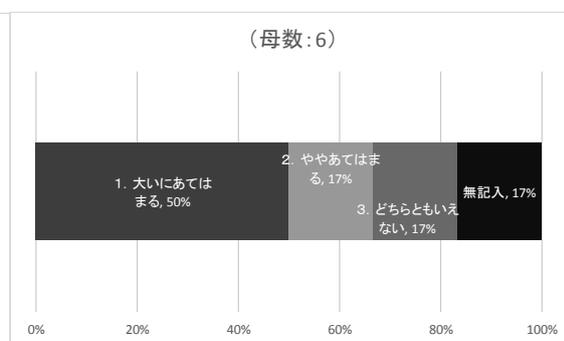


図 2-3-40 学内で人材を育成することが困難であるため（私立大学）

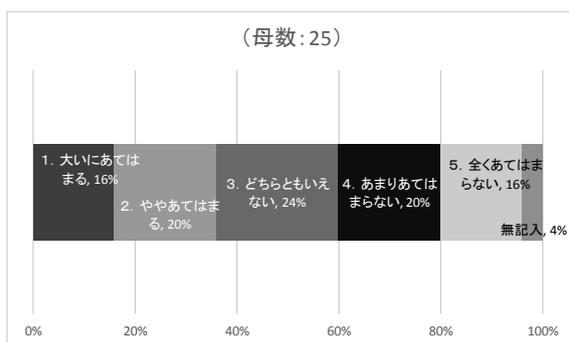


図 2-3-41 予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため (全体)

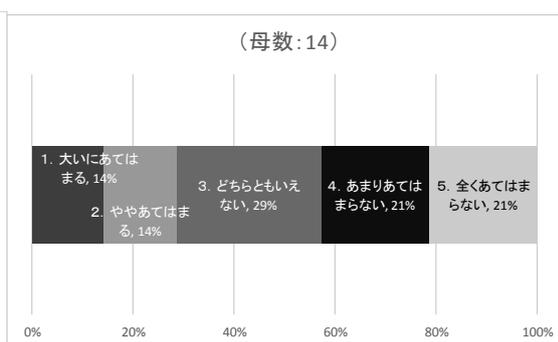


図 2-3-42 予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため (国立大学)

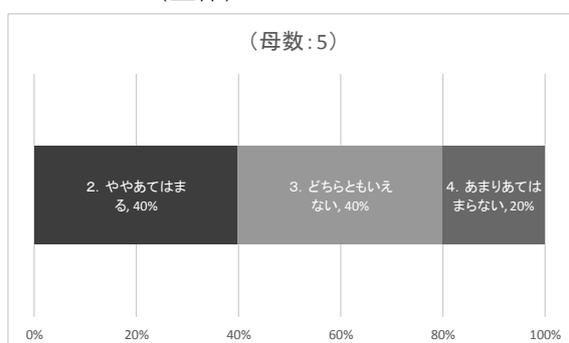


図 2-3-43 予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため (公立大学)

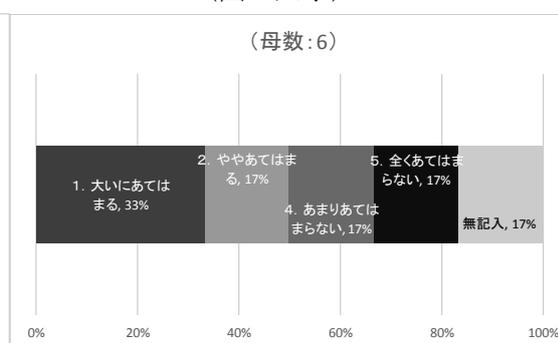


図 2-3-44 予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため (私立大学)

なお、5段階評価について「1. 大いにあてはまる」を5点、「2. ややあてはまる」4点、「3. どちらともいえない」3点、「4. あまりあてはまらない」2点、「5. 全くあてはまらない」1点を付与して平均点を算出したのが表 2-3-2 である。

表 2-3-2 利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由の評価平均点

理由	評価平均点			
	全体	国立大学	公立大学	私立大学
学内に人材がないため	3.5	3.4	3.8	3.6
学内に人材はいるが引き受けてくれないため	2.3	2.1	2.2	2.6
学内で人材を育成することが困難であるため	3.4	2.9	3.6	4.4
予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため	3.0	2.8	3.2	3.4

全体では「学内に人材がいないため」という理由が若干当てはまり、「学内に人材はいるが引き受けてくれないため」という理由があまり当てはまらないという状況である。「学内に人材がいないため」は大学種類別で見ると公立大学が最も高い数値であり、「学内で人材を育成することが困難であるため」は私立大学でかなり当てはまっているといえる。

次に、「3.4.2 利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱していることに伴う課題」について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。」とし、次のa～gの七つの理由について「1. 大いにあてはまる」、「2. ややあてはまる」、「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」の5段階で評価をもらった。

- a 学外のためすぐに対応してくれない（時間がかかる）
- b 大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる
- c 大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安
- d いつも似たような回答しか得られない
- e 謝金が高額で負担が大きい
- f 年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい
- g その他：(具体的に)

まず、「学外のためすぐに対応してくれない（時間がかかる）」についての結果は図 2-3-45～2-3-48 のとおりであった。全体では「5. 全くあてはまらない」が最も多く 28%、次いで「2. ややあてはまる」が 24%であった（図 2-3-45）。また、国立大学では「3. どちらともいえない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各 29%となった（図 2-3-46）。公立大学では「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各 40%、私立大学では「2. ややあてはまる」が最も多く 33%となった（図 2-3-47、2-3-48）。

次に、「大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる」についての結果は図 2-3-49～2-3-52 のとおりであった。全体では「3. どちらともいえない」が最も多く 36%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 28%であった（図 2-3-49）。また、国立大学では「3. どちらともいえない」が最も多く 43%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 29%であった（図 2-3-50）。公立大学では「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各 40%、私立大学では「3. どちらともいえない」が最も多く 33%となった（図 2-3-51、2-3-52）。

「大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安」についての結果は図 2-3-53～2-3-56 のとおりであった。全体では「4. あまりあてはまらない」が最も多く 36%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 28%であった（図 2-3-53）。また、国立大学と私立大学でも「4. あまりあてはまらない」が最も多くそれぞれ 36%、33%で、公立大学では「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く

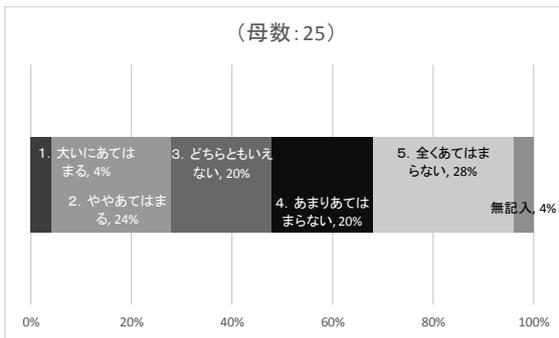


図 2-3-45 学外のためすぐに対応してくれない(時間がかかる)(全体)

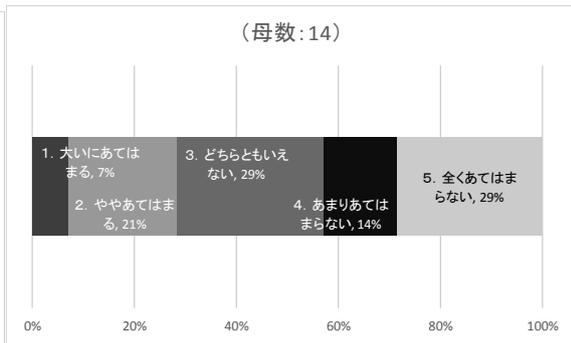


図 2-3-46 学外のためすぐに対応してくれない(時間がかかる)(国立大学)

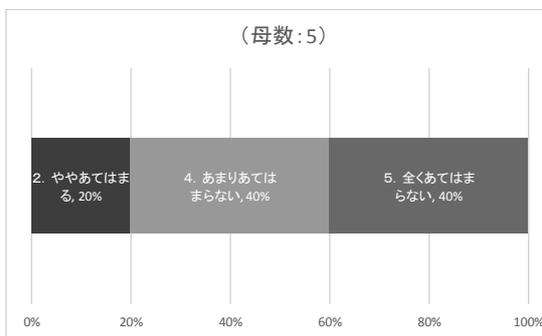


図 2-3-47 学外のためすぐに対応してくれない(時間がかかる)(公立大学)

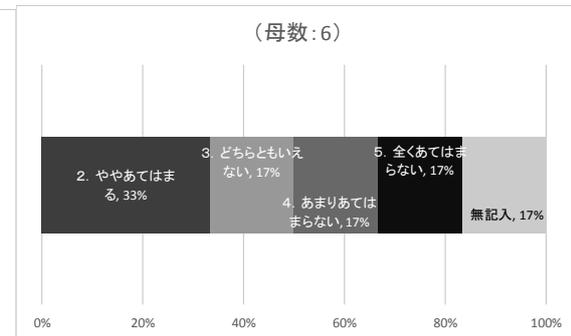


図 2-3-48 学外のためすぐに対応してくれない(時間がかかる)(私立大学)

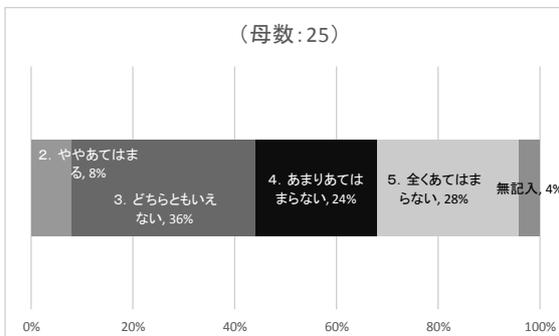


図 2-3-49 大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる(全体)

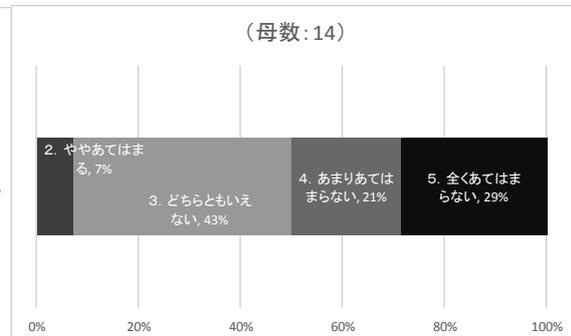


図 2-3-50 大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる(国立大学)

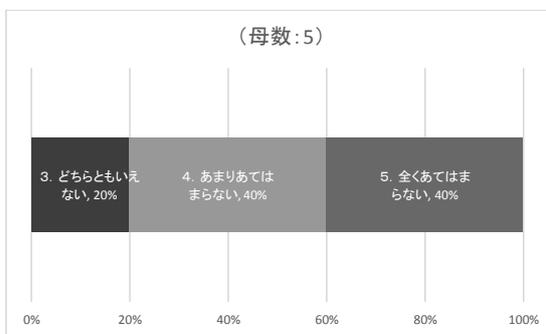


図 2-3-51 大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる(公立大学)

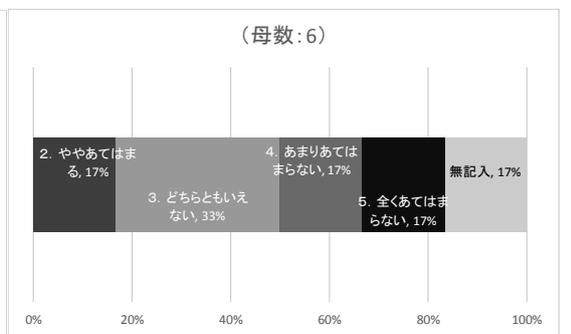


図 2-3-52 大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる(私立大学)

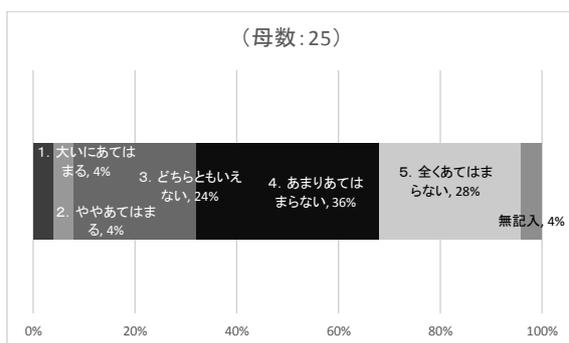


図 2-3-53 大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安 (全体)

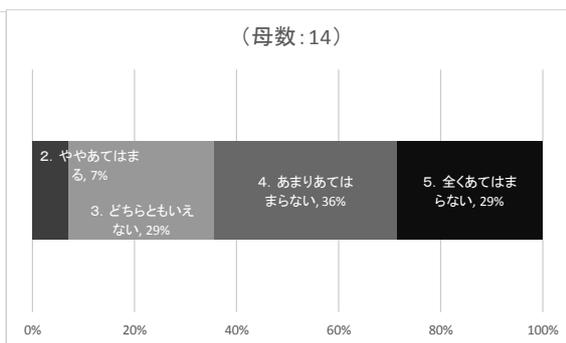


図 2-3-54 大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安 (国立大学)

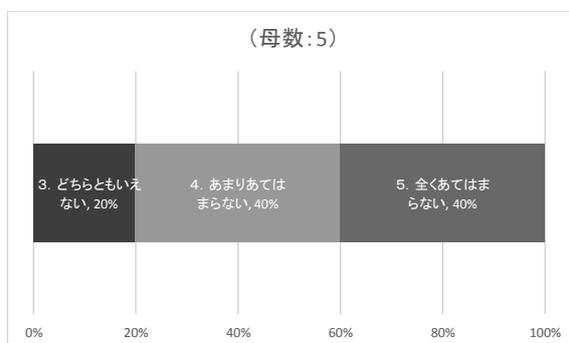


図 2-3-55 大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安 (公立大学)

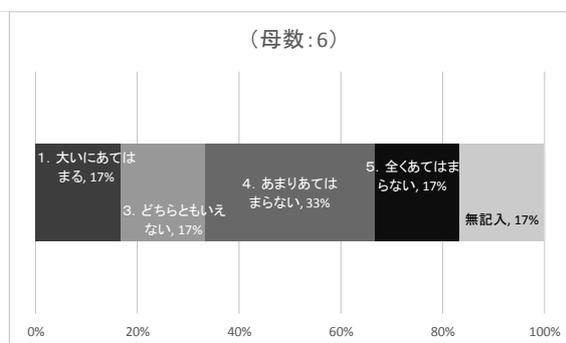


図 2-3-56 大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安 (私立大学)

各 40%であった (図 2-3-54~2-3-56)。

「いつも似たような回答しか得られない」についての結果は図 2-3-57~2-3-60 のとおりであった。全体では「4. あまりあてはまらない」が最も多く 40%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 28%であった (図 2-3-57)。国立大学も同様の傾向で、「4. あまりあてはまらない」が最も多く 36%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 29%であった (図 2-3-58)。公立大学では「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が並んで最も多く 40%、私立大学では「4. あまりあてはまらない」が 50%と最も多かった (図 2-3-59、2-3-60)。

「謝金が高額で負担が大きい」についての結果は図 2-3-61~2-3-64 のとおりであった。全体では「4. あまりあてはまらない」が最も多く 32%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 28%であった (図 2-3-61)。公立大学でも「4. あまりあてはまらない」が最も多く 60%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 40%であった (図 2-3-63)。国立大学では「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各 29%で、私立大学では「2. ややあてはまる」が最も多く 33%となった (図 2-3-62、2-3-64)。

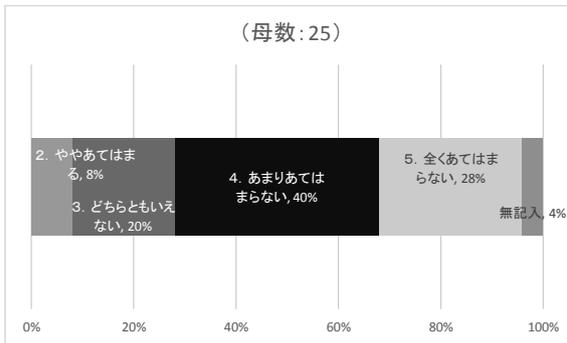


図 2-3-57 いつも似たような回答しか得られない (全体)

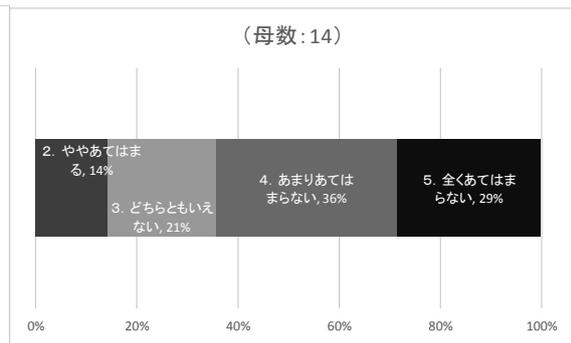


図 2-3-58 いつも似たような回答しか得られない (国立大学)

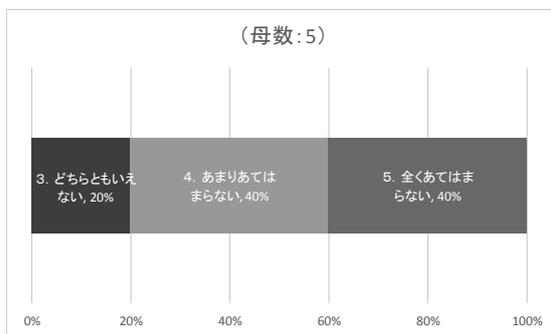


図 2-3-59 いつも似たような回答しか得られない (公立大学)

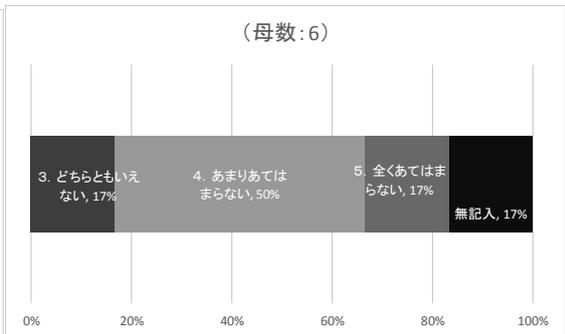


図 2-3-60 いつも似たような回答しか得られない (私立大学)

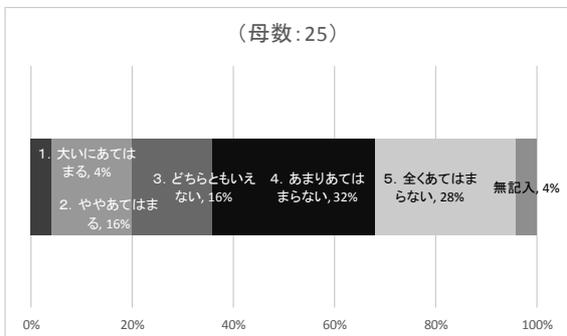


図 2-3-61 謝金が高額で負担が大きい (全体)

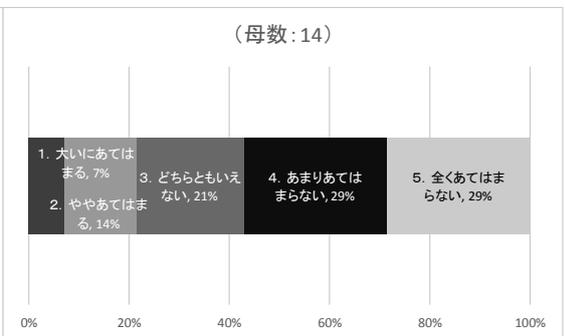


図 2-3-62 謝金が高額で負担が大きい (国立大学)

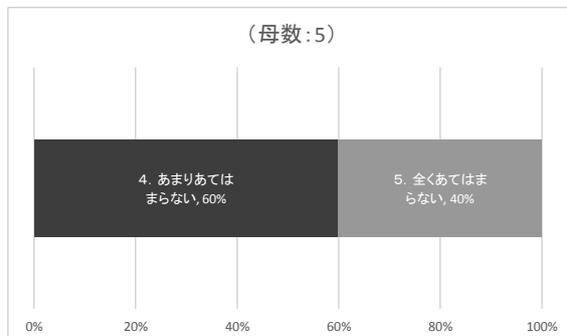


図 2-3-63 謝金が高額で負担が大きい (公立大学)

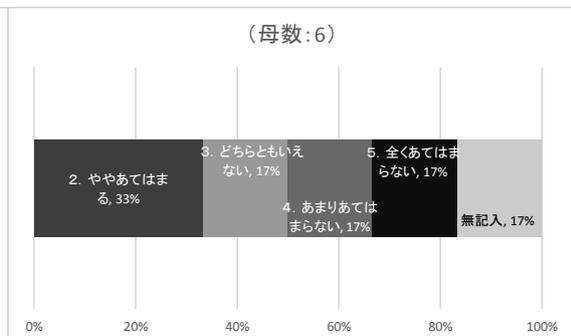


図 2-3-64 謝金が高額で負担が大きい (私立大学)

「年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい」についての結果は図 2-3-65～2-3-68 のとおりであった。全体では「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各 28%であった（図 2-3-65）。また、国立大学では「3. どちらともいえない」が最も多く 43%、次いで「4. あまりあてはまらない」が 29%であった（図 2-3-66）。公立大学では「4. あまりあてはまらない」が最も多く 60%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 40%、私立大学では「5. 全くあてはまらない」が最も多く 33%となった（図 2-3-67、2-3-68）。

また、「その他」の回答はなかった。

なお、5段階評価について「1. 大いにあてはまる」を 5 点、「2. ややあてはまる」4 点、「3. どちらともいえない」3 点、「4. あまりあてはまらない」2 点、「5. 全くあてはまらない」1 点を付与して平均点を算出したのが表 2-3-3 である。

中央値は 3 であるため、全体として課題はあまりないといえる。特に公立大学では課題があまりなく、私立大学の方が課題があるとする傾向がある。

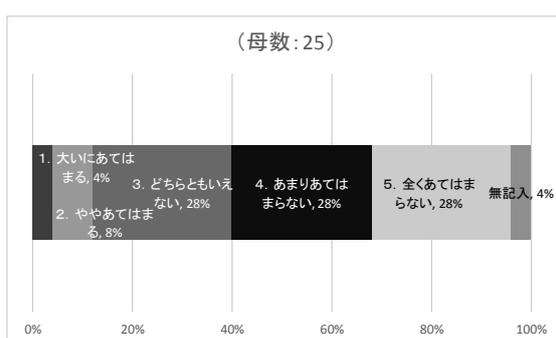


図 2-3-65 年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい (全体)

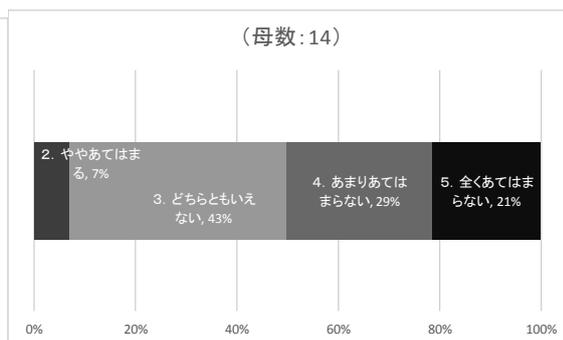


図 2-3-66 年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい (国立大学)

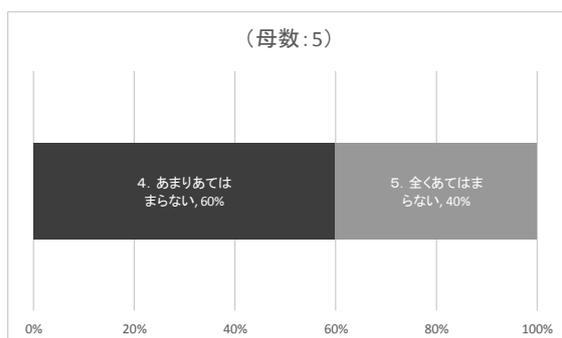


図 2-3-67 年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい (公立大学)

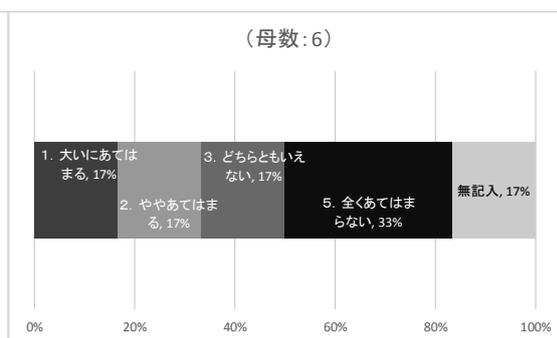


図 2-3-68 年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい (私立大学)

表 2-3-3 利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱していることに伴う課題についての評価平均点

理由	評価平均点			
	全体	国立大学	公立大学	私立大学
学外のためすぐに対応してくれない (時間がかかる)	2.5	2.6	2.0	2.8
大学の事情に精通していないので説明 に時間がかかる	2.3	2.3	1.8	2.6
大学の事情に精通していないので適切 な回答が得られているのか不安	2.2	2.1	1.8	2.6
いつも似たような回答しか得られない	2.1	2.2	1.8	2.0
謝金が高額で負担が大きい	2.3	2.4	1.6	2.8
年間の相談件数が見通しにくく予算が 立てづらい	2.3	2.4	1.6	2.8

(4) 利益相反委員会について

「4 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。」とし、「4.1 利益相反委員会を設置していますか。」とたずねたところ、結果は図 2-3-69～2-3-72 のとおりとなった。設置しているのは全体では 86%で、国立大学は 98%と最も多かった（図 2-3-69、2-3-70）。

「4.2 利益相反委員会の設置形態について、あてはまるものをすべて選択してください。」とし、次の五つの選択肢を用意して回答を求めた。

- a. 全学の委員会が設置されている
- b. 附属病院が設置されていて附属病院の委員会も設置されている
- c. 附属病院は設置されていないので附属病院の委員会も設置されていない
- d. 研究科等各部局にそれぞれ委員会が設置されている
- e. その他（具体的に：）

結果は図 2-3-73～2-3-76 のとおりとなった。全体では「全学の委員会が設置されている」場合が多く 97%であり、「附属病院が設置されていて附属病院の委員会も設置されている」が 15%、「研究科等各部局にそれぞれ委員会が設置されている」が 3%であった（図 2-3-73）。なお、回答のうち、「附属病院は設置されていないので附属病院の委員会も設置されていない」にチェックがあるはずの大学であってチェックのないものについては、附属病院の有無を調査の上回答を補っている。大学種別で見ても大きな差異はないが、公立大学で「研究科等各部局にそれぞれ委員会が設置されている」と回答した大学はなかった（図 2-3-74～2-3-76）。

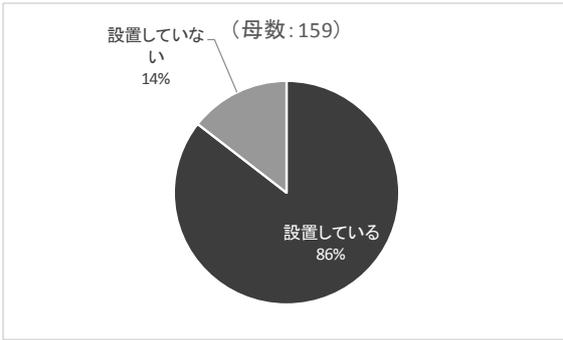


図 2-3-69 利益相反委員会の設置(全体)

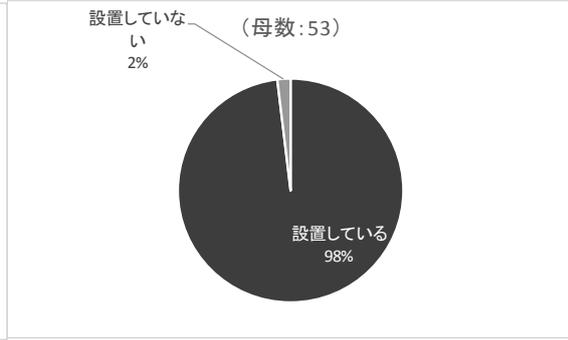


図 2-3-70 利益相反委員会の設置(国立大学)

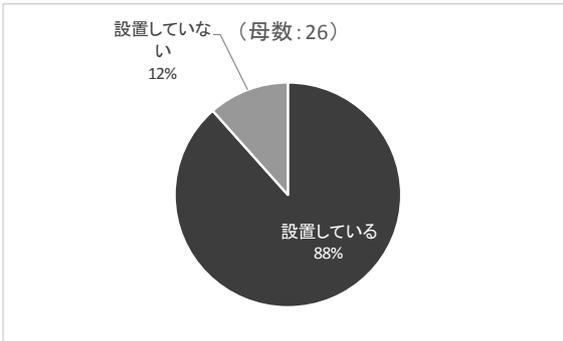


図 2-3-71 利益相反委員会の設置
(公立大学)

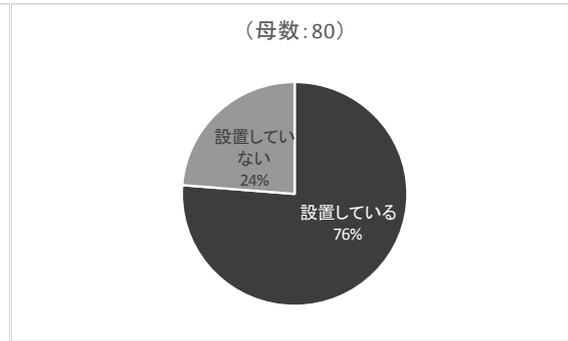


図 2-3-72 利益相反委員会の設置
(私立大学)

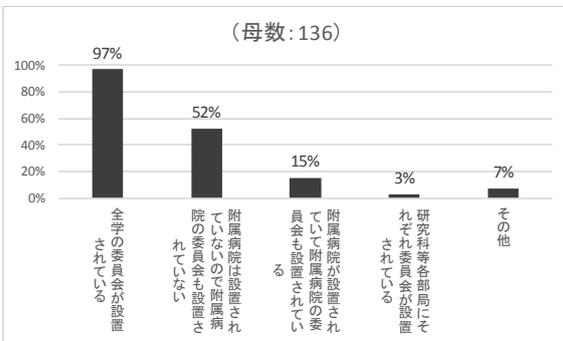


図 2-3-73 利益相反委員会の設置形態(全体)

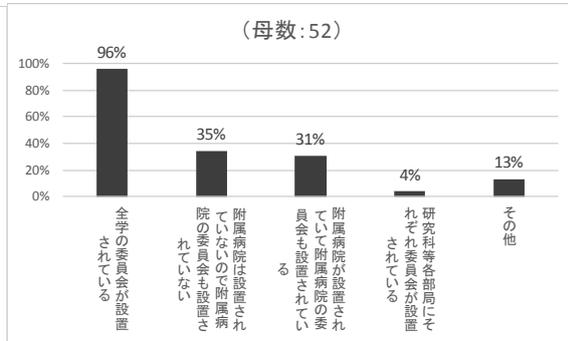


図 2-3-74 利益相反委員会の設置形態(国立大学)

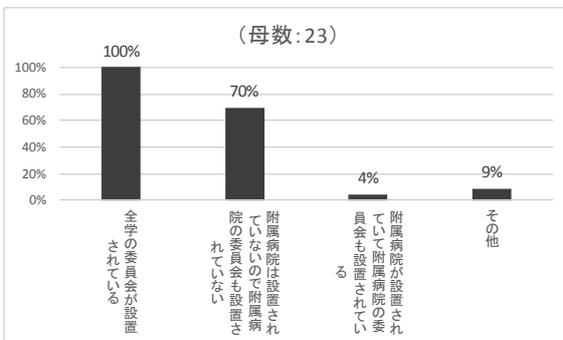


図 2-3-75 利益相反委員会の設置形態
(公立大学)

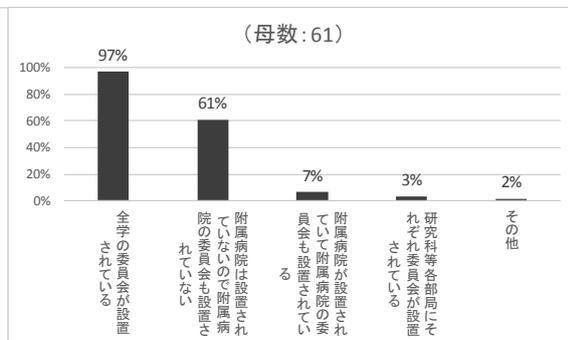


図 2-3-76 利益相反委員会の設置形態
(私立大学)

「4.3 人を対象とする研究（臨床研究を含む。）や厚生労働省の科学研究費補助金による研究などにおける利益相反を審査する委員会はどのような設置形態になっていますか。あてはまるものをすべて選択してください。」とし、次の六つの選択肢を用意して回答を求めた。

- a. 全学で一つ設置された利益相反委員会で審査する
- b. 附属病院が設置されていて附属病院に設置された委員会で審査する
- c. 附属病院は設置されていないので附属病院で審査することもない
- d. 研究科等各部局に設置された委員会が審査する
- e. 臨床研究だけはその他の利益相反委員会とは異なる別の委員会を設置している
- f. その他（具体的に：）

結果は図 2-3-77～2-3-80 のとおりとなった。全体では「全学で一つ設置された利益相反委員会で審査する」場合が最も多く 72%であった。大学種別で見ると、公立大学及び私立大学は 8 割近いが、国立大学は 62%で比較的分散傾向にある（図 2-3-78～2-3-80）。全体で「附属病院が設置されていて附属病院に設置された委員会で審査する」が 14%、「研究科等各部局に設置された委員会が審査する」が 9%、「臨床研究だけはその他の利益相反委員会とは異なる別の委員会を設置している」は 11%であった（図 2-3-77）。なお、回答のうち、「附属病院は設置されていないので附属病院で審査することもない」にチェックがあるは

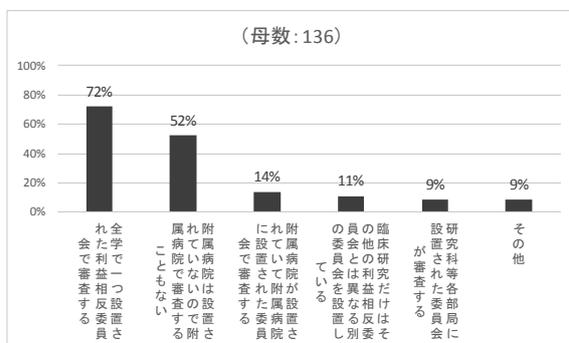


図 2-3-77 人を対象とする研究等における利益相反の審査（全体）

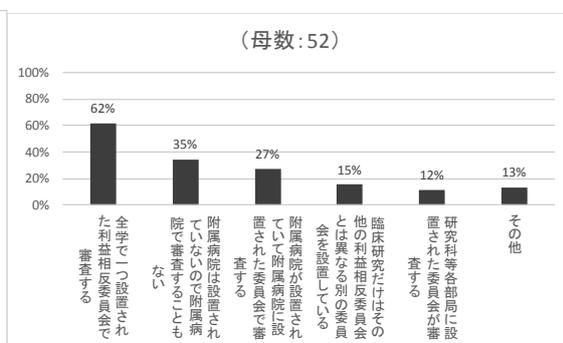


図 2-3-78 人を対象とする研究等における利益相反の審査（国立大学）

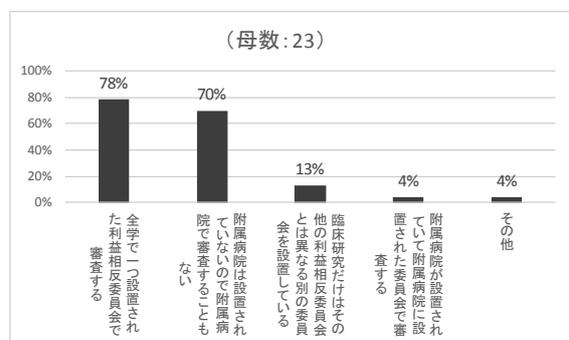


図 2-3-79 人を対象とする研究等における利益相反の審査（公立大学）

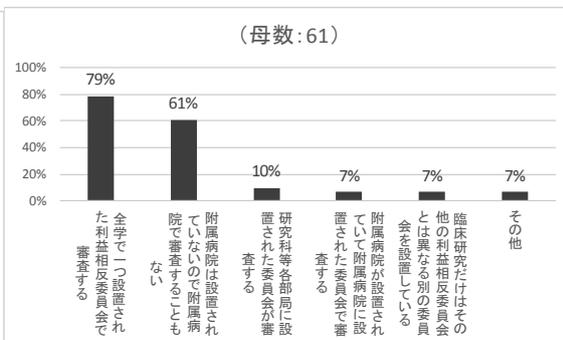


図 2-3-80 人を対象とする研究等における利益相反の審査（私立大学）

ずの大学であってチェックのないものについては、附属病院の有無を調査の上回答を補っている。

「4.4 利益相反委員会には利益相反に関する有識者が含まれていますか。」とたずねたところ、結果は図 2-3-81～2-3-84 のとおりとなった。利益相反委員会に利益相反に関する有識者が含まれているのは全体では 67% で、国立大学は 77% と最も多く、公立大学及び私立大学は 61% であった（図 2-3-81～2-3-84）。

また、利益相反に関する有識者が「含まれている」と回答した場合に「具体的に記入してください。（記入例：全学の委員会に学内の有識者 1 人が参加している／学外の有識者 1 人が参加している／委員会は複数設置されているので有識者の有無は部局ごとに異なる、など）」として具体的な記載を求めたところ 90 大学の記載があり、全体では「学外の有識者 1 人」という回答が最も多く 49 件、次いで「学外の有識者 2 人」が 9 件であった（表 2-3-4）。国立大学では 2 番目に「複数の委員会があり参加者は異なる」（6 件）となったことが特徴的である。全般に学内の有識者よりも学外の有識者に依頼することが多いことが分かった。（資料編参照）

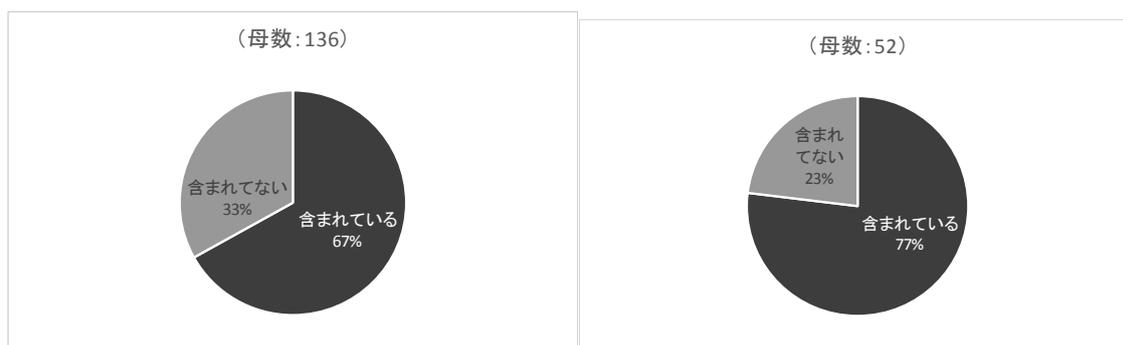


図 2-3-81 委員会における利益相反に関する有識者の有無（全体） 図 2-3-82 委員会における利益相反に関する有識者の有無（国立大学）

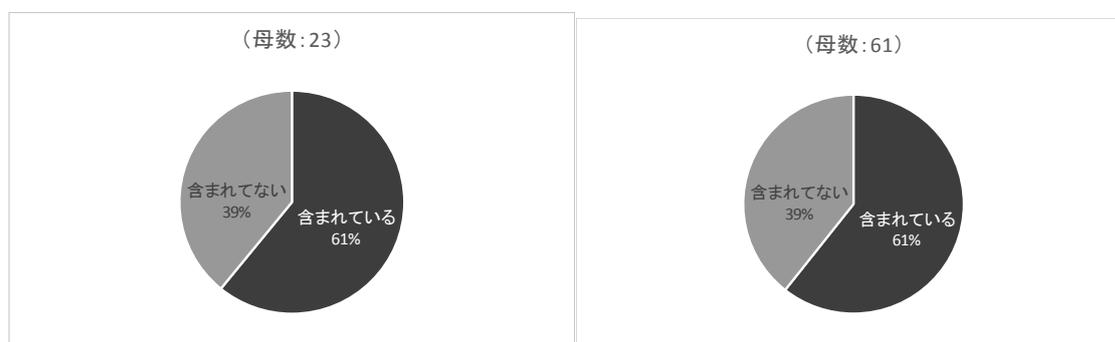


図 2-3-83 委員会における利益相反に関する有識者の有無（公立大学） 図 2-3-84 委員会における利益相反に関する有識者の有無（私立大学）

表 2-3-4 利益相反委員会における利益相反に関する有識者

利益相反に関する有識者の人数	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
学外の有識者 1 人	17	10	22	49
学外の有識者 2 人	4	1	4	9
複数の委員会があり参加者は異なる	6		1	7
学内の有識者 1 人	4		3	7
学内の有識者 1 人、学外の有識者 1 人	2		2	4
学外の有識者 3 人	3			3
学外の有識者 4 人		1	1	2
学内の有識者 2 人、学外の有識者 1 人	1		1	2
学外の有識者 (人数不明)	1	1		2
学内の有識者 2 人			1	1
学内の有識者 3 人、学外の有識者 2 人	1			1
学内外若干数ずつ			1	1
長年委員を務める者 (人数不明)		1		1
1 人			1	1
計	39	14	37	90

「4.5 全学対象の利益相反委員会について年間の平均審査件数（過去 3 年程度の平均）をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。）」とたずねたところ、132 件の回答があり、0～3,974 件の幅で記載があった（資料編参照）。記載された件数別にグラフ化したものが図 2-3-85 である。0 件、0.3～8 件、10 件、100～838 件、2,600～3,974 件の割合はそれぞれ 27%、30%、27%、14%、1%、未審査 1% である。

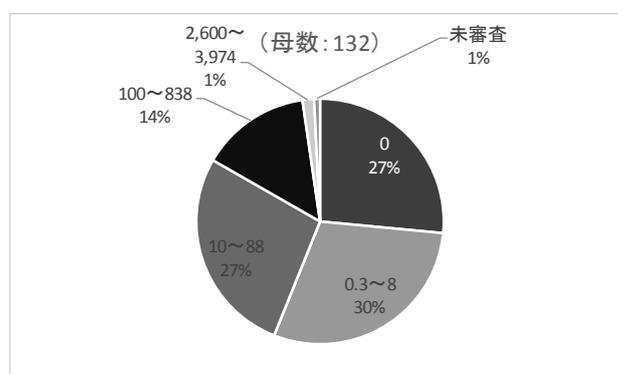


図 2-3-85 全学対象の利益相反委員会について年間の平均審査件数
(過去 3 年程度の平均)

～88件の審査がそれぞれ約3分の1ずつある。数百件以上の回答というのは、実際に一つ一つチェックをして具体的な審査をしたというよりも、申告書を提出させて重大な利益相反関係をスクリーニングする以前の段階のものではないかと想像されるが、実際のところは不明である。最も多かったのは0件（35件）、次いで1件（13件）、3件（8件）であった。

「4.6 平成29年度の全学対象の利益相反委員会の審査結果で研究計画の修正や金銭的利益の放棄等何らかの指示をした件数をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。また、利益相反アドバイザーによる対応は含まない。）」とたずねたところ、132大学の回答があり、0～81件の幅で記載があった（資料編参照）。記載された件数別に表にしたものが表2-3-5である。指示は0件という回答が114大学、次いで1件の指示が8大学、2件の指示が2大学であった。

表 2-3-5 全学対象の利益相反委員会の審査で何らかの指示をした件数（平成29年度）

指示をした件数	大学数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
0	45	21	48	114
1	3	1	4	8
2			2	2
3	1			1
4	1			1
6			1	1
57			1	1
81			1	1
未審査等		1	2	3
計	50	23	59	132

（5）利益相反アドバイザーボードについて

「5 利益相反に関して学外者のみで審議する委員会（以下「利益相反アドバイザーボード」という。）についてお伺いします。」とし、「5.1 学内の構成員を中心として設置される利益相反委員会とは別に、学外者で構成される利益相反アドバイザーボードを設置していますか。」とたずねたところ、結果は図2-3-86～2-3-89のとおりとなった。「設置している」と回答のあったのは国立大学8大学（15%）のみで、全体では5%であった（図2-3-86、2-3-87）。また、「設置している」と回答した大学に対して「構成や人数について具体的に記入してください。（記入例：学外有識者のみ5人で構成される／学外有識者3人及び一

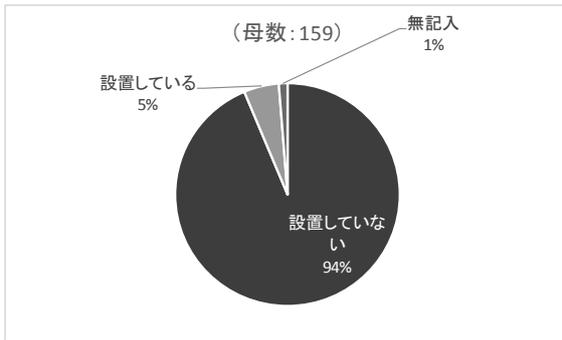


図 2-3-86 利益相反アドバイザーボードの設置 (全体)

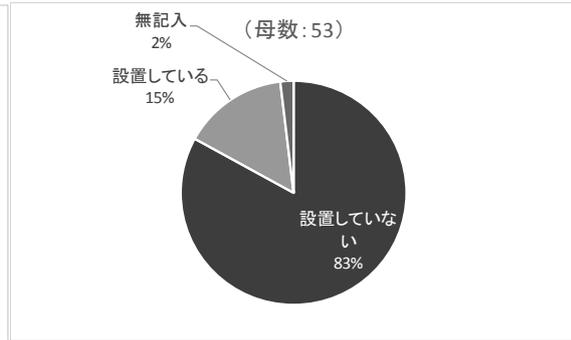


図 2-3-87 利益相反アドバイザーボードの設置 (国立大学)



図 2-3-88 利益相反アドバイザーボードの設置 (公立大学)

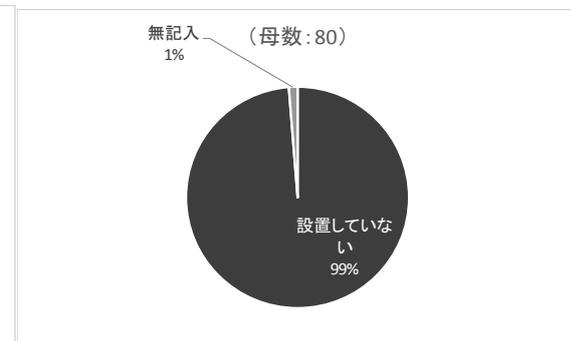


図 2-3-89 利益相反アドバイザーボードの設置 (私立大学)

般市民 2 人、など)」とたずねたところ、学外有識者 3 人と記載のあった大学が 3 大学と最も多く、他は最低 2 人、最高 9 人であった (資料編参照)。

「5.2 上記「5.1」で「a」と回答した方にお伺いします。利益相反アドバイザーボードの運用に伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。」とし、次の a～g の七つの課題について「1. 大いにあてはまる」、「2. ややあてはまる」、「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」の 5 段階で評価をしてもらった。

- a 適当な人材が少ない
- b 人材がいても引き受けてもらうのが困難
- c 大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について理解をしてもらうのに時間がかかる
- d 大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について適切な対応をしているのか不安
- e 謝金・旅費の支出が大学にとって負担
- f 人によって意見が大きく異なり結論を導き出すのが困難
- g その他：(具体的に)

これらについては、上述のとおり「5.1」で「a」と回答したのは国立大学の8大学のみであり、結果は図 2-3-90～2-3-95 のとおりであった。「適当な人材が少ない」については、「1. 大いにあてはまる」、「3. どちらともいえない」、「5. 全くあてはまらない」が最も多く各 25%であった（図 2-3-90）。

「人材がいても引き受けてもらうのが困難」は「3. どちらともいえない」が最も多く 63%、次いで「5. 全くあてはまらない」25%であった（図 2-3-91）。

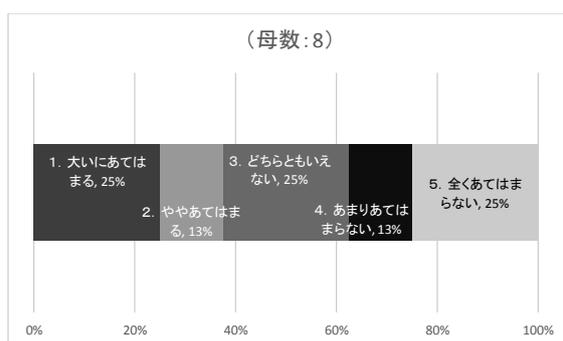


図 2-3-90 適当な人材が少ない（国立大学）

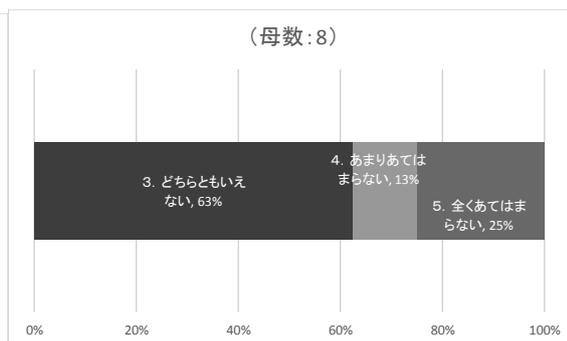


図 2-3-91 人材がいても引き受けてもらうのが困難（国立大学）

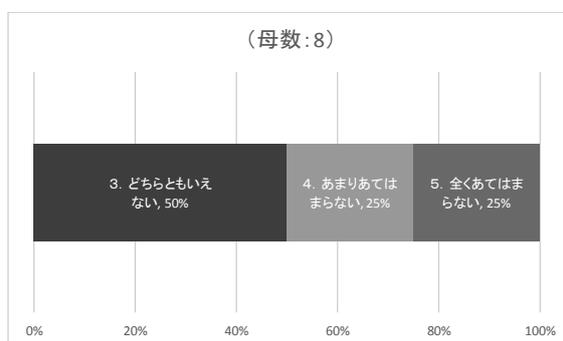


図 2-3-92 問題について理解をしてもらうのに時間がかかる（国立大学）

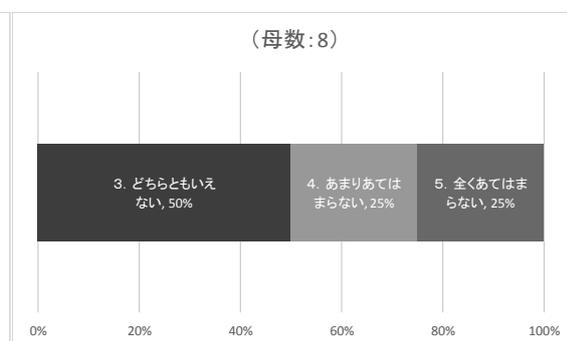


図 2-3-93 問題について適切な対応をしているのか不安（国立大学）

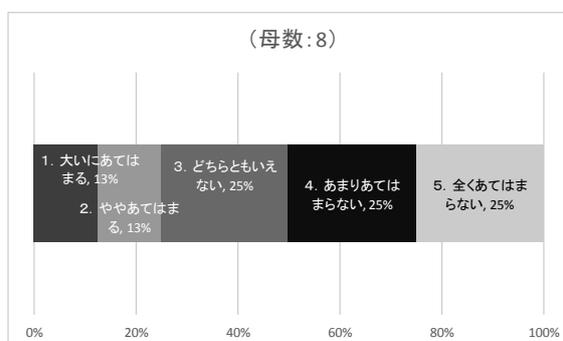


図 2-3-94 謝金・旅費の支出が大学にとって負担（国立大学）

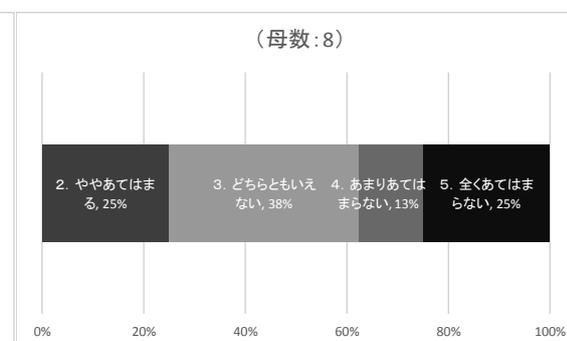


図 2-3-95 人によって意見が大きく異なり結論を導き出すのが困難（国立大学）

「大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について理解をしてもらうのに時間がかかる」は「3. どちらともいえない」が最も多く 50%、次いで「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で各 25%であった（図 2-3-92）。

「大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について適切な対応をしているのか不安」についても「3. どちらともいえない」が最も多く 50%、次いで「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で各 25%であった（図 2-3-93）。

「謝金・旅費の支出が大学にとって負担」は「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各 25%であった（図 2-3-94）。

「人によって意見が大きく異なり結論を導き出すのが困難」は「3. どちらともいえない」が最も多く 38%、次いで「2. ややあてはまる」と「5. 全くあてはまらない」が同数で各 25%であった（図 2-3-95）。その他の記載はなかった。

なお、5段階評価について「1. 大いにあてはまる」を 5 点、「2. ややあてはまる」4 点、「3. どちらともいえない」3 点、「4. あまりあてはまらない」2 点、「5. 全くあてはまらない」1 点を付与して平均点を算出したのが表 2-3-6 である。中央値は 3 であるため、全体として課題はあまりないといえるが、「適当な人材が少ない」（3.0）と「人材がいても引き受けてもらうのが困難」（2.4）の評価点をみると、人材不足が若干問題となっているように見える。なお、「適当な人材が少ない」と「謝金・旅費の支出が大学にとって負担」については、図 2-3-90、2-3-94 をみると回答が大学によって大きく異なっているといえる。

「5.3 上記「5.1」で「b」と回答した方にお伺いします。今後も当面利益相反アドバイザーボードを設置する計画がない場合はその理由についてご記入ください。また、現在設置を検討中の場合はいつ頃設置予定かご記入ください。」とたずねた。この結果、全体では「設置計画はない」が 83%、「設置検討中」が 7%となった（図 2-3-96）。大学種別に見てもほぼ同じ割合である（図 2-3-97～2-3-99）。

表 2-3-6 利益相反アドバイザーボードの運用に伴う課題の評価平均点

理由	評価平均点（国立大学）
適当な人材が少ない	3.0
人材がいても引き受けてもらうのが困難	2.4
大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について理解をってもらうのに時間がかかる	2.3
大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について適切な対応をしているのか不安	2.3
謝金・旅費の支出が大学にとって負担	2.6
人によって意見が大きく異なり結論を導き出すのが困難	2.6

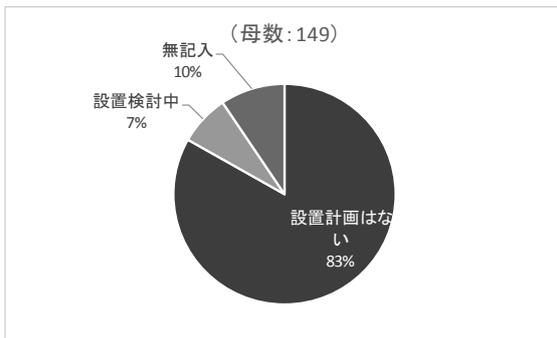


図 2-3-96 利益相反アドバイザーボードの設置計画（全体）

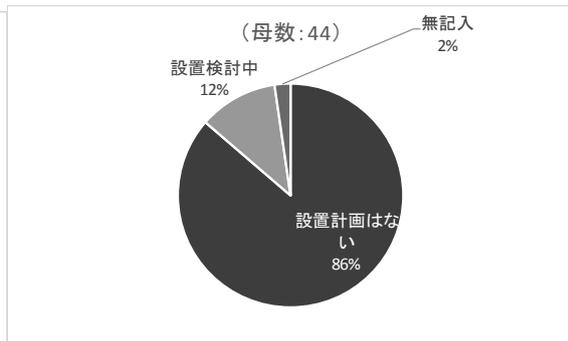


図 2-3-97 利益相反アドバイザーボードの設置計画（国立大学）

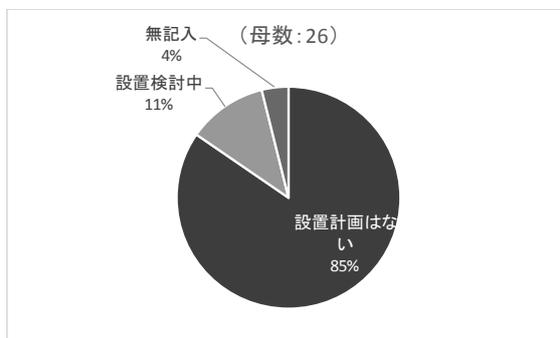


図 2-3-98 利益相反アドバイザーボードの設置計画（公立大学）

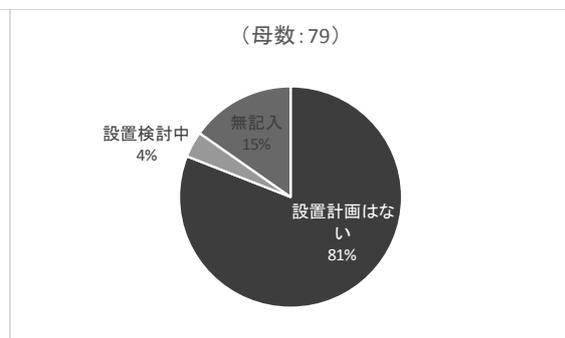


図 2-3-99 利益相反アドバイザーボードの設置計画（私立大学）

また「設置計画はない」との回答の場合の理由についてたずねたところ、111大学の記載があり、それらを整理してまとめたものが表 2-3-7 である（資料編参照）。理由が複数ある場合があるのでまとめた件数は回答数を超えている。「必要性がない、必要性が分からない、必要性が少ない」（24 件）、「審査件数が少ないため」（15 件）、「検討していない」（12 件）が上位となった。また、大学種別では、国立大学で「人材がいない、引き受け手がない」（5 件）が上位二つと同数で最も多く、公立大学では 2 番目に「学内委員で構成される利益相反委員会だけで十分対応できていると考える」（3 件）がきて、私立大学では「今後の検討課題、議論にはなるが予定はない」（6 件）が上位三つの次にきている。一方、「設置検討中」と回答した大学の設置予定時期については 10 件の記載があり、2019 年度中に予定している大学が 2 件、その他 8 件は未定であった（資料編参照）。

表 2-3-7 当面利益相反アドバイザーボードを設置する計画がない理由

理由	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
必要性がない、必要性が分からない、必要性が少ない	5	7	12	24
審査件数が少ないため	5	1	9	15
検討していない	4	1	7	12
利益相反委員会に外部有識者が含まれているのでそれで十分である	3	1	5	9
学内委員で構成される利益相反委員会だけで十分対応できていると考える	3	3	3	9
人材がない、引き受け手がない	5	2	2	9
基本的な学内システムを整備中でありそこまで検討していない	3	1	5	9
今後の検討課題、議論にはなるが予定はない		1	6	7
該当するような案件がない	2		3	5
該当案件があれば外部有識者にその都度相談する	1	2	2	5
特になし	3		1	4
予算の問題	1	1	1	3
利益相反アドバイザーが外部委員だから	2			2
業務負担になる			1	1
研究倫理委員会の中で取り扱っている		1		1
自治体レベルで対応する		1		1
外部委員の日程調整が困難			1	1
計	37	22	58	117

2. 組織としての利益相反マネジメントの整備状況について

「組織としての利益相反には二つの局面があります。

一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）です。もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。この場合は、個

人としての利益相反と組織としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。」として、以下のとおり組織としての利益相反マネジメントの整備状況の調査を実施した。

（1）組織としての利益相反に関するポリシー等の制定について

「1 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべき⁶」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。」という設問について、以下の a、b 二つの選択肢を提示した。

- a. 制定している（ポリシー等に大学（組織）としての利益相反について定義を定めているのみであったり、単に幹部職員が個人としての利益相反マネジメントの対象者であったりする場合は含みません。）→（制定年月日： ）→該当するポリシー等の掲載先 URLをご記入ください。なお、ホームページに掲載のない場合や学内専用の場合は、大変お手数ですが、本調査票の返信時に添付いただきたく、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

URL []

- b. 制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選択してください。）

- | |
|---|
| <p>ア. 現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である
(施行予定時期： 年 月頃)</p> <p>イ. 今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である</p> <p>ウ. 組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した
(理由：)</p> <p>エ. 現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない
(理由：)</p> |
|---|

調査結果は図 2-3-100～2-3-103 のとおりであった。制定しているのは全体の 4%で、内訳は国立大学 6 大学と私立大学 1 大学のみであった。ただし、この調査については、設問に「ポリシー等に大学（組織）としての利益相反について定義を定めているのみであったり、

⁶ 文部科学省科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」（平成 27 年 7 月 3 日）p.12
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/07/03/1359484_2_1.pdf

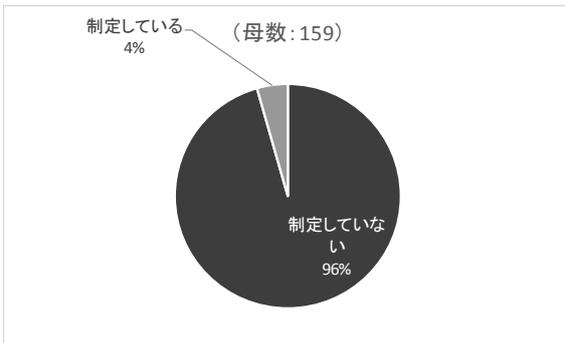


図 2-3-100 組織としての利益相反ポリシー等制定状況 (全体)

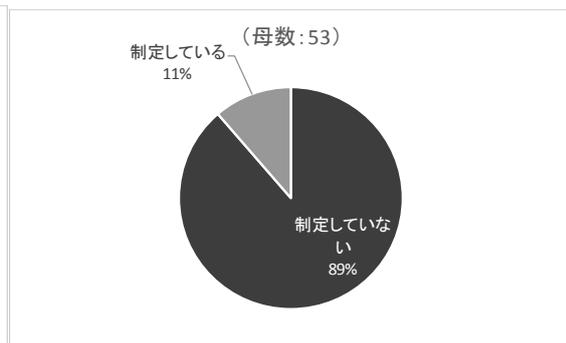


図 2-3-101 組織としての利益相反ポリシー等制定状況 (国立大学)

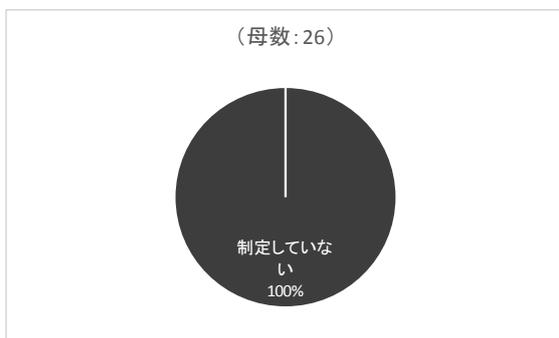


図 2-3-102 組織としての利益相反ポリシー等制定状況 (公立大学)

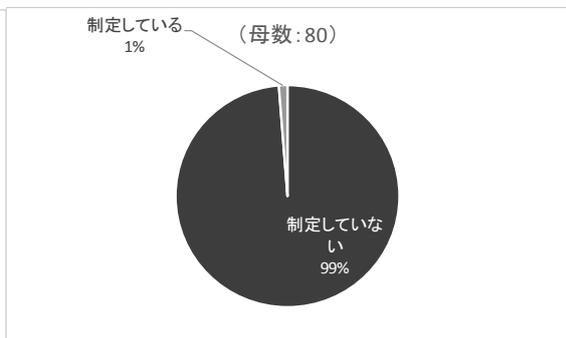


図 2-3-103 組織としての利益相反ポリシー等制定状況 (私立大学)

単に幹部職員が個人としての利益相反マネジメントの対象者であったりする場合は含みません。」と記載したとおり、組織としての利益相反に対する具体的な対応策まで定めている場合についての調査であり、したがって、著者が各大学の関連する規則・規程等を調査し、「制定している」とした回答を「制定していない」に分類しなおしたのものもある。

7大学のポリシー等の制定時期は2015年1月～2018年7月の間で、2014年度、2015年度、2016年度が各1大学、2017年度、2018年度が各2大学であった(資料編参照)。

一方、「制定していない」と回答した大学の状況を示したものが図2-3-104～2-3-107である。全体では「今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である」が47%と最も多く、次いで「現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない」が39%であった。国立大学と私立大学はこの順に割合が多かったが、公立大学は「現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない」(58%)が「今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である」(31%)を上回った。

また、全体で2番目に多かった「現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない」の理由について39大学の記載があり、それらを整理してまとめたものが表2-3-8である(資料編参照)。全体では「該当事例がない」(8件)、「必要性がない」(6件)などが上位を占め、着手にいたる環境ではないことがうかがわれる。公立大

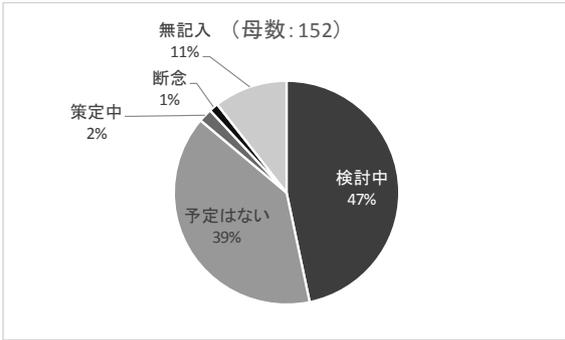


図 2-3-104 組織としての利益相反ポリシー等制定取組状況（全体）

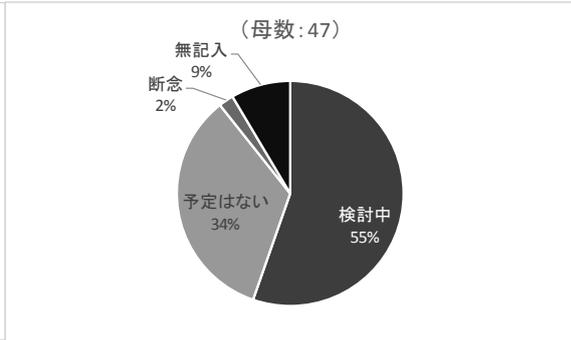


図 2-3-105 組織としての利益相反ポリシー等制定取組状況（国立大学）

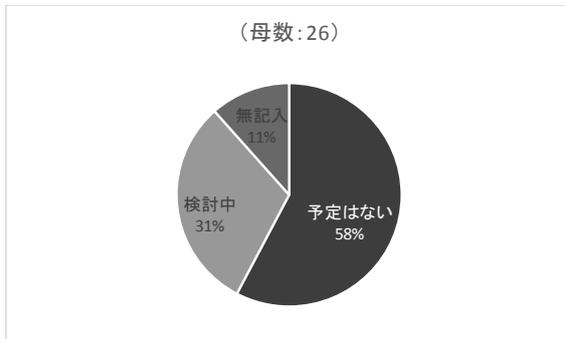


図 2-3-106 組織としての利益相反ポリシー等制定取組状況（公立大学）

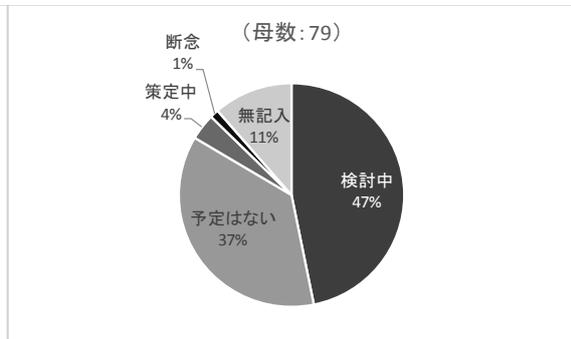


図 2-3-107 組織としての利益相反ポリシー等制定取組状況（私立大学）

表 2-3-8 組織としての利益相反ポリシー等を策定する予定がない理由

理由	件数			
	国立大学	公立大学	私立大学	計
該当事例がない	1	2	5	8
必要性がない	3	1	2	6
検討していない、検討が進んでいない	1	1	2	4
現行の規程等に対応可、定義があるので対応可	1		3	4
今後検討を行う、今後の検討課題		3	1	4
地方自治体の規定に従う		2		2
案件ごとに担当部署や委員会が対応する	2			2
該当事例が少ない		1		1
組織としての利益相反の規定がない、想定していない			1	1
委員会運用を始めたばかり		1		1
労力が割けない			1	1
作業中			1	1
役員も対象になっているから		1		1
出資、株式保有は（でき）ないから			1	1
大学と企業間で特別の利益関係がない			1	1
該当する研究を行っていない			1	1
計	8	12	19	39

学では「今後検討を行う、今後の検討課題」（3件）が最も多く、私立大学では「現行の規程等に対応可、定義があるので対応可」（3件）が2番目に多かった。

「現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である」と回答した大学の施行予定時期は、3大学の記載があり、2019年3月、2019年4月、未定という回答であった。「組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した」という理由については1大学の記載があり、「担当部署だけでは策定できない点がある」という記載であった。

（2）組織としての利益相反に関するポリシー等の内容について

「2 上記「1」で「a」と回答した方にお伺いします。」とし、組織としての利益相反ポリシー等を「制定している」と回答した大学に対して、「2.1 マネジメント対象となる大学（組織）が受領する利益の種類と基準額等をご記入ください。（記入例：寄附金 500 万円、

研究契約金 200 万円、物品購入 1,000 万円、大学が株式を保有し、又は大学保有の知財を実施している企業、など」という設問の回答を求めたところ、6 大学の記載があった（資料編参照）。このうち 1 件は具体的な基準は委員会で検討中ということであったが、残りの 5 件の記載を項目ごとにまとめたものが表 2-3-9 である。共同研究等の研究契約では 200 万円が 2 大学、物品購入等では 1,000 万円が 3 大学、寄附金等では 500 万円が 3 大学などとなっている。

次に、「2.2 上記「2.1」の基準額等の契約はどのような場合に審査しますか。あてはまるものすべてを選択してください。」とし、次の三つの選択肢を提示した。

- a. 基準額等に達する契約の前にすべて審査する
- b. 基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する
→その他の利害関係の具体的な例（ ）
- c. その他：(具体的に)

この結果は図 2-3-108～2-3-110 のとおりであった。「基準額等に達する契約の前にすべて審査する」という回答はなく、「基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する」が 2 件 (29%)、「その他」が 4 件 (57%) であった (図 2-3-108)。

「基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する」と回答した場合の「その他の利害関係の具体的な例」の記載は 2 件あり、両者とも大学又は意思決定権者（幹部職員）が一定額以上の寄附金、ロイヤリティ収入、物品購入等、株式保有、金銭的利益等を受領している場合という回答であった（資料編参照）。また、「その他」と回答した大学の具体的な記載は 4 件あり、「組織対組織のケースについては、事前に情報提供を促し、その他のケースについては懸念が生じた時点で相談するよう周知している」、「事務局で各講座の寄附金額を確認し、審査する」のほかは事前審査などのルール化はしていない場合やまだ決定していないとするものであった（資料編参照）。

表 2-3-9 組織としての利益相反マネジメント対象の基準

項目	基準
共同研究等の研究契約	200 万円 (2)、1,000 万円、1 億円、学生の関与
物品購入等	1,000 万円 (3)、学生の関与
共同研究講座・寄附講座、社会連携講座	設置 (2)、1,000 万円、学生の関与
寄附金等	<u>500 万円</u> (3)、1,000 万円
株式等	保有 (2)
知的財産権	実施・保有 (3)

注) () 内は件数。なお、下線は私立大学 (1 大学) の回答。

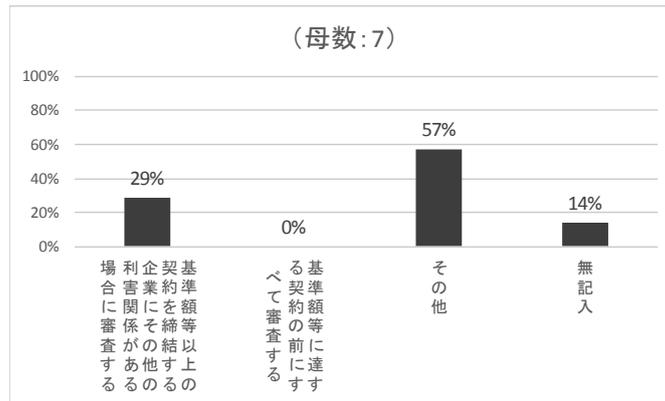


図 2-3-108 審査における基準額等の取扱 (全体)

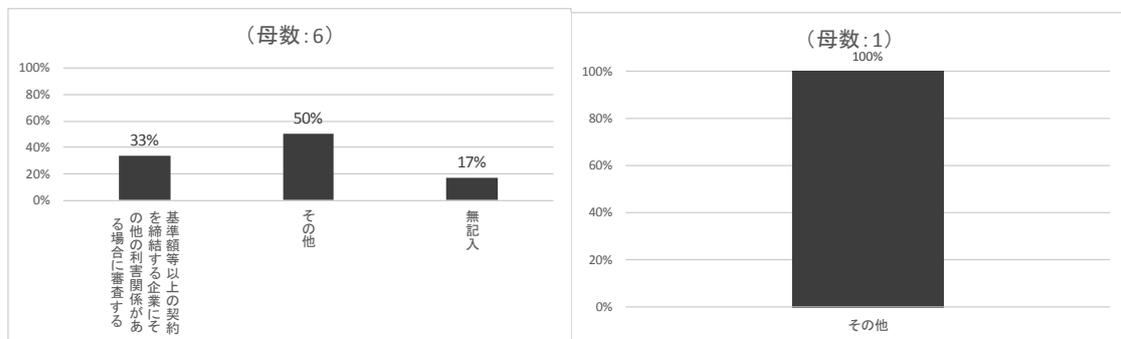


図 2-3-109 審査における基準額等の取扱 (国立大学) 図 2-3-110 審査における基準額等の取扱 (私立大学)

次いで「2.3 個人的利益を審査対象とする利益相反委員会とは別に、大学（組織）としての利益相反委員会を設置していますか。」とし、次の二つの選択肢を提示した。

- a. 設置している→具体的に記入してください。(記入例：組織としての利益相反委員会を学内委員会として設置している、外部委員のみで構成される委員会を設置している、2名の外部委員が加わった学内委員会を設置している、など)
- b. 別途委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議している他：(具体的に)

この結果は図 2-3-111～2-3-113 のとおりであった。設置しているのは国立大学 1 大学のみであった (図 3-2-112)。具体的には、4 人の外部委員が加わった委員会を設置している旨の記載があった (資料編参照)。

「2.4 上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに関して、個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。」の設問への回答はなかった。

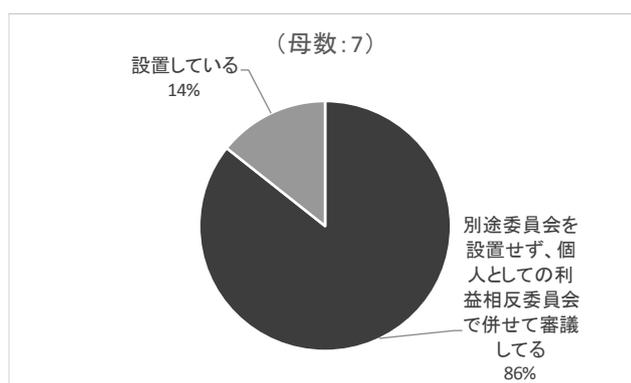


図 2-3-111 組織としての利益相反委員会の設置（全体）

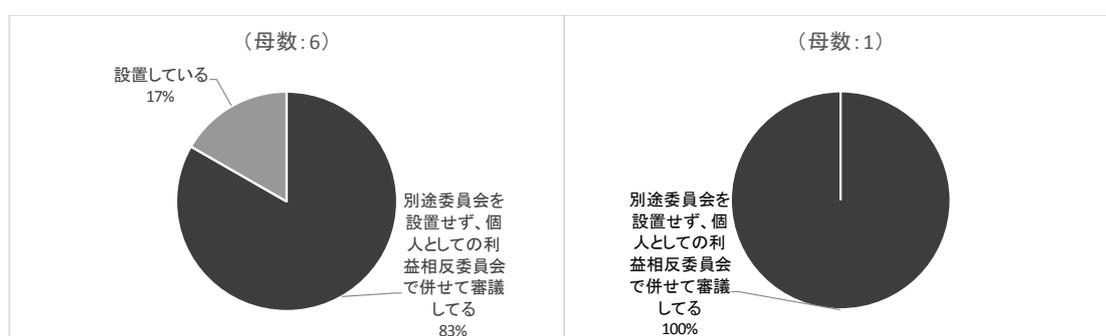


図 2-3-112 組織としての利益相反委員会の設置（国立大学）

図 2-3-113 組織としての利益相反委員会の設置（私立大学）

3. 実際に生じた個人としての利益相反事例について

「貴大学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。」とたずねたところ、結果は図 2-3-114～2-3-117 のとおりであった。全体では「生じたことはない」（83%）が「生じたことがある」（17%）を上回り、「生じたことがある」の割合が最も大きかったのは国立大学（26%）であった（図 2-3-114、2-3-115）。また、「生じたことがある」と回答した大学 27 大学のうち具体的な記載のあった 25 大学の回答をまとめたものが表 2-3-10 である。最も多かったものが「(大学発ベンチャー) 企業への兼業（親族の関与を含む）と共同研究等」（10 件）で、次いで「株式等保有と共同研究等」（4 件）が続いた。表中、事例については複数の利害が絡む場合も別個に記載している（詳細は資料編参照）。やはり、大学発ベンチャー関連が多い。また、状況によって深刻度は異なり、したがってそれぞれの対応も異なっているか、または、根本的に大学ごとの判断が異なっていると考えられる。

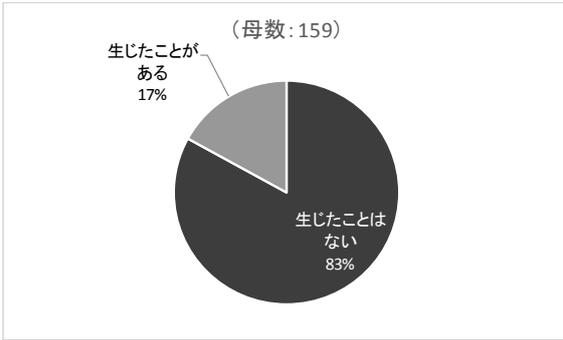


図 2-3-114 実際に生じた個人としての利益相反事例（全体）

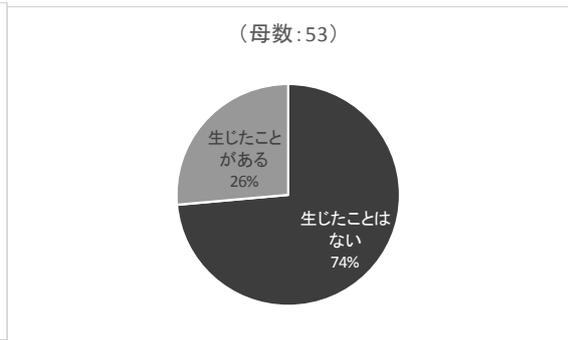


図 2-3-115 実際に生じた個人としての利益相反事例（国立大学）

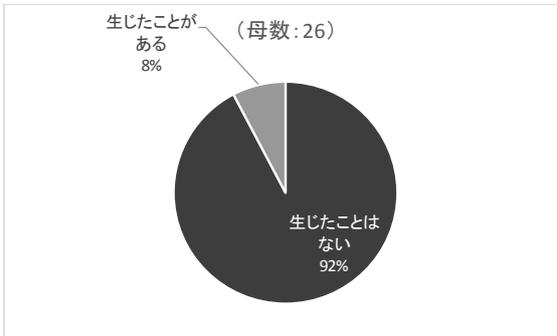


図 2-3-116 実際に生じた個人としての利益相反事例（公立大学）

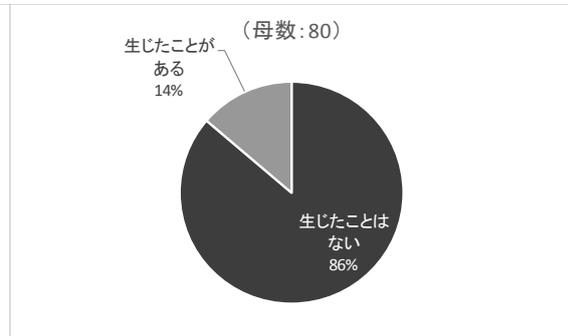


図 2-3-117 実際に生じた個人としての利益相反事例（私立大学）

表 2-3-10 実際に生じた個人としての利益相反事例の内容と具体的な対応

事例	件数	具体的な対応	件数
(大学発ベンチャー) 企業への兼業(親族の関与を含む)と共同研究等(国:6、公:1、私:3)	10	継続的モニタリング(国)	1
		当面无報酬(公)	1
		関係する意思決定からの排除(公)	1
		職務との切り分け(私)	2
		学会・論文等での開示(私)	1
株式等保有と共同研究等(国:3、私:1)	4	研究代表と代表兼業、未公開株式保有が重なり、代表と未公開株式の放棄(国)	1
		職務との切り分け(私)	1
		学会・論文等での開示(私)	1
兼業企業(大学発ベンチャー等)先への発注(国:2、私:1)	3	発注の中止(国)	1
		必要性の判断に第三者を入れる(国)	1
		事後口頭注意(私)	1
責務相反(私)	3		
治験・共同研究相手先からの基準を超える私的利益(私)	2	研究責任医師からの排除	1
		私的利益の辞退	1
大学発ベンチャーの学内施設使用(国)	2		
肉親の就業(国)	1		
個人帰属となった研究試料の学内保管(国)	1	学外施設への移動	1
寄附金受領の対価としての研究成果の提供(国)	1	研究契約への変更	1
産学連携の相手先企業と密接に関係した企業に対する評価委員への就任(国)	1	委員会が公開なので公正性・中立性についての助言	1
治験の関係企業への業務委託(私)	1	ICで十分に説明	1
臨床研究先への兼業(国)	1	患者説明文への記載	1
関係企業からの便益についての論文非開示(私)	1		
計	31	計	19

注) () 内は大学の種別と記載件数

4. 実際に生じた組織としての利益相反事例について

「貴大学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。(※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄附をしている(あるいは過去にした、将来する)企業と共同研究契約を締結した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業が販売する医薬品の臨床試験を実施した。／大学発ベンチャーに関する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学幹部職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄附をしたりしている会社の株式を所有している。)」とたずねたところ、結果は図 2-3-118～2-3-121 のとおりであった。全体では「生じたことはない」(92%)が「生じたことがある」(4%)を上回り、「生じたことがある」の割合が最も大きかったのは国立大学(9%) (図 2-3-118、2-3-119)であった。また、「生じたことがある」と回答した6大学のうち具体的な記載のあった5大学(すべて国立大学)の回答をまとめたものが表 2-3-11 である。幹部職員の関係企業の株式保有等や共同研究先の大学名称の使用などの事例があった(資料編参照)。

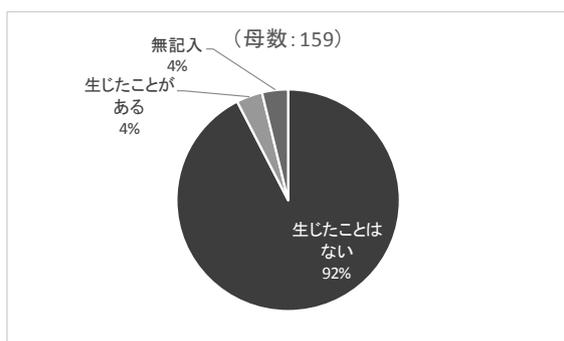


図 2-3-118 実際に生じた組織としての利益相反事例 (全体)

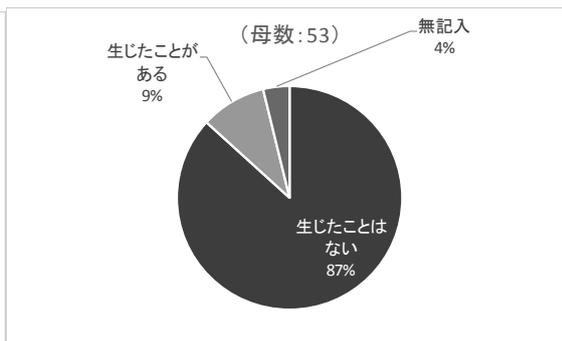


図 2-3-119 実際に生じた組織としての利益相反事例 (国立大学)

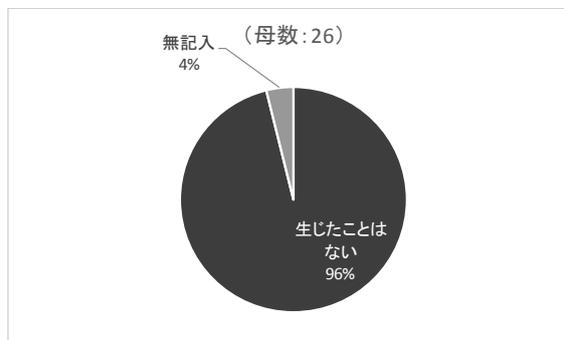


図 2-3-120 実際に生じた組織としての利益相反事例 (公立大学)

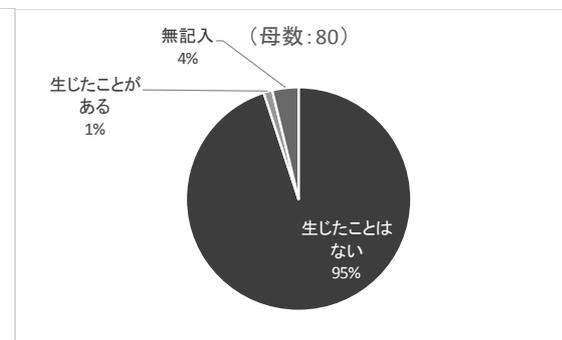


図 2-3-121 実際に生じた組織としての利益相反事例 (私立大学)

表 2-3-11 実際に生じた組織としての利益相反事例の内容と具体的な対応

事例	件数	具体的な対応	件数
幹部職員の兼業・株式保有先と連携研究部門設置	1	情報開示、モニタリング	1
継続的な取引相手からの寄附金募集	1	弁護士等に相談の上慎重に対応	1
共同研究先の健康食品の広告	1	大学名称使用不可	1
計	3	計	3

5. 大学における利益相反に関する自由意見

「大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。」という設問に対しては 16 大学の記載があり、それらをまとめたものが表 2-3-12 である（資料編参照）。「利益相反の対応が不十分・検討中・今後の検討課題」が最も多く 5 件、次いで「教職員向けの研修やマニュアルが必要」、「利益相反に関する人材（アドバイザー、アドバイザー機関、委員会）育成のための研修が必要」、「組織としての利益相反の対応が必要・問題」が各 3 件と並んだ。いまだ利益相反マネジメントが全国の大学に普及しているとは言えない事情がうかがわれ、組織としての利益相反マネジメントも課題であり、指導をする側とされる側の両方の研修等が必要であるという意見が多かった。

表 2-3-12 大学における利益相反に関する自由意見

自由意見	件数		
	国立大学	私立大学	計
利益相反の対応が不十分・検討中・今後の検討課題	3	2	5
教職員向けの研修やマニュアルが必要	2	1	3
利益相反に関する人材（アドバイザー、アドバイザー機関、委員会）育成のための研修が必要	2	1	3
組織としての利益相反の対応が必要・問題	1	2	3
予算不足	2		2
利益相反の情報が必要	1	1	2
医学部以外は意識が薄い		2	2
利益相反担当の人材不足	1		1
組織としての利益相反は外部委員が必要		1	1
臨床研究法の基準があいまい		1	1
産学連携をあまりやっていないので特に問題はない		1	1
計	12	12	24

第4節 調査結果のまとめ

本調査では、産学連携活動を活発に展開している大学を対象に、主に臨床研究以外の産学連携活動に伴う利益相反への対処について調査を行い、各大学における利益相反マネジメントの実態を明らかにした。

まず、個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について、各大学の利益相反マネジメントの担当部署の設置の有無をたずねたところ、84%が利益相反問題に対応する部署が「ある」と回答した(図 2-3-1)。利益相反の担当部署については、98%が全学的な担当部署であるとしており、また、20% (27 大学) が附属病院において担当部署を設置している(図 2-3-6)。なお、本アンケート調査の回答大学中、医科・歯科大学は 22 大学、附属病院が設置されている大学は 54 大学、その他関係病院(クリニック等)が設置されている大学が 8 大学あった。また、利益相反マネジメント担当部署名の記載を求め、その部署の性質で分類したところ、「全学的な部署」においては研究協力課や研究支援課といった研究支援を担当する部署が最も多く 48%、次いで産学連携や社会連携を担当する部署が 27%と多かった(図 2-3-10)。「附属病院における部署」は研究支援担当が 64%、次いで総務担当が 32%であった(図 2-3-11)。「その他の部署」では研究支援担当が最も多く 67%を占めた。全体に研究支援担当部署が利益相反マネジメントを担当しているという大学が多い。さらに、担当部署の組織について最も多かったのは、「利益相反担当の兼任の事務職員を置いている」(93%)で、次いで「利益相反担当の兼任の教員を置いている」(23%)であった(複数回答可)(図 2-3-13)。大学種別に見ても同じ傾向であるが、公立大学のみ「利益相反担当の専任の教員を置いている」の回答がなかった(図 2-3-14~2-3-16)。また、それぞれの人数については、「利益相反担当の兼任の事務職員を置いている」場合は、1人が 48 大学、2人が 31 大学、3人が 29 大学で、最高人数は 6 人であった(資料編参照)。また、「利益相反担当の兼任の教員を置いている」場合は、1人が 15 大学、2人が 5 大学で、最高人数は 21 人であったが、10人以上というのは利益相反委員会のメンバーなどを記載しているものなどではないかと推測される。担当者の合計人数で最大数は国立大学で 17 人、公立大学で 25 人、私立大学で 15 人であった。

定期的自己申告制度(臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest : COI)の管理に関する指針に基づく申告を除く。)については、「定期的自己申告制度がある」が 50%で「定期的自己申告制度はない」が 49%であった(図 2-3-17)。定期的自己申告制度があるのは国立大学が最も多く 68%、次いで私立大学で 60%であった(図 2-3-18、2-3-20)。また、定期的自己申告は年 1 回という回答がほとんどで 74 大学、年 2 回が 2 大学あった(資料編参照)。

利益相反アドバイザーを任命しているのは全体では 27%で、国立大学は 42%と最も多かった(図 2-3-21、2-3-22)。また、全体では「学外の有識者に委嘱している」場合が多く 58%

であったが、「学内の職員を任命している」も 53%と過半数であった（図 2-3-25）。また、私立大学のみ「学内の職員を任命している」の方が多く 60%を占めた（図 2-3-28）。公立大学では「学外の有識者に委嘱している」が 83%と割合が高かった（図 2-3-27）。なお、学内、学外の両方とも任命している大学もあった。さらに、「学内の職員を任命している」場合の職名は教員が 15 人、事務系職員が 12 人、理事が 2 人であった。ただし、教員と事務系職員の両方を任命している大学もある。具体的に多かった職名は教授（7 人）、准教授（6 人）、事務（学務）部長 4 人などである（資料編参照）。専任・兼任の別では、回答のあった 23 件中、兼任が 87%、専任が 17%であった。専任・兼任両者ともいると回答した大学もあった。一方、「学外の有識者に委嘱している」場合の職名は、弁護士 17 人、公認会計士 5 人、（客員）教授 3 人、弁理士 1 人などの回答があった。これらも複数任命している場合が見られた。

利益相反アドバイザーが対応した平成 27 年度～平成 29 年度の 3 年間の相談件数の記載を求めたところ、全体で 38 大学（国立大学 17、公立大学 6、私立大学 15）の記載があった（資料編参照）。平成 27 年度は 0～56 件で、0 件が最も多く 17 大学、次いで 1 件が 4 大学であった。平成 28 年度は 0～59 件で、0 件が最も多く 15 大学、次いで 1 件が 5 大学であった。平成 29 年度は 0～69 件で、0 件が最も多く 15 大学、次いで 1 件が 7 大学であった。

利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している 25 大学に、利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由をいくつか挙げて、「1. 大いにあてはまる」、「2. ややあてはまる」、「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」の 5 段階で評価をしてもらったところ、次のような結果となった。

まず、「学内に人材がいないため」という理由については、全体では「1. 大いにあてはまる」が最も多く 32%、次いで「2. ややあてはまる」が 24%であった（図 2-3-29）。また、国立大学と公立大学では「1. 大いにあてはまる」が最も多くそれぞれ 36%、40%であったが、私立大学では「2. ややあてはまる」が最も多く 50%となった（図 2-3-30～2-3-32）。

次に、「学内に人材はいるが引き受けてくれないため」という理由については、全体では「5. 全くあてはまらない」が最も多く 36%、次いで「4. あまりあてはまらない」が 24%であった（図 2-3-33）。また、国立大学と私立大学では「5. 全くあてはまらない」が最も多くそれぞれ 43%、33%であったが、公立大学では「3. どちらともいえない」と「4. あまりあてはまらない」が同数で最も多く各 40%となった（図 2-3-34～2-3-36）。

「学内で人材を育成することが困難であるため」という理由については、全体では「1. 大いにあてはまる」、「3. どちらともいえない」、が最も多く各 28%であった（図 2-3-37）。また、国立大学では「1. 大いにあてはまる」、「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」が最も多く同数であり、公立大学では「3. どちらともいえない」が 60%、私立大学では「1. 大いにあてはまる」が 50%と最も多かつ

た（図 2-3-38～2-3-40）。

「予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため」という理由については、全体では「3. どちらともいえない」が最も多く 24%で、次いで「2. ややあてはまる」と「4. あまりあてはまらない」が 20%で並んだ（図 2-3-41）。国立大学では「3. どちらともいえない」が最も多く 29%、公立大学では「2. ややあてはまる」と「3. どちらともいえない」が並んで 40%、私立大学では「1. 大いにあてはまる」が 33%と最も多かった（図 2-3-42～2-3-44）。

また、「その他」には 8 件の具体的な記載があった。利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由について、多くは中立性や客観性を確保するためという記載であった（資料編参照）。

なお、5 段階評価について「1. 大いにあてはまる」を 5 点、「2. ややあてはまる」4 点、「3. どちらともいえない」3 点、「4. あまりあてはまらない」2 点、「5. 全くあてはまらない」1 点を付与して平均点を算出したところ、全体では「学内に人材がいないため」（3.5）という理由が若干当てはまり、「学内に人材はいるが引き受けてくれないため」（2.3）という理由があまり当てはまらないという状況となった（表 2-3-2）。「学内に人材がいないため」は大学種類別でみると公立大学（3.8）が最も高い数値であり、「学内で人材を育成することが困難であるため」は私立大学（4.4）でかなり当てはまっているといえる。

利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱していることに伴う課題について上記と同様に 5 段階で評価をしてもらったところ、次のような結果となった。

まず、「学外のためすぐに対応してくれない（時間がかかる）」という課題については、全体では「5. 全くあてはまらない」が最も多く 28%、次いで「2. ややあてはまる」が 24%であった（図 2-3-45）。また、国立大学では「3. どちらともいえない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各 29%となった（図 2-3-46）。公立大学では「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各 40%、私立大学では「2. ややあてはまる」が最も多く 33%となった（図 2-3-47、2-3-48）。

次に、「大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる」という課題については、全体では「3. どちらともいえない」が最も多く 36%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 28%であった（図 2-3-49）。また、国立大学では「3. どちらともいえない」が最も多く 43%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 29%であった（図 2-3-50）。公立大学では「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各 40%、私立大学では「3. どちらともいえない」が最も多く 33%となった（図 2-3-51、2-3-52）。

「大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安」という課題については、全体では「4. あまりあてはまらない」が最も多く 36%、次いで「5. 全くあてはまらない」が 28%であった（図 2-3-53）。また、国立大学と私立大学でも「4. あまりあてはまらない」が最も多くそれぞれ 36%、33%で、公立大学では「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各 40%であった（図 2-3-54～2-

3-56)。

「いつも似たような回答しか得られない」という課題については、全体では「4. あまりあてはまらない」が最も多く40%、次いで「5. 全くあてはまらない」が28%であった(図2-3-57)。国立大学も同様の傾向で、「4. あまりあてはまらない」が最も多く36%、次いで「5. 全くあてはまらない」が29%であった(図2-3-58)。公立大学では「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が並んで最も多く40%、私立大学では「4. あまりあてはまらない」が50%と最も多かった(図2-3-59、2-3-60)。

「謝金が高額で負担が大きい」という課題については、全体では「4. あまりあてはまらない」が最も多く32%、次いで「5. 全くあてはまらない」が28%であった(図2-3-61)。公立大学でも「4. あまりあてはまらない」が最も多く60%、次いで「5. 全くあてはまらない」が40%であった(図2-3-63)。国立大学では「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各29%で、私立大学では「2. ややあてはまる」が最も多く33%となった(図2-3-62、2-3-64)。

「年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい」という課題については、全体では「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各28%であった(図2-3-65)。また、国立大学では「3. どちらともいえない」が最も多く43%、次いで「4. あまりあてはまらない」が29%であった(図2-3-66)。公立大学では「4. あまりあてはまらない」が最も多く60%、次いで「5. 全くあてはまらない」が40%、私立大学では「5. 全くあてはまらない」が最も多く33%となった(図2-3-67、2-3-68)。

なお、「その他」の回答はなかった。5段階評価についての平均点を算出したところ、全体として課題はあまりないといえる結果となった(表2-3-3)。特に公立大学では課題があまりなく、私立大学の方が課題があるとする傾向がある。

利益相反委員会についての設置については、設置しているのは全体では86%で、国立大学は98%と最も多かった(図2-3-69、2-3-70)。利益相反委員会の設置形態としては、「全学の委員会が設置されている」場合が多く97%であり、「附属病院が設置されていて附属病院の委員会も設置されている」が15%、「研究科等各部局にそれぞれ委員会が設置されている」が3%であった(図2-3-73)。なお、回答のうち、「附属病院は設置されていないので附属病院の委員会も設置されていない」にチェックがあるはずの大学であってチェックのないものについては、附属病院の有無を調査の上回答を補っている。大学種別で見ても大きな差異はないが、公立大学で「研究科等各部局にそれぞれ委員会が設置されている」と回答した大学はなかった(図2-3-74~2-3-76)。

人を対象とする研究(臨床研究を含む。)や厚生労働省の科学研究費補助金による研究などにおける利益相反を審査する委員会はどのような設置形態については、「全学で一つ設置された利益相反委員会で審査する」場合が最も多く72%であった。大学種別で見ると、公立大学及び私立大学は8割近いが、国立大学は62%で比較的分散傾向にある(図2-3-78~

2-3-80)。全体で「附属病院が設置されていて附属病院に設置された委員会で審査する」が14%、「研究科等各部局に設置された委員会が審査する」が9%、「臨床研究だけはその他の利益相反委員会とは異なる別の委員会を設置している」は11%であった（図 2-3-77）。なお、回答のうち、「附属病院は設置されていないので附属病院で審査することもない」にチェックがあるはずの大学であってチェックのないものについては、附属病院の有無を調査の上回答を補っている。

利益相反委員会に利益相反に関する有識者が含まれているかどうかの設問には「含まれている」が67%で、国立大学は77%と最も多く、公立大学及び私立大学は61%であった（図 2-3-81～2-3-84）。また、利益相反に関する有識者が「含まれている」と回答した大学に具体的な記載を求めたところ90大学の記載があり、全体では「学外の有識者1人」という回答が最も多く49件、次いで「学外の有識者2人」が9件であった（表 2-3-4）。国立大学では2番目に「複数の委員会があり参加者は異なる」（6件）となったことが特徴的である。全般に学内の有識者よりも学外の有識者に依頼することが多いことが分かった。（資料編参照）

全学対象の利益相反委員会について年間の平均審査件数（過去3年程度の平均）（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。）の記載を求めたところ、132大学の回答があり、0～3,974件の幅で記載があった（資料編参照）。0件、0.3～8件、10～88件の審査がそれぞれ約3分の1ずつある（図 2-3-85）。数百件以上の回答というのは、実際に一つ一つチェックをして具体的な審査をしたというよりも、申告書を提出させて重大な利益相反関係をスクリーニングする以前の段階のものではないかと想像されるが、実際のところは不明である。最も多かったのは0件（35件）、次いで1件（13件）、3件（8件）であった。

平成29年度の全学対象の利益相反委員会の審査結果で研究計画の修正や金銭的利益の放棄等何らかの指示をした件数の記入（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。また、利益相反アドバイザーによる対応は含まない。）を求めたところ、132件の回答があり、0～81件の幅で記載があった（資料編参照）。指示は0件という回答が114大学、次いで1件の指示が8大学、2件の指示が2大学であった（表 2-3-5）。

利益相反アドバイザーボードの設置についてとたずねたところ、「設置している」と回答のあったのは国立大学8大学（15%）のみで、全体では5%であった（図 2-3-86、2-3-87）。また、「設置している」と回答した大学に対して構成や人数について具体的な記入を求めたところ、学外有識者3人と記載のあった大学が3大学と最も多く、他は最低2人、最高9人であった（資料編参照）。また利益相反アドバイザーボードを設置している八つの国立大学に同ボードの運用に伴う以下に掲げた課題について、「1. 大いにあてはまる」、

「2. ややあてはまる」、「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」の5段階で評価をしてもらった。

まず、「適当な人材が少ない」については、「1. 大いにあてはまる」、「3. どちらともいえない」、「5. 全くあてはまらない」が最も多く各25%であった(図2-3-90)。「人材がいても引き受けてもらうのが困難」は「3. どちらともいえない」が最も多く63%、次いで「5. 全くあてはまらない」25%であった(図2-3-91)。「大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について理解をしてもらうのに時間がかかる」は「3. どちらともいえない」が最も多く50%、次いで「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で各25%であった(図2-3-92)。「大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について適切な対応をしているのか不安」についても「3. どちらともいえない」が最も多く50%、次いで「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」が同数で各25%であった(図2-3-93)。「謝金・旅費の支出が大学にとって負担」は「3. どちらともいえない」、「4. あまりあてはまらない」、「5. 全くあてはまらない」が同数で最も多く各25%であった(図2-3-94)。「人によって意見が大きく異なり結論を導き出すのが困難」は「3. どちらともいえない」が最も多く38%、次いで「2. ややあてはまる」と「5. 全くあてはまらない」が同数で各25%であった(図2-3-95)。その他の記載はなかった。

なお、5段階評価について「1. 大いにあてはまる」を5点、「2. ややあてはまる」4点、「3. どちらともいえない」3点、「4. あまりあてはまらない」2点、「5. 全くあてはまらない」1点を付与して平均点を算出したところ、中央値は3であるため、全体として課題はあまりないといえるが、「適当な人材が少ない」(3.0)と「人材がいても引き受けてもらうのが困難」(2.4)の評価点をみると、人材不足が若干問題となっているように見える(表2-3-6)。なお、「適当な人材が少ない」と「謝金・旅費の支出が大学にとって負担」については、回答が大学によって大きく異なっているといえる(図2-3-90、2-3-94)。

利益相反アドバイザーボードを設置していない149大学については、「設置計画はない」が83%、「設置検討中」が7%となった(図2-3-96)。大学種別に見てもほぼ同じ割合である(図2-3-97～2-3-99)。また「設置計画はない」との回答の場合の理由についてたずねたところ、111大学の記載があり、「必要性がない、必要性が分からない、必要性が少ない」(24件)、「審査件数が少ないため」(15件)、「検討していない」(12件)が上位となった(表2-3-7)。また、大学種別では、国立大学で「人材がいない、引き受け手がいない」(5件)が上位二つと同数で最も多く、公立大学では2番目に「学内委員で構成される利益相反委員会だけで十分対応できていると考える」(3件)がきて、私立大学では「今後の検討課題、議論にはなるが予定はない」(6件)が上位三つの次にきている。一方、「設置検討中」と回答した大学の設置予定時期については10件の記載があり、2019年度中に予定している大学が2件、その他8件は未定であった(資料編参照)。

組織としての利益相反マネジメントの整備状況について、大学(組織)としての利益相反

が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定しているかどうかをたずねたところ、制定しているのは全体の4%で、内訳は国立大学6大学と私立大学1大学のみであった。ただし、この調査については、設問に「ポリシー等に大学（組織）としての利益相反について定義を定めているのみであったり、単に幹部職員が個人としての利益相反マネジメントの対象者であったりする場合は含みません。」と記載したとおり、組織としての利益相反に対する具体的な対応策まで定めている場合についての調査であり、したがって、著者が各大学の関連する規則・規程等を調査し、「制定している」とした回答を「制定していない」に分類しなおしたものもある。

7大学のポリシー等の制定時期は2015年1月～2018年7月の間で、2014年度、2015年度、2016年度が各1大学、2017年度、2018年度が各2大学であった（資料編参照）。

一方、「制定していない」と回答した大学の今後の対応としては、「今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを**検討中**である」が47%と最も多く、次いで「現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する**予定はない**」が39%であった。国立大学と私立大学はこの順に割合が多かったが、公立大学は「現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する**予定はない**」（58%）が「今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを**検討中**である」（31%）を上回った。また、全体で2番目に多かった「現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する**予定はない**」の理由について39大学の記載があったが、全体では「該当事例がない」（8件）、「必要性がない」（6件）などが上位を占め、着手にいたる環境ではないことがうかがわれる（表2-3-8）。公立大学では「今後検討を行う、今後の検討課題」（3件）が最も多く、私立大学では「現行の規程等で対応可、定義があるので対応可」（3件）が2番目に多かった（資料編参照）。

また、「現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である」と回答した大学の施行予定時期は、3大学の記載があり、2019年3月、2019年4月、未定という回答であった。「組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが**断念した**」という理由については1大学の記載があり、「担当部署だけでは策定できない点がある」という記載であった。

組織としての利益相反ポリシー等を「制定している」と回答した大学に対して、マネジメント対象となる大学（組織）が受領する利益の種類と基準額等の記入を求めたところ、6大学の記載があった（資料編参照）。このうち1件は具体的な基準は委員会で検討中ということであったが、残りの5件の記載をみると、共同研究等の研究契約では200万円が2大学、物品購入等では1,000万円が3大学、寄附金等では500万円が3大学などとなった（表2-3-9）。

次に、これらの基準額等の契約はどのような場合に審査するのかたずねたところ、「基準額等に達する契約の前にすべて審査する」という回答はなく、「基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する」が2件（29%）、「その他」が4件

(57%)であった(図 2-3-108)。「基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する」と回答した場合の「その他の利害関係の具体的な例」の記載は2件あり、両者とも大学又は意思決定権者(幹部職員)が一定額以上の寄附金、ロイヤリティ収入、物品購入等、株式保有、金銭的利益等を受領している場合という回答であった(資料編参照)。また、「その他」と回答した大学の具体的な記載は4件あり、「組織対組織のケースについては、事前に情報提供を促し、その他のケースについては懸念が生じた時点で相談するよう周知している」、「事務局で各講座の寄附金額を確認し、審査する」のほかは事前審査などのルール化はしていない場合やまだ決定していないとするものであった(資料編参照)。

次いで個人的利益を審査対象とする利益相反委員会とは別に、大学(組織)としての利益相反委員会を設置しているかどうかたずねたところ、設置しているのは国立大学1大学のみであった(図 3-2-112)。具体的には、4人の外部委員が加わった委員会を設置している旨の記載があった(資料編参照)。また、設問以外に大学(組織)としての利益相反マネジメントに関して、個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的な記入を求めたが、これに対する回答はなかった。

実際に生じた個人としての利益相反事例についてたずねたところ、「生じたことはない」(83%)が「生じたことがある」(17%)を上回り、「生じたことがある」の割合が最も大きかったのは国立大学(26%)であった(図 2-3-114、2-3-115)。また、「生じたことがある」と回答した大学27大学のうち具体的な記載のあった25大学の回答をまとめると、「(大学発ベンチャー)企業への兼業(親族の関与を含む)と共同研究等」(10件)や「株式等保有と共同研究等」(4件)が多かった(表 2-3-10)(詳細は資料編参照)。やはり、大学発ベンチャー関連が多い。また、状況によって深刻度は異なり、したがってそれぞれの対応も異なっているか、または、根本的に大学ごとの判断が異なっていると考えられる。

実際に生じた組織としての利益相反事例についてたずねたところ、「生じたことはない」(92%)が「生じたことがある」(4%)を上回り、「生じたことがある」の割合が最も大きかったのは国立大学(9%)(図 2-3-118、2-3-119)であった。また、「生じたことがある」と回答した6大学のうち具体的な記載のあった5大学(すべて国立大学)の回答には、幹部職員の関係企業の株式保有等や共同研究先の大学名称の使用などがあった(表 2-3-11)(資料編参照)。

大学における利益相反に関する自由意見の記入を求めたところ16大学の記載があり、「利益相反の対応が不十分・検討中・今後の検討課題」が最も多く5件、次いで「教職員向けの研修やマニュアルが必要」、「利益相反に関する人材(アドバイザー、アドバイザー機関、委員会)育成のための研修が必要」、「組織としての利益相反の対応が必要・問題」が各3件と並んだ(表 2-3-12)(資料編参照)。いまだ利益相反マネジメントが全国の大学に普及しているとは言えない事情がうかがわれ、組織としての利益相反マネジメントも課題であり、指導をする側とされる側の両方の研修等が必要であるという意見が多かった。

第3章 おわりに

今回実施した大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関するアンケート調査について全体の回答を表 4-1-1 に整理した。産学連携活動を少しでも行っている大学においては、個人としての利益相反マネジメントについては、担当部署が 8 割がた設置されており、全学的な部署として機能していることがほとんどである。そしてその部署は研究支援担当部署におかれている大学が約半数で、兼任の事務職員が対応している場合が 9 割を超える。定期的自己申告は大学の半数が導入しており、利益相反アドバイザーは約 3 割の大学に置かれている。利益相反アドバイザーを任命している大学では学外の有識者（主に弁護士）に委嘱している場合が約 6 割となっている。一方、学内の職員を任命している大学（教員等）も 5 割を超える。一方、利益相反アドバイザーの相談対応件数は年間 0 件~1 件が多く活動は不活発な大学が多い。利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由としては学内に人材が不足していることがうかがわれる。一方、相談対応件数とも併せて考える必要があるが、利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している場合であっても課題はそれほどみられない。利益相反委員会は 8 割以上の大学が設置していて、全学の委員会がほとんどである。人を対象とする研究等における利益相反の審査も全学の委員会が行っている大学が約 7 割である。利益相反委員会においては利益相反に関する有識者を含んでいる場合が 7 割近いが、有識者の人数は、「学外の有識者 1 人」というケースが多い。全学対象の利益相反委員会の年間平均審査数（過去 3 年程度）は 0~88 件までで 84%になる。一方、当該委員会で何らかの指示をした件数は 0 件が 114 大学と最も多くなっており、指示はほとんど出ていない。利益相反アドバイザーボードを設置している大学は 5%（8 国立大学）しかなく、その構成は学外有識者 3 人という場合が 3 大学と最も多い。なお、利益相反アドバイザーボードの運用に伴う課題はほとんど生じていない。一方、利益相反アドバイザーボードを設置していない大学について、今後の設置計画はないとする大学は 8 割を超え、理由としては、「必要性がない、必要性が分からない、必要性が少ない」、「審査件数が少ないため」などといったものが多い。

組織としての利益相反マネジメントについては、組織としての利益相反ポリシー等の制定をしている大学が 4%（7 大学：6 国立大学と 1 私立大学）とわずかであり、2017~2018 年度にかけての設置が多い。組織としての利益相反ポリシー等の制定をしていない大学において、策定検討中は 47%、策定予定はないは 39%であり、策定予定がない理由としては、「該当事例がない」、「必要性が少ない」といった記載が多くみられた。組織としての利益相反マネジメント対象の基準としては、共同研究等の契約：①200 万円（2 件）、物品購入等：①1,000 万円（3 件）、寄附金等：①500 万円（3 件）、共同研究（寄附）講座等：①設置（2 件）、株式等：①保有（2 件）、知的財産権：①実施・保有（3 件）といった記載が複数見られた。組織としての利益相反マネジメント基準額等の取扱については、基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係があるとき審査するという大学が 2 大学あった。組織

表 4-1-1 大学における利益相反マネジメントの体制と運用の状況（全体）

	設問	回答
個人としての利益相反マネジメント	担当部署（159）	①ある：84%、②ない：16%
	担当部署の設置状況（134） ※複数回答	①全学的な部署：98%、②附属病院における部署：20%、③その他の部署：6%
	全学的な担当部署の系統（138）	①研究支援（倫理を含む）担当：48%、②産学（社会）連携担当：27%、③総務（企画・コンプライアンス・広報を含む）担当：15%
	担当の教職員（134） ※複数回答	①兼任の事務職員：93%、②兼任の教員：23%、③専任の事務職員：7%
	定期的自己申告制度（159）	①ある：50%、②ない：49%
	利益相反アドバイザー（159）	①任命していない：73% ②任命している：27%
	利益相反アドバイザーの職（43）※複数回答	①学外の有識者に委嘱：58% ②学内の職員を任命：53%
	利益相反アドバイザー（学外）の職	①弁護士：17人、②公認会計士：5人、③（客員）教授：3人
	利益相反アドバイザー（学内）の職	①教員：15人、②事務系職員：12人、③理事：2人
	利益相反アドバイザーの相談対応件数（38）	・H27：①0件：17大学、②1件：4大学 ・H28：①0件：15大学、②1件：5大学 ・H29：①0件：15大学、②1件：7大学
	利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由（5段階評価平均）（25）	①学内に人材はいるが引き受けてくれないため：2.3、②学内に人材がいないため：3.5、③学内で人材を育成することが困難であるため：3.4
	利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱していることに伴う課題（5段階評価平均）（25）	①いつも似たような回答しか得られない：2.1、②大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安：2.2
	利益相反委員会（159）	①設置している：86%、②設置していない：14%
	利益相反委員会の設置形態（136）※複数回答	①全学の委員会：97%、②附属病院の委員会：15%、③研究科等各部局の委員会：3%
	人を対象とする研究等における利益相反の審査（136） ※複数回答	①全学の委員会：72%、②附属病院の委員会：14%、③臨床研究だけは別の委員会：11%
	委員会における利益相反に関する有識者の有無（136）	①含まれている：67% ②含まれていない：33%
	委員会における利益相反に関する有識者の人数（90）	①学外の有識者1人：49件、②学外の有識者2人：9件、③複数の委員会があり参加者は異なる、学内の有識者1人：各7件
	全学対象の利益相反委員会の年間平均審査数（過去3年程度）（132）	①0.3~0.8件：30% ②0件、10~88件：各27%
	全学対象の利益相反委員会で何らかの指示をした件数（H29）（132）	①0件：114大学、②1件：8大学、③2件：2大学

	設問	回答
個人としての利益相反マネジメント	利益相反アドバイザリーボード (159)	①設置していない：94% ②設置している：5%
	利益相反アドバイザリーボードの構成 (8)	・学外有識者3人：3大学 ・最低2人、最高9人
	利益相反アドバイザリーボードの運用に伴う課題 (5段階評価平均) (8)	①大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について理解をしてもらうのに時間がかかる、大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について適切な対応をしているのか不安：各2.3
	利益相反アドバイザリーボード設置計画 (149)	①設置計画はない：83% ②設置検討中：7%
	利益相反アドバイザリーボードの設置計画がない理由 (111)	①必要性がない、必要性が分からない、必要性が少ない：24件、②審査件数が少ないため：15件、③検討していない：12件
組織としての利益相反マネジメント	組織としての利益相反ポリシー等 (159)	①制定していない：96% ②制定している：4%
	組織としての利益相反ポリシー等制定時期 (7)	①2017年度、2018年度：各2大学
	組織としての利益相反ポリシー等策定取組状況 (152)	①検討中：47%、②予定はない：39%、③策定中：2%
	組織としての利益相反ポリシー等の策定予定がない理由 (39)	①該当事例がない：8件 ②必要性が少ない：6件
	組織としての利益相反マネジメント対象の基準 (5)	・共同研究等の契約：①200万円 (2件) ・物品購入等：①1,000万円 (3件) ・寄附金等：①500万円 (3件) ・共同研究 (寄附) 講座等：①設置 (2件) ・株式等：①保有 (2件) ・知的財産権：①実施・保有 (3件)
	組織としての利益相反マネジメント基準額等の取扱 (7)	①基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係があるとき審査：2件
具体的事例・自由意見	組織としての利益相反委員会の設置 (7)	①個人としての利益相反委員会で合わせて審議：86%、②設置している：14%
	個人としての利益相反事例 (159)	①生じたことはない：83% ②生じたことがある：17%
	個人としての利益相反の具体例	① (大学発ベンチャー) 企業への兼業 (親族の関与を含む) と共同研究：10件 ②株式等保有と共同研究等：4件
	組織としての利益相反事例 (159)	①生じたことはない：92% ②生じたことがある：4%
	大学における利益相反に関する自由意見	①利益相反の対応が不十分・検討中・今後の検討課題：5件、②教職員向けの研修やマニュアルが必要、利益相反に関する人材 (アドバイザー、アドバイザリー機関、委員会) 育成のための研修が必要、組織としての利益相反の対応が必要・問題：各3件

としての利益相反委員会を別途設置している大学は1大学（国立大学）あった。

個人としての利益相反事例は生じたことがあるとする大学が17%（27大学）で、具体例としては、「（大学発ベンチャー）企業への兼業（親族の関与を含む）と共同研究」（10件）や「株式等保有と共同研究等」（4件）などがみられた。組織としての利益相反事例が生じたことがあるとしたのは4%（6大学）であった。大学における利益相反に関する自由意見は、「利益相反の対応が不十分・検討中・今後の検討課題」（5件）、「教職員向けの研修やマニュアルが必要」、「利益相反に関する人材（アドバイザー、アドバイザリー機関、委員会）育成のための研修が必要」、「組織としての利益相反の対応が必要・問題」が各3件となった。

以上をまとめると、産学連携が行われている大学では、利益相反委員会はほぼ設置されているが、審査をしてもほとんど指示等はなく、担当部署は兼任の事務職員が多い。利益相反アドバイザーは約3割の大学で設置されており、任命は学外有識者・学内有識者ともに5割を超えるが、相談件数は少ない。産学連携活動を活発に展開していけばいくほど必ずといってよいほど利益相反問題が生じるはずである。しかしながら、それらについて利益相反マネジメントの担当者が多くの指示や相談対応をしている状況ではないことがうかがわれる。

また、利益相反委員会では外部有識者は1人だけ含まれているという場合が多く、利益相反アドバイザリーボードもほとんど設置されておらず、客観性や公正性の面での対応が脆弱であるといえる。組織としての利益相反マネジメントが実質的に行われている大学も僅少であり、特に組織における利益相反をマネジメントする場合は個人としての利益相反の場合よりも第三者の関与による客観性が要求されるので、第三者の視点を今後どのように導入していくのかということが課題である。

大学においては利益相反の問題は産学連携活動に伴い生じる場合が多いが、今後ますます産学連携が活発になることが予想され、産学連携に携わる側の教職員の利益相反問題に対する意識向上のための対策と利益相反をマネジメントする側の担当者の人材育成が喫緊の課題として浮かび上がった。

<謝辞>

末筆ですが、本調査研究の実施にあたり、調査にご協力をいただきました国公私立大学の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

なお、本調査研究は2018～2020年度JSPS科研費18K02695の助成を受けたものです。

資 料 編

1. 「大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関する調査」アンケート集計結果

1. 調査実施日	平成30年6月25日
2. 調査実施対象	2015年度に民間企業との共同研究を実施した大学の研究担当副学長。国立大学77人、公立大学47人、私立大学221人、合計345人。
3. 調査実施方法	345人に調査票を郵送し、記入後は、各個人から同封の返信用封筒、E-mail又はFAXでの返送を依頼した。締切りは2018年7月31日とした。

4. 回収状況

対 象	対象数	回答数	回答率
国立大学	77	53	68.83%
公立大学	47	26	55.32%
私立大学	221	80	36.20%
合計	345	159	46.09%

<大学全体（回答数：159）>

※1～26および※(1)～(14)は別紙参照

調査事項				回答数	割合	備考	
I 個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について							
1 利益相反マネジメントの担当部署についてお伺いします。							
1.1	利益相反問題に対応する部署はありますか。						
	a	ある（→次の「1.2」に進んでください。）		134	84.28%	分母は159	
	b	ない（→「2」に進んでください。）		25	15.72%		
計				159	100.00%		
1.2	担当部署名をご記入ください。なお、全学的な部署のほか に各部局の部署など複数ある場合はそれぞれご記入ください。 （記入例：研究推進部産学連携課、附属病院総務部総務課、各研究科の研究支援担当、など）						
	全学的な部署		具体的に	※1	131	97.76%	分母は134
	附属病院における部署		具体的に		27	20.15%	
	その他の部署		具体的に		8	5.97%	
無記入			3	2.24%			
1.3	担当部署の組織についてあてはまるものすべてにご回答ください。なお、附属病院や各部局など複数の担当部署がある場合は、全学的な担当部署についてのみお答えください。						
	a	利益相反担当の専任の事務職員を置いている	() 人	※2	9	6.72%	分母は134
	b	利益相反担当の兼任の事務職員を置いている ※(1)	() 人		125	93.28%	
	c	利益相反担当の専任の教員を置いている	() 人		5	3.73%	
	d	利益相反担当の兼任の教員を置いている ※(2)	() 人		31	23.13%	
	e	その他	具体的に記入してください。（記入例：専任のURA1人／兼任の企業出身者（マネージャー・コーディネーター等）1人、など）		7	5.22%	
無記入			3		2.24%		
2 貴大学には個人的利益に関する定期的な自己申告制度がありますか（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく申告を除く。）							
a	定期的自己申告制度がある		年（ ）回	※3	79	49.69%	分母は159
b	定期的自己申告制度はない			※(3)	78	49.06%	
無記入					2	1.26%	
計					159	100.00%	
3 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。							
3.1	利益相反アドバイザーを任命していますか。						
	a	任命している（→次の「3.2」に進んでください）		43	27.04%	分母は159	
	b	任命していない（→「4」に進んでください。） ※(4)		116	72.96%		
計				159	100.00%		
3.2	利益相反アドバイザーはどのような職ですか。						
	a	学内の職員を任命している	職名	※4	23	53.49%	分母は43
			専任		21	48.84%	
			兼任		4	17.39%	分母は23
	b	学外の有識者に委嘱している	本務の職名		20	86.96%	
			25		58.14%		
					23	53.49%	
3.3	利益相反アドバイザーが対応した過去3年間の相談件数をご記入ください。						
	平成27年度、平成28年度、平成29年度		各（ ）件	※5	38	88.37%	分母は43
	無記入			※(5)	5	11.63%	
計					43	100.00%	

調査事項			回答数	割合	備考		
I	3.4	上記「3.2」で「b」と回答した方にお伺いします。					
		利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「e. その他」については、複数理由を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。					
			理由	(次の1～5から一つ選んで記入)			
		a	学内に人材 がないため	1. 大いにあてはまる	8	32.00%	分母は25
				2. ややあてはまる	6	24.00%	
				3. どちらともいえない	4	16.00%	
				4. あまりあてはまらない	3	12.00%	
				5. 全くあてはまらない	3	12.00%	
				無記入	1	4.00%	
				計	25	100.00%	
		b	学内に人材 はいるが引 き受けてく れないため	1. 大いにあてはまる	2	8.00%	
				2. ややあてはまる	2	8.00%	
				3. どちらともいえない	5	20.00%	
				4. あまりあてはまらない	6	24.00%	
				5. 全くあてはまらない	9	36.00%	
				無記入	1	4.00%	
				計	25	100.00%	
		c	学内で人材 を育成する ことが困難 であるため	1. 大いにあてはまる	7	28.00%	
				2. ややあてはまる	4	16.00%	
				3. どちらともいえない	7	28.00%	
				4. あまりあてはまらない	3	12.00%	
5. 全くあてはまらない	3			12.00%			
無記入	1			4.00%			
計	25			100.00%			
d	予算不足に より学外の 専門家を職 員として雇 用できない ため	1. 大いにあてはまる	4	16.00%			
		2. ややあてはまる	5	20.00%			
		3. どちらともいえない	6	24.00%			
		4. あまりあてはまらない	5	20.00%			
		5. 全くあてはまらない	4	16.00%			
		無記入	1	4.00%			
		計	25	100.00%			
e	その他： (具体的 に)	1. 大いにあてはまる ※6	1	12.50%	分母は8		
		2. ややあてはまる	0	0.00%			
		3. どちらともいえない	0	0.00%			
		4. あまりあてはまらない	0	0.00%			
		5. 全くあてはまらない	0	0.00%			
		無記入 ※7	7	87.50%			
		計	8	32.00%	分母は25		

調査事項			回答数	割合	備考					
I	3.4	3.4.2	利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱していることに伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。 ※(6)	/	/					
			理由				(次の1～5から一つ選んで記入)			
			a				学外のためすぐに対応してくれない(時間がかかる)	1. 大いにあてはまる	1	4.00%
								2. ややあてはまる	6	24.00%
								3. どちらともいえない	5	20.00%
								4. あまりあてはまらない	5	20.00%
								5. 全くあてはまらない	7	28.00%
								無記入	1	4.00%
			計				25	100.00%		
			b				大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる	1. 大いにあてはまる	0	0.00%
								2. ややあてはまる	2	8.00%
								3. どちらともいえない	9	36.00%
								4. あまりあてはまらない	6	24.00%
								5. 全くあてはまらない	7	28.00%
								無記入	1	4.00%
			計				25	100.00%		
			c				大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安	1. 大いにあてはまる	1	4.00%
								2. ややあてはまる	1	4.00%
								3. どちらともいえない	6	24.00%
								4. あまりあてはまらない	9	36.00%
								5. 全くあてはまらない	7	28.00%
								無記入	1	4.00%
			計				25	100.00%		
			d				いつも似たような回答しか得られない	1. 大いにあてはまる	0	0.00%
								2. ややあてはまる	2	8.00%
3. どちらともいえない	5	20.00%								
4. あまりあてはまらない	10	40.00%								
5. 全くあてはまらない	7	28.00%								
無記入	1	4.00%								
計		25	100.00%							
e	謝金が高額で負担が大きい	1. 大いにあてはまる	1	4.00%						
		2. ややあてはまる	4	16.00%						
		3. どちらともいえない	4	16.00%						
		4. あまりあてはまらない	8	32.00%						
		5. 全くあてはまらない	7	28.00%						
		無記入	1	4.00%						
計		25	100.00%							
f	年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい	1. 大いにあてはまる	1	4.00%						
		2. ややあてはまる	2	8.00%						
		3. どちらともいえない	7	28.00%						
		4. あまりあてはまらない	7	28.00%						
		5. 全くあてはまらない	7	28.00%						
		無記入	1	4.00%						
計		25	100.00%							
g	その他:(具体的に)	1. 大いにあてはまる	0							
		2. ややあてはまる	0							
		3. どちらともいえない	0							
		4. あまりあてはまらない	0							
		5. 全くあてはまらない	0							
		無記入	0							
計		0	0.00%							

分母は25

分母は25

調査事項			回答数	割合	備考
I	4 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。				
4.1	利益相反委員会を設置していますか。				
	a	利益相反委員会を設置している（→次の「4.2」に進んでください。）	136	85.53%	分母は159
	b	利益相反委員会を設置していない（→「5」に進んでください。） ※(7)	23	14.47%	
計		159	100.00%		
4.2	利益相反委員会の設置形態について、あてはまるものをすべて選択してください。				
	a	全学の委員会が設置されている ※(8)	132	97.06%	分母は136
	b	附属病院が設置されていて附属病院の委員会も設置されている	21	15.44%	
	c	附属病院は設置されていないので附属病院の委員会も設置されていない	71	52.21%	
	d	研究科等各部局にそれぞれ委員会が設置されている	4	2.94%	
e	その他 具体的に ※8	10	7.35%		
4.3	人を対象とする研究（臨床研究を含む。）や厚生労働省の科学研究費補助金による研究などにおける利益相反を審査する委員会はどのような設置形態になっていますか。あてはまるものをすべて選択してください。				
	a	全学で一つ設置された利益相反委員会で審査する	98	72.06%	分母は136
	b	附属病院が設置されていて附属病院に設置された委員会で審査する	19	13.97%	
	c	附属病院は設置されていないので附属病院で審査することもない	71	52.21%	
	d	研究科等各部局に設置された委員会が審査する	12	8.82%	
	e	臨床研究だけはその他の利益相反委員会とは異なる別の委員会を設置している	15	11.03%	
f	その他 具体的に ※9	12	8.82%		
4.4	利益相反委員会には利益相反に関する有識者が含まれていますか。				
	a	含まれている 具体的に記入してください。（記入例：全学の委員会に学内の有識者1人が参加している／学外の有識者1人が参加している／委員会は複数設置されているので有識者の有無は部局ごとに異なる、など） ※10	91	66.91%	分母は136
	b	含まれてない	45	33.09%	
計		136	100.00%		
4.5	全学対象の利益相反委員会について年間の平均審査件数（過去3年程度の平均）をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。）。				
	全学の委員会	約（ ）件 ※11	132	97.06%	分母は136
	無記入	※(9)	4	2.94%	
計		136	100.00%		
4.6	平成29年度の全学対象の利益相反委員会の審査結果で研究計画の修正や金銭的利益の放棄等何らかの指示をした件数をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。また、利益相反アドバイザーによる対応は含まない。）。				
	全学の委員会	（ ）件 ※12	132	97.06%	分母は136
	無記入	※(10)	4	2.94%	
計		136	100.00%		

調査事項			回答数	割合	備考	
I	5 利益相反に関して学外者のみで審議する委員会（以下「利益相反アドバイザーボード」という。）についてお伺いします。					
5.1	学内の構成員を中心として設置される利益相反委員会とは別に、学外者で構成される利益相反アドバイザーボードを設置していますか。					
	a	設置している	※13	8	5.03%	
	b	設置していない		149	93.71%	
	無記入			2	1.26%	
計			159	100.00%	分母は159	
5.2	上記「5.1」で「a」と回答した方にお伺いします。利益相反アドバイザーボードの運用に伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。					
		理由	(1～5から一つ選んで記入)			
	a	適当な人材が少ない	1. 大いにあてはまる	2	25.00%	分母は8
			2. ややあてはまる	1	12.50%	
			3. どちらともいえない	2	25.00%	
			4. あまりあてはまらない	1	12.50%	
			5. 全くあてはまらない	2	25.00%	
			計	8	100.00%	
	b	人材がいても引き受けてもらうのが困難	1. 大いにあてはまる	0	0.00%	
			2. ややあてはまる	0	0.00%	
			3. どちらともいえない	5	62.50%	
			4. あまりあてはまらない	1	12.50%	
			5. 全くあてはまらない	2	25.00%	
			計	8	100.00%	
	c	大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について理解をしてもらうのに時間がかかる	1. 大いにあてはまる	0	0.00%	
			2. ややあてはまる	0	0.00%	
			3. どちらともいえない	4	50.00%	
			4. あまりあてはまらない	2	25.00%	
			5. 全くあてはまらない	2	25.00%	
			計	8	100.00%	
d	大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について適切な対応をしているのか不安	1. 大いにあてはまる	0	0.00%		
		2. ややあてはまる	0	0.00%		
		3. どちらともいえない	4	50.00%		
		4. あまりあてはまらない	2	25.00%		
		5. 全くあてはまらない	2	25.00%		
		計	8	100.00%		
e	謝金・旅費の支出が大学にとって負担	1. 大いにあてはまる	1	12.50%		
		2. ややあてはまる	1	12.50%		
		3. どちらともいえない	2	25.00%		
		4. あまりあてはまらない	2	25.00%		
		5. 全くあてはまらない	2	25.00%		
		計	8	100.00%		
f	人によって意見が大きく異なり結論を導き出すのが困難	1. 大いにあてはまる	0	0.00%		
		2. ややあてはまる	2	25.00%		
		3. どちらともいえない	3	37.50%		
		4. あまりあてはまらない	1	12.50%		
		5. 全くあてはまらない	2	25.00%		
		計	8	100.00%		
g	その他：（具体的に）	1. 大いにあてはまる	0			
		2. ややあてはまる	0			
		3. どちらともいえない	0			
		4. あまりあてはまらない	0			
		5. 全くあてはまらない	0			
		計	0	0.00%		
					分母は8	

調査事項			回答数	割合	備考	
I	5.3	上記「5.1」で「b」と回答した方にお伺いします。今後も当面利益相反アドバイザリーボードを設置する計画がない場合はその理由についてご記入ください。また、現在設置を検討中の場合はいつ頃設置予定かご記入ください。				
		a 設置計画はない	理由 ※14	124	83.22%	分母は149
		b 設置検討中	設置予定時期 ※15	11	7.38%	
		無記入		14	9.40%	
計			149	100.00%		
II	組織としての利益相反マネジメントの整備状況について					
<p>組織としての利益相反には二つの局面があります。</p> <p>一つは、<u>大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合</u>（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）です。</p> <p>もう一つは、<u>大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者</u>、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が<u>外部の企業との間で特別の利益を保有している場合</u>（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。この場合は、個人としての利益相反と組織としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。</p> <p>1 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべき^{注）}」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。</p> <p>注）文部科学省科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」（平成27年7月3日）p.12 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/07/03/1359484_2_1.pdf</p>						
a	制定している（ポリシー等に大学（組織）としての利益相反について定義を定めているのみであったり、単に幹部職員が個人としての利益相反マネジメントの対象者であったりする場合は含みません。）	制定年月日 ※16	7	4.40%	分母は159	
制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選択してください。）			152	95.60%		
b	ア	現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である	施行予定時期：年月頃 ※17	3	1.97%	分母は152
	イ	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である	※(11)	71	46.71%	
	ウ	組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した	理由 ※18	2	1.32%	
	エ	現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない	理由 ※19	60	39.47%	
無記入 ※(12)			16	10.53%		
小計			152	100.00%		
計			159	100.00%	分母は159	
2 上記「1」で「a」と回答した方にお伺いします。						
2.1	マネジメント対象となる大学（組織）が受領する利益の種類と基準額等をご記入ください。	（記入例：寄附金500万円、研究契約金200万円、物品購入1,000万円、大学が株式を保有し、又は大学保有の知財を実施している企業、など） ※20	6	85.71%	分母は7	
	無記入		1	14.29%		
計			7	100.00%		

調査事項			回答数	割合	備考
II	上記「2.1」の基準額等の契約はどのような場合に審査しますか。あてはまるものすべてを選択してください。				
	a	基準額等に達する契約の前にすべて審査する	0	0.00%	分母は7
	b	基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する	※21 2	28.57%	
	c	その他	※22 4	57.14%	
	無記入		1	14.29%	
計		7	100.00%		
2.3	個人的利益を審査対象とする利益相反委員会とは別に、大学（組織）としての利益相反委員会を設置していますか。				
	a	設置している	※23 1	14.29%	分母は7
	b	別途委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議する	6	85.71%	
計		7	100.00%		
2.4	上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに関して、個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。		具体的に 0	0.00%	
III	実際に生じた個人としての利益相反事例について				
貴大学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。					
a	生じたことがある	問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いが困難であったケースなどをご記入ください。）	※24 27	16.98%	分母は159
b	生じたことはない		※(13) 132	83.02%	
計			159	100.00%	
IV	実際に生じた組織としての利益相反事例について				
貴大学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄附をしている（あるいは過去にした、将来する）企業と共同研究契約を締結した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業が販売する医薬品の臨床試験を実施した。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学幹部職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄附をしたりしている会社の株式を所有している。）					
a	生じたことがある	問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いが困難であったケースなどをご記入ください。）	※25 6	3.77%	分母は159
b	生じたことはない		※(14) 147	92.45%	
無記入			6	3.77%	
計			159	100.00%	
V	大学における利益相反に関する自由意見				
		大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。	※26 16	10.06%	分母は159
VI	貴学の設置形態は				
a	国立大学		53	33.33%	分母は159
b	公立大学		26	16.35%	
c	私立大学		80	50.31%	
計			159	100.00%	
回答総数			159	46.09%	分母は345

調査事項				回答数	割合	備考	
I 個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について							
1 利益相反マネジメントの担当部署についてお伺いします。							
1.1	利益相反問題に対応する部署はありますか。						
	a	ある（→次の「1.2」に進んでください。）		52	98.11%	分母は53	
	b	ない（→「2」に進んでください。）		1	1.89%		
計			53	100.00%			
1.2	担当部署名をご記入ください。なお、全学的な部署のほか に各部局の部署など複数ある場合はそれぞれご記入ください。 （記入例：研究推進部産学連携課、附属病院総務部総務課、各研究科の研究支援担当、など）						
	全学的な部署		具体的に	※1	51	98.08%	分母は52
	附属病院における部署		具体的に		19	36.54%	
	その他の部署		具体的に		4	7.69%	
無記入			1	1.92%			
1.3	担当部署の組織についてあてはまるものすべてにご回答ください。なお、附属病院や各部局など複数の担当部署がある場合は、全学的な担当部署についてのみお答えください。						
	a	利益相反担当の専任の事務職員を置いている	()人	※2	5	9.62%	分母は52
	b	利益相反担当の兼任の事務職員を置いている	()人		45	86.54%	
	c	利益相反担当の専任の教員を置いている	()人		4	7.69%	
	d	利益相反担当の兼任の教員を置いている	()人		14	26.92%	
	e	その他	具体的に記入してください。（記入例：専任のURA1人／兼任の企業出身者（マネージャー・コーディネーター等）1人、など）		6	11.54%	
無記入			2		3.85%		
2 貴大学には個人的利益に関する定期的な自己申告制度がありますか（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく申告を除く。）							
a	定期的自己申告制度がある		年（ ）回	※3	36	67.92%	分母は53
b	定期的自己申告制度はない			※(3)	17	32.08%	
計					53	100.00%	
3 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。							
3.1	利益相反アドバイザーを任命していますか。						
	a	任命している（→次の「3.2」に進んでください）		22	41.51%	分母は53	
	b	任命していない（→「4」に進んでください。）		31	58.49%		
計			53	100.00%			
3.2	利益相反アドバイザーはどのような職ですか。						
	a	学内の職員を任命している	職名	※4	12	54.55%	分母は22
			専任		12	54.55%	
			兼任		3	25.00%	分母は12
	b	学外の有識者に委嘱している	本務の職名		10	83.33%	
			14		63.64%	分母は22	
利益相反アドバイザーが対応した過去3年間の相談件数をご記入ください。							
3.3	平成27年度、平成28年度、平成29年度		各（ ）件	※5	17	39.53%	分母は22
	無記入			※(5)	5	11.63%	
	計					22	

調査事項			回答数	割合	備考		
I	3.4	上記「3.2」で「b」と回答した方にお伺いします。					
		利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「e. その他」については、複数理由を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。					
			理由	(次の1～5から一つ選んで記入)			
		a	学内に人材がないため	1. 大いにあてはまる	5	35.71%	分母は14
				2. ややあてはまる	2	14.29%	
				3. どちらともいえない	3	21.43%	
				4. あまりあてはまらない	2	14.29%	
				5. 全くあてはまらない	2	14.29%	
				計	14	100.00%	
		b	学内に人材はいるが引き受けてくれないため	1. 大いにあてはまる	1	7.14%	
				2. ややあてはまる	1	7.14%	
				3. どちらともいえない	3	21.43%	
				4. あまりあてはまらない	3	21.43%	
				5. 全くあてはまらない	6	42.86%	
				計	14	100.00%	
		c	学内で人材を育成することが困難であるため	1. 大いにあてはまる	3	21.43%	
				2. ややあてはまる	2	14.29%	
				3. どちらともいえない	3	21.43%	
				4. あまりあてはまらない	3	21.43%	
				5. 全くあてはまらない	3	21.43%	
				計	14	100.00%	
d	予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため	1. 大いにあてはまる	2	14.29%			
		2. ややあてはまる	2	14.29%			
		3. どちらともいえない	4	28.57%			
		4. あまりあてはまらない	3	21.43%			
		5. 全くあてはまらない	3	21.43%			
		計	14	100.00%			
e	その他： (具体的に)	1. 大いにあてはまる	0	0.00%	分母は4		
		2. ややあてはまる	0	0.00%			
		3. どちらともいえない	0	0.00%			
		4. あまりあてはまらない	0	0.00%			
		5. 全くあてはまらない	0	0.00%			
		無記入 ※7	4	100.00%			
計	4	28.57%	分母は14				

調査事項			回答数	割合	備考				
I	3.4	3.4.2	利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱していることに伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。		※(6)	分母は14			
				理由			(次の1～5から一つ選んで記入)		
			a	学外のためすぐに対応してくれない(時間がかかる)			1. 大いにあてはまる	1	7.14%
							2. ややあてはまる	3	21.43%
							3. どちらともいえない	4	28.57%
							4. あまりあてはまらない	2	14.29%
							5. 全くあてはまらない	4	28.57%
							計	14	100.00%
			b	大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる			1. 大いにあてはまる	0	0.00%
							2. ややあてはまる	1	7.14%
							3. どちらともいえない	6	42.86%
							4. あまりあてはまらない	3	21.43%
							5. 全くあてはまらない	4	28.57%
							計	14	100.00%
			c	大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安			1. 大いにあてはまる	0	0.00%
							2. ややあてはまる	1	7.14%
							3. どちらともいえない	4	28.57%
							4. あまりあてはまらない	5	35.71%
							5. 全くあてはまらない	4	28.57%
							計	14	100.00%
			d	いつも似たような回答しか得られない			1. 大いにあてはまる	0	0.00%
							2. ややあてはまる	2	14.29%
							3. どちらともいえない	3	21.43%
							4. あまりあてはまらない	5	35.71%
							5. 全くあてはまらない	4	28.57%
							計	14	100.00%
			e	謝金が高額で負担が大きい			1. 大いにあてはまる	1	7.14%
2. ややあてはまる	2	14.29%							
3. どちらともいえない	3	21.43%							
4. あまりあてはまらない	4	28.57%							
5. 全くあてはまらない	4	28.57%							
計	14	100.00%							
f	年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい	1. 大いにあてはまる	0	0.00%					
		2. ややあてはまる	1	7.14%					
		3. どちらともいえない	6	42.86%					
		4. あまりあてはまらない	4	28.57%					
		5. 全くあてはまらない	3	21.43%					
		計	14	100.00%					
g	その他:(具体的に)	1. 大いにあてはまる	0						
		2. ややあてはまる	0						
		3. どちらともいえない	0						
		4. あまりあてはまらない	0						
		5. 全くあてはまらない	0						
		計	0	0.00%					
					分母は14				

調査事項			回答数	割合	備考
I	4 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。				
4.1	利益相反委員会を設置していますか。				
	a	利益相反委員会を設置している（→次の「4.2」に進んでください。）	52	98.11%	分母は53
	b	利益相反委員会を設置していない（→「5」に進んでください。）	1	1.89%	
計		53	100.00%		
4.2	利益相反委員会の設置形態について、あてはまるものをすべて選択してください。				
	a	全学の委員会が設置されている ※(8)	50	96.15%	分母は52
	b	附属病院が設置されていて附属病院の委員会も設置されている	16	30.77%	
	c	附属病院は設置されていないので附属病院の委員会も設置されていない	18	34.62%	
	d	研究科等各部局にそれぞれ委員会が設置されている	2	3.85%	
e	その他 具体的に ※8	7	13.46%		
4.3	人を対象とする研究（臨床研究を含む。）や厚生労働省の科学研究費補助金による研究などにおける利益相反を審査する委員会はどのような設置形態になっていますか。あてはまるものをすべて選択してください。				
	a	全学で一つ設置された利益相反委員会で審査する	32	61.54%	分母は52
	b	附属病院が設置されていて附属病院に設置された委員会で審査する	14	26.92%	
	c	附属病院は設置されていないので附属病院で審査することもない	18	34.62%	
	d	研究科等各部局に設置された委員会が審査する	6	11.54%	
	e	臨床研究だけはその他の利益相反委員会とは異なる別の委員会を設置している	8	15.38%	
f	その他 具体的に ※9	7	13.46%		
4.4	利益相反委員会には利益相反に関する有識者が含まれていますか。				
	a	含まれている 具体的に記入してください。（記入例：全学の委員会に学内の有識者1人が参加している／学外の有識者1人が参加している／委員会は複数設置されているので有識者の有無は部局ごとに異なる、など） ※10	40	76.92%	分母は52
	b	含まれてない	12	23.08%	
計		52	100.00%		
4.5	全学対象の利益相反委員会について年間の平均審査件数（過去3年程度の平均）をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。）。				
	全学の委員会	約（ ）件 ※11	50	96.15%	分母は52
	無記入	※(9)	2	3.85%	
計		52	100.00%		
4.6	平成29年度の全学対象の利益相反委員会の審査結果で研究計画の修正や金銭的利益の放棄等何らかの指示をした件数をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。また、利益相反アドバイザーによる対応は含まない。）。				
	全学の委員会	（ ）件 ※12	50	96.15%	分母は52
	無記入	※(10)	2	3.85%	
計		52	100.00%		

調査事項			回答数	割合	備考	
I	5	利益相反に関して学外者のみで審議する委員会（以下「利益相反アドバイザリーボード」という。）についてお伺いします。				
		学内の構成員を中心として設置される利益相反委員会とは別に、学外者で構成される利益相反アドバイザリーボードを設置していますか。				
5.1	a	設置している	※13 8	15.09%	分母は53	
	b	設置していない	44	83.02%		
		無記入	1	1.89%		
		計	53	100.00%		
		上記「5.1」で「a」と回答した方にお伺いします。利益相反アドバイザリーボードの運用に伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。				
		理由	(1～5から一つ選んで記入)			
5.2	a	適当な人材が少ない	1. 大いにあてはまる	2	25.00%	分母は8
			2. ややあてはまる	1	12.50%	
			3. どちらともいえない	2	25.00%	
			4. あまりあてはまらない	1	12.50%	
			5. 全くあてはまらない	2	25.00%	
			計	8	100.00%	
	b	人材がいても引き受けてもらうのが困難	1. 大いにあてはまる	0	0.00%	
			2. ややあてはまる	0	0.00%	
			3. どちらともいえない	5	62.50%	
			4. あまりあてはまらない	1	12.50%	
			5. 全くあてはまらない	2	25.00%	
			計	8	100.00%	
	c	大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について理解をしてもらうのに時間がかかる	1. 大いにあてはまる	0	0.00%	
			2. ややあてはまる	0	0.00%	
			3. どちらともいえない	4	50.00%	
			4. あまりあてはまらない	2	25.00%	
			5. 全くあてはまらない	2	25.00%	
			計	8	100.00%	
	d	大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について適切な対応をしているのか不安	1. 大いにあてはまる	0	0.00%	
			2. ややあてはまる	0	0.00%	
			3. どちらともいえない	4	50.00%	
			4. あまりあてはまらない	2	25.00%	
			5. 全くあてはまらない	2	25.00%	
			計	8	100.00%	
	e	謝金・旅費の支出が大学にとって負担	1. 大いにあてはまる	1	12.50%	
			2. ややあてはまる	1	12.50%	
			3. どちらともいえない	2	25.00%	
			4. あまりあてはまらない	2	25.00%	
			5. 全くあてはまらない	2	25.00%	
			計	8	100.00%	
	f	人によって意見が大きく異なり結論を導き出すのが困難	1. 大いにあてはまる	0	0.00%	
			2. ややあてはまる	2	25.00%	
			3. どちらともいえない	3	37.50%	
			4. あまりあてはまらない	1	12.50%	
			5. 全くあてはまらない	2	25.00%	
			計	8	100.00%	
	g	その他：（具体的に）	1. 大いにあてはまる	0		
			2. ややあてはまる	0		
			3. どちらともいえない	0		
			4. あまりあてはまらない	0		
			5. 全くあてはまらない	0		
			計	0	0.00%	
					分母は8	

調査事項			回答数	割合	備考	
I	5.3	上記「5.1」で「b」と回答した方にお伺いします。今後 も当面利益相反アドバイザリーボードを設置する計画がない 場合はその理由についてご記入ください。また、現在設 置を検討中の場合はいつ頃設置予定かご記入ください。				
		a 設置計画はない	理由 ※14	38	86.36%	分母は44
		b 設置検討中	設置予定時期 ※15	5	11.36%	
		無記入		1	2.27%	
計			44	100.00%		
II	組織としての利益相反マネジメントの整備状況について					
<p>組織としての利益相反には二つの局面があります。 一つは、<u>大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合</u>（例えば大学（組織） が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、 など）です。 もう一つは、<u>大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者</u>、例えば、学長、理事、研究科長、 附属病院長等が<u>外部の企業との間で特別の利益を保有している場合</u>（例えば学長が大学発ベンチャーの 未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など） です。この場合は、個人としての利益相反と組織としての利益相反が同時に生じている場合です（多重 利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えくだ さい。</p> <p>1 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組 方針を定めるべき^{注）}」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織） としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。</p> <p>注）文部科学省科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等における産学官連携リスクマネジメント検討 委員会「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性につい て」（平成27年7月3日）p.12 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/07/03/1359484_2_1.pdf</p>						
a	制定している（ポリシー等に大学（組織） としての利益相反について定義を定めてい るのみであったり、単に幹部職員が個人と しての利益相反マネジメントの対象者で あったりする場合は含みません。）	制定年月日 ※16	6	11.32%	分母は53	
制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選 択してください。）			47	88.68%		
b	ア	現在組織としての利益相反ポリシー や規則・規程等を 策定中 である	施行予定時 期：年月頃	0	0.00%	分母は47
	イ	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等 を策定するかどうかを 検討中 である		26	55.32%	
	ウ	組織としての利益相反ポリシーや規 則・規程等の策定を検討したことが あるが 断念 した	理由	1	2.13%	
	エ	現在のところ組織としての利益相反 ポリシーや規則・規程等を策定する 予定はない	理由 ※19	16	34.04%	
無記入			4	8.51%		
小計			47	100.00%		
計			53	100.00%	分母は53	
2 上記「1」で「a」と回答した方にお伺いします。						
2.1	マネジメント対象とな る大学（組織）が受領 する利益の種類と基準 額等をご記入くださ い。	（記入例：寄附金500万円、研究 契約金200万円、物品購入1,000万 円、大学が株式を保有し、又は大 学保有の知財を実施している企 業、など） ※20	5	83.33%	分母は6	
	無記入		1	16.67%		
計			6	100.00%		

調査事項			回答数	割合	備考
II	上記「2.1」の基準額等の契約はどのような場合に審査しますか。あてはまるものすべてを選択してください。				
	a	基準額等に達する契約の前にすべて審査する	0	0.00%	分母は6
	b	基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する	※21 2	33.33%	
	c	その他	※22 3	50.00%	
	無記入		1	16.67%	
計		6	100.00%		
2.2	個人的利益を審査対象とする利益相反委員会とは別に、大学（組織）としての利益相反委員会を設置していますか。				
	a	設置している	※23 1	16.67%	分母は6
	b	別途委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議する	5	83.33%	
	計		6	100.00%	
2.3	上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに関して、個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。	具体的に	0	0.00%	
III	実際に生じた個人としての利益相反事例について				
貴大学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。					
a	生じたことがある	問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いが困難であったケースなどをご記入ください。）	※24 14	26.42%	分母は53
b	生じたことはない		39	73.58%	
計			53	100.00%	
IV	実際に生じた組織としての利益相反事例について				
貴大学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄附をしている（あるいは過去にした、将来する）企業と共同研究契約を締結した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業が販売する医薬品の臨床試験を実施した。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学幹部職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄附をしたりしている会社の株式を所有している。）					
a	生じたことがある	問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いが困難であったケースなどをご記入ください。）	※25 5	9.43%	分母は53
b	生じたことはない		46	86.79%	
無記入			2	3.77%	
計			53	100.00%	
V	大学における利益相反に関する自由意見				
大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。			※26 5	9.43%	分母は53
回答総数			53	68.83%	分母は77

調査事項				回答数	割合	備考	
I 個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について							
1 利益相反マネジメントの担当部署についてお伺いします。							
1.1	利益相反問題に対応する部署はありますか。					分母は26	
	a	ある（→次の「1.2」に進んでください。）		21	80.77%		
	b	ない（→「2」に進んでください。）		5	19.23%		
計				26	100.00%		
1.2	担当部署名をご記入ください。なお、全学的な部署のほか に各部局の部署など複数ある場合はそれぞれご記入ください。 （記入例：研究推進部産学連携課、附属病院総務部総務課、各研究科の研究支援担当、など）					分母は21	
	全学的な部署		具体的に	※1	19		90.48%
	附属病院における部署		具体的に		3		14.29%
	その他の部署		具体的に		0		0.00%
無記入				2	9.52%		
担当部署の組織についてあてはまるものすべてにご回答ください。なお、附属病院や各部局など複数の担当部署がある場合は、全学的な担当部署についてのみお答えください。							
1.3	a	利益相反担当の専任の事務職員を置いている	() 人	※2	2	9.52%	分母は21
	b	利益相反担当の兼任の事務職員を置いている	※(1) () 人		20	95.24%	
	c	利益相反担当の専任の教員を置いている	() 人		0	0.00%	
	d	利益相反担当の兼任の教員を置いている	() 人		2	9.52%	
	e	その他	具体的に記入してください。（記入例：専任のURA1人／兼任の企業出身者（マネージャー・コーディネーター等）1人、など）		0	0.00%	
2 貴大学には個人的利益に関する定期的な自己申告制度がありますか（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく申告を除く。）							
a	定期的自己申告制度がある		年（ ）回	※3	13	50.00%	分母は26
b	定期的自己申告制度はない				13	50.00%	
計					26	100.00%	
3 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。							
3.1	利益相反アドバイザーを任命していますか。					分母は26	
	a	任命している（→次の「3.2」に進んでください）		6	23.08%		
	b	任命していない（→「4」に進んでください。）		20	76.92%		
計				26	100.00%		
利益相反アドバイザーはどのような職ですか。							
3.2	a	学内の職員を任命している	職名	※4	2	33.33%	分母は6
			専任		2	33.33%	
			兼任		0	0.00%	分母は2
	b	学外の有識者に委嘱している	本務の職名		2	100.00%	
					5	83.33%	分母は6
計				5	83.33%		
3.3	利益相反アドバイザーが対応した過去3年間の相談件数をご記入ください。					分母は6	
	平成27年度、平成28年度、平成29年度		各（ ）件	※5	6		100.00%
計					6	100.00%	

調査事項			回答数	割合	備考		
I	3.4	上記「3.2」で「b」と回答した方にお伺いします。					
		利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「e. その他」については、複数理由を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。					
			理由	(次の1～5から一つ選んで記入)			
		a	学内に人材がないため	1. 大いにあてはまる	2	40.00%	分母は5
				2. ややあてはまる	1	20.00%	
				3. どちらともいえない	1	20.00%	
				4. あまりあてはまらない	1	20.00%	
				5. 全くあてはまらない	0	0.00%	
				計	5	100.00%	
		b	学内に人材はいるが引き受けてくれないため	1. 大いにあてはまる	0	0.00%	
				2. ややあてはまる	0	0.00%	
				3. どちらともいえない	2	40.00%	
				4. あまりあてはまらない	2	40.00%	
				5. 全くあてはまらない	1	20.00%	
				計	5	100.00%	
		c	学内で人材を育成することが困難であるため	1. 大いにあてはまる	1	20.00%	
				2. ややあてはまる	1	20.00%	
				3. どちらともいえない	3	60.00%	
				4. あまりあてはまらない	0	0.00%	
				5. 全くあてはまらない	0	0.00%	
				計	5	100.00%	
d	予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため	1. 大いにあてはまる	0	0.00%			
		2. ややあてはまる	2	40.00%			
		3. どちらともいえない	2	40.00%			
		4. あまりあてはまらない	1	20.00%			
		5. 全くあてはまらない	0	0.00%			
		計	5	100.00%			
e	その他： (具体的に)	1. 大いにあてはまる ※6	1	50.00%	分母は2		
		2. ややあてはまる	0	0.00%			
		3. どちらともいえない	0	0.00%			
		4. あまりあてはまらない	0	0.00%			
		5. 全くあてはまらない	0	0.00%			
		無記入 ※7	1	50.00%			
計	2	40.00%	分母は5				

調査事項			回答数	割合	備考			
I	3.4	3.4.2	利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱していることに伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「gその他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。			分母は5		
				理由	(次の1～5から一つ選んで記入)			
			a	学外のためすぐに対応してくれない(時間がかかる)	1. 大いにあてはまる		0	0.00%
					2. ややあてはまる		1	20.00%
					3. どちらともいえない		0	0.00%
					4. あまりあてはまらない		2	40.00%
					5. 全くあてはまらない		2	40.00%
					計		5	100.00%
			b	大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる	1. 大いにあてはまる		0	0.00%
					2. ややあてはまる		0	0.00%
					3. どちらともいえない		1	20.00%
					4. あまりあてはまらない		2	40.00%
					5. 全くあてはまらない		2	40.00%
					計		5	100.00%
			c	大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安	1. 大いにあてはまる		0	0.00%
					2. ややあてはまる		0	0.00%
					3. どちらともいえない		1	20.00%
					4. あまりあてはまらない		2	40.00%
					5. 全くあてはまらない		2	40.00%
					計		5	100.00%
			d	いつも似たような回答しか得られない	1. 大いにあてはまる		0	0.00%
					2. ややあてはまる		0	0.00%
					3. どちらともいえない		1	20.00%
					4. あまりあてはまらない		2	40.00%
					5. 全くあてはまらない		2	40.00%
					計		5	100.00%
			e	謝金が高額で負担が大きい	1. 大いにあてはまる		0	0.00%
					2. ややあてはまる		0	0.00%
3. どちらともいえない	0	0.00%						
4. あまりあてはまらない	3	60.00%						
5. 全くあてはまらない	2	40.00%						
計	5	100.00%						
f	年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい	1. 大いにあてはまる	0	0.00%				
		2. ややあてはまる	0	0.00%				
		3. どちらともいえない	0	0.00%				
		4. あまりあてはまらない	3	60.00%				
		5. 全くあてはまらない	2	40.00%				
		計	5	100.00%				
g	その他:(具体的に)	1. 大いにあてはまる	0					
		2. ややあてはまる	0					
		3. どちらともいえない	0					
		4. あまりあてはまらない	0					
		5. 全くあてはまらない	0					
		計	0	0.00%	分母は5			

調査事項			回答数	割合	備考	
I	4 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。					
4.1	利益相反委員会を設置していますか。				分母は26	
	a	利益相反委員会を設置している（→次の「4.2」に進んでください。）	23	88.46%		
	b	利益相反委員会を設置していない（→「5」に進んでください。）	3	11.54%		
計			26	100.00%		
4.2	利益相反委員会の設置形態について、あてはまるものをすべて選択してください。				分母は23	
	a	全学の委員会が設置されている	23	100.00%		
	b	附属病院が設置されていて附属病院の委員会も設置されている	1	4.35%		
	c	附属病院は設置されていないので附属病院の委員会も設置されていない	16	69.57%		
	d	研究科等各部局にそれぞれ委員会が設置されている	0	0.00%		
e	その他	具体的に ※8	2	8.70%		
4.3	人を対象とする研究（臨床研究を含む。）や厚生労働省の科学研究費補助金による研究などにおける利益相反を審査する委員会はどのような設置形態になっていますか。あてはまるものをすべて選択してください。				分母は23	
	a	全学で一つ設置された利益相反委員会で審査する	18	78.26%		
	b	附属病院が設置されていて附属病院に設置された委員会で審査する	1	4.35%		
	c	附属病院は設置されていないので附属病院で審査することもない	16	69.57%		
	d	研究科等各部局に設置された委員会が審査する	0	0.00%		
	e	臨床研究だけはその他の利益相反委員会とは異なる別の委員会を設置している	3	13.04%		
f	その他	具体的に ※9	1	4.35%		
4.4	利益相反委員会には利益相反に関する有識者が含まれていますか。				分母は23	
	a	含まれている	具体的に記入してください。（記入例：全学の委員会に学内の有識者1人が参加している／学外の有識者1人が参加している／委員会は複数設置されているので有識者の有無は部局ごとに異なる、など） ※10	14		60.87%
	b	含まれてない		9		39.13%
計			23	100.00%		
4.5	全学対象の利益相反委員会について年間の平均審査件数（過去3年程度の平均）をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。）。				分母は23	
	全学の委員会		約（ ）件 ※11	23		100.00%
計			23	100.00%		
4.6	平成29年度の全学対象の利益相反委員会の審査結果で研究計画の修正や金銭的利益の放棄等何らかの指示をした件数をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。また、利益相反アドバイザーによる対応は含まない。）。				分母は23	
	全学の委員会		（ ）件 ※12	23		100.00%
計			23	100.00%		

調査事項			回答数	割合	備考	
I	5 利益相反に関して学外者のみで審議する委員会（以下「利益相反アドバイザリーボード」という。）についてお伺いします。					
5.1	学内の構成員を中心として設置される利益相反委員会とは別に、学外者で構成される利益相反アドバイザリーボードを設置していますか。					
	a	設置している	0	0.00%	分母は26	
	b	設置していない	26	100.00%		
計		26	100.00%			
5.2	上記「5.1」で「a」と回答した方にお伺いします。利益相反アドバイザリーボードの運用に伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。					
		理由	(1～5から一つ選んで記入)			
	a	適当な人材が少ない	1.	大いにあてはまる		
			2.	ややあてはまる		
			3.	どちらともいえない		
			4.	あまりあてはまらない		
			5.	全くあてはまらない		
		計				
	b	人材がいても引き受けてもらうのが困難	1.	大いにあてはまる		
			2.	ややあてはまる		
			3.	どちらともいえない		
			4.	あまりあてはまらない		
			5.	全くあてはまらない		
	計					
c	大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について理解をしてもらうのに時間がかかる	1.	大いにあてはまる			
		2.	ややあてはまる			
		3.	どちらともいえない			
		4.	あまりあてはまらない			
		5.	全くあてはまらない			
	計					
d	大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について適切な対応をしているのか不安	1.	大いにあてはまる			
		2.	ややあてはまる			
		3.	どちらともいえない			
		4.	あまりあてはまらない			
		5.	全くあてはまらない			
	計					
e	謝金・旅費の支出が大学にとって負担	1.	大いにあてはまる			
		2.	ややあてはまる			
		3.	どちらともいえない			
		4.	あまりあてはまらない			
		5.	全くあてはまらない			
	計					
f	人によって意見が大きく異なり結論を導き出すのが困難	1.	大いにあてはまる			
		2.	ややあてはまる			
		3.	どちらともいえない			
		4.	あまりあてはまらない			
		5.	全くあてはまらない			
	計					
g	その他：（具体的に）	1.	大いにあてはまる			
		2.	ややあてはまる			
		3.	どちらともいえない			
		4.	あまりあてはまらない			
		5.	全くあてはまらない			
	計					

調査事項			回答数	割合	備考	
I	5.3	上記「5.1」で「b」と回答した方にお伺いします。今後 も当面利益相反アドバイザリーボードを設置する計画がない 場合はその理由についてご記入ください。また、現在設 置を検討中の場合はいつ頃設置予定かご記入ください。				
		a 設置計画はない	理由 ※14	22	84.62%	分母は26
		b 設置検討中	設置予定時期 ※15	3	11.54%	
		無記入		1	3.85%	
計		26	100.00%			
II	<p>組織としての利益相反マネジメントの整備状況について</p> <p>組織としての利益相反には二つの局面があります。 一つは、<u>大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合</u>（例えば大学（組織） が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、 など）です。 もう一つは、<u>大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者</u>、例えば、学長、理事、研究科長、 附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの 未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など） です。この場合は、個人としての利益相反と組織としての利益相反が同時に生じている場合です（多重 利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えくだ さい。</p> <p>1 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組 方針を定めるべき^{注）}」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織） としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。</p> <p>注）文部科学省科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等における産学官連携リスクマネジメント検討 委員会「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性につい て」（平成27年7月3日）p.12 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/07/03/1359484_2_1.pdf</p>					
a	制定している（ポリシー等に大学（組織） としての利益相反について定義を定めてい るのみであったり、単に幹部職員が個人と しての利益相反マネジメントの対象者で あったりする場合は含みません。）	制定年月日	0	0.00%	分母は26	
制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選 択してください。）			26	100.00%		
ア	現在組織としての利益相反ポリシー や規則・規程等を策定中である	施行予定時 期：年月頃	0	0.00%		
イ	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等 を策定するかどうかを検討中である		8	30.77%		
ウ	組織としての利益相反ポリシーや規 則・規程等の策定を検討したことが あるが断念した	理由	0	0.00%		
エ	現在のところ組織としての利益相反 ポリシーや規則・規程等を策定する 予定はない	理由 ※19	15	57.69%		
無記入			3	11.54%		
小計			26	100.00%		
計			26	100.00%		
2 上記「1」で「a」と回答した方にお伺いします。						
I	2.1	マネジメント対象とな る大学（組織）が受領 する利益の種類と基準 額等をご記入くださ い。	（記入例：寄附金500万円、研究 契約金200万円、物品購入1,000万 円、大学が株式を保有し、又は大 学保有の知財を実施している企 業、など）			
		計				

調査事項			回答数	割合	備考				
II	上記「2.1」の基準額等の契約はどのような場合に審査しますか。あてはまるものすべてを選択してください。								
	2.2	a				基準額等に達する契約の前にすべて審査する			
		b				基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する	その他の利害関係の具体的な例		
		c				その他	具体的に		
	計								
	2.3	個人的利益を審査対象とする利益相反委員会とは別に、大学（組織）としての利益相反委員会を設置していますか。							
		a				設置している	具体的に記入してください。（記入例：組織としての利益相反委員会を学内委員会として設置している、外部委員のみで構成される委員会を設置している、2名の外部委員が加わった学内委員会を設置している、など）		
b		別途委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議する							
計									
2.4	上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに関して、個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。		具体的に						
III	実際に生じた個人としての利益相反事例について								
貴大学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。									
a	生じたことがある	問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いが困難であったケースなどをご記入ください。）	※24	2	7.69%	分母は26			
b	生じたことはない		※(13)	24	92.31%				
計				26	100.00%				
IV	実際に生じた組織としての利益相反事例について								
貴大学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄附をしている（あるいは過去にした、将来する）企業と共同研究契約を締結した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業が販売する医薬品の臨床試験を実施した。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学幹部職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄附をしたりしている会社の株式を所有している。）									
a	生じたことがある	問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いが困難であったケースなどをご記入ください。）		0	0.00%	分母は26			
b	生じたことはない			25	96.15%				
無記入				1	3.85%				
計				26	100.00%				
V	大学における利益相反に関する自由意見								
大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。				0	0.00%	分母は26			
回答総数				26	55.32%	分母は47			

調査事項				回答数	割合	備考	
I 個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について							
1 利益相反マネジメントの担当部署についてお伺いします。							
1.1	利益相反問題に対応する部署はありますか。						
	a	ある（→次の「1.2」に進んでください。）		61	76.25%	分母は80	
	b	ない（→「2」に進んでください。）		19	23.75%		
計			80	100.00%			
1.2	担当部署名をご記入ください。なお、全学的な部署のほか に各部局の部署など複数ある場合はそれぞれご記入ください。 （記入例：研究推進部産学連携課、附属病院総務部総務課、各研究科の研究支援担当、など）						
	全学的な部署		具体的に	※1	61	100.00%	分母は61
	附属病院における部署		具体的に		5	8.20%	
	その他の部署		具体的に		4	6.56%	
1.3	担当部署の組織についてあてはまるものすべてにご回答ください。なお、附属病院や各部局など複数の担当部署がある場合は、全学的な担当部署についてのみお答えください。						
	a	利益相反担当の専任の事務職員を置いている	() 人	※2	2	3.28%	分母は61
	b	利益相反担当の兼任の事務職員を置いている ※(1)	() 人		60	98.36%	
	c	利益相反担当の専任の教員を置いている	() 人		1	1.64%	
	d	利益相反担当の兼任の教員を置いている ※(2)	() 人		15	24.59%	
	e	その他	具体的に記入してください。（記入例：専任のURA1人／兼任の企業出身者（マネージャー・コーディネーター等）1人、など）		1	1.64%	
無記入					1	1.64%	
2 貴大学には個人的利益に関する定期的な自己申告制度がありますか（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく申告を除く。）							
a	定期的自己申告制度がある		年（ ）回	※3	30	37.50%	分母は80
b	定期的自己申告制度はない				48	60.00%	
無記入					2	2.50%	
計					80	100.00%	
3 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。							
3.1	利益相反アドバイザーを任命していますか。						
	a	任命している（→次の「3.2」に進んでください）		15	18.75%	分母は80	
	b	任命していない（→「4」に進んでください。）		65	81.25%		
計			80	100.00%			
3.2	利益相反アドバイザーはどのような職ですか。						
	a	学内の職員を任命している	職名	※4	9	60.00%	分母は15
			専任		7	46.67%	
			兼任		1	11.11%	分母は9
	b	学外の有識者に委嘱している	本務の職名		8	88.89%	
			6		40.00%	分母は15	
				4	26.67%		
3.3	利益相反アドバイザーが対応した過去3年間の相談件数をご記入ください。						
	平成27年度、平成28年度、平成29年度		各（ ）件	※5	15	100.00%	分母は15
計					15	100.00%	

調査事項			回答数	割合	備考		
I	3.4	上記「3.2」で「b」と回答した方にお伺いします。					
		利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「e. その他」については、複数理由を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。					
			理由	(次の1～5から一つ選んで記入)			
		a	学内に人材 がないため	1. 大いにあてはまる	1	16.67%	分母は6
				2. ややあてはまる	3	50.00%	
				3. どちらともいえない	0	0.00%	
				4. あまりあてはまらない	0	0.00%	
				5. 全くあてはまらない	1	16.67%	
				無記入	1	16.67%	
				計	6	100.00%	
		b	学内に人材 はいるが引 き受けてく れないため	1. 大いにあてはまる	1	16.67%	
				2. ややあてはまる	1	16.67%	
				3. どちらともいえない	0	0.00%	
				4. あまりあてはまらない	1	16.67%	
				5. 全くあてはまらない	2	33.33%	
				無記入	1	16.67%	
				計	6	100.00%	
		c	学内で人材 を育成する ことが困難 であるため	1. 大いにあてはまる	3	50.00%	
				2. ややあてはまる	1	16.67%	
				3. どちらともいえない	1	16.67%	
				4. あまりあてはまらない	0	0.00%	
				5. 全くあてはまらない	0	0.00%	
				無記入	1	16.67%	
				計	6	100.00%	
		d	予算不足に より学外の 専門家を職 員として雇 用できない ため	1. 大いにあてはまる	2	33.33%	
				2. ややあてはまる	1	16.67%	
				3. どちらともいえない	0	0.00%	
4. あまりあてはまらない	1			16.67%			
5. 全くあてはまらない	1			16.67%			
無記入	1			16.67%			
計	6			100.00%			
e	その他： (具体的 に)	1. 大いにあてはまる	0	0.00%	分母は2		
		2. ややあてはまる	0	0.00%			
		3. どちらともいえない	0	0.00%			
		4. あまりあてはまらない	0	0.00%			
		5. 全くあてはまらない	0	0.00%			
		無記入	2	100.00%			
		計	2	33.33%			
					分母は6		

調査事項			回答数	割合	備考			
I	3.4	3.4.2	利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱していることに伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「gその他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。			分母は6		
				理由	(次の1～5から一つ選んで記入)			
			a	学外のためすぐに対応してくれない(時間がかかる)	1. 大いにあてはまる		0	0.00%
					2. ややあてはまる		2	33.33%
					3. どちらともいえない		1	16.67%
					4. あまりあてはまらない		1	16.67%
					5. 全くあてはまらない		1	16.67%
					無記入		1	16.67%
					計		6	100.00%
			b	大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる	1. 大いにあてはまる		0	0.00%
					2. ややあてはまる		1	16.67%
					3. どちらともいえない		2	33.33%
					4. あまりあてはまらない		1	16.67%
					5. 全くあてはまらない		1	16.67%
					無記入		1	16.67%
					計		6	100.00%
			c	大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安	1. 大いにあてはまる		1	16.67%
					2. ややあてはまる		0	0.00%
					3. どちらともいえない		1	16.67%
					4. あまりあてはまらない		2	33.33%
					5. 全くあてはまらない		1	16.67%
					無記入		1	16.67%
					計		6	100.00%
			d	いつも似たような回答しか得られない	1. 大いにあてはまる		0	0.00%
					2. ややあてはまる		0	0.00%
					3. どちらともいえない		1	16.67%
					4. あまりあてはまらない		3	50.00%
5. 全くあてはまらない	1	16.67%						
無記入	1	16.67%						
計	6	100.00%						
e	謝金が高額で負担が大きい	1. 大いにあてはまる	0	0.00%				
		2. ややあてはまる	2	33.33%				
		3. どちらともいえない	1	16.67%				
		4. あまりあてはまらない	1	16.67%				
		5. 全くあてはまらない	1	16.67%				
		無記入	1	16.67%				
		計	6	100.00%				
f	年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい	1. 大いにあてはまる	1	16.67%				
		2. ややあてはまる	1	16.67%				
		3. どちらともいえない	1	16.67%				
		4. あまりあてはまらない	0	0.00%				
		5. 全くあてはまらない	2	33.33%				
		無記入	1	16.67%				
		計	6	100.00%				
g	その他:(具体的に)	1. 大いにあてはまる	0					
		2. ややあてはまる	0					
		3. どちらともいえない	0					
		4. あまりあてはまらない	0					
		5. 全くあてはまらない	0					
		無記入	0					
		計	0	0.00%				
					分母は6			

調査事項			回答数	割合	備考
I	4 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。				
4.1	利益相反委員会を設置していますか。				
	a	利益相反委員会を設置している（→次の「4.2」に進んでください。）	61	76.25%	分母は80
	b	利益相反委員会を設置していない（→「5」に進んでください。） ※(7)	19	23.75%	
計		80	100.00%		
4.2	利益相反委員会の設置形態について、あてはまるものをすべて選択してください。				
	a	全学の委員会が設置されている ※(8)	59	96.72%	分母は61
	b	附属病院が設置されていて附属病院の委員会も設置されている	4	6.56%	
	c	附属病院は設置されていないので附属病院の委員会も設置されていない	37	60.66%	
	d	研究科等各部局にそれぞれ委員会が設置されている	2	3.28%	
e	その他 具体的に ※8	1	1.64%		
4.3	人を対象とする研究（臨床研究を含む。）や厚生労働省の科学研究費補助金による研究などにおける利益相反を審査する委員会はどのような設置形態になっていますか。あてはまるものをすべて選択してください。				
	a	全学で一つ設置された利益相反委員会で審査する	48	78.69%	分母は61
	b	附属病院が設置されていて附属病院に設置された委員会で審査する	4	6.56%	
	c	附属病院は設置されていないので附属病院で審査することもない	37	60.66%	
	d	研究科等各部局に設置された委員会が審査する	6	9.84%	
	e	臨床研究だけはその他の利益相反委員会とは異なる別の委員会を設置している	4	6.56%	
f	その他 具体的に ※9	4	6.56%		
4.4	利益相反委員会には利益相反に関する有識者が含まれていますか。				
	a	含まれている 具体的に記入してください。（記入例：全学の委員会に学内の有識者1人が参加している／学外の有識者1人が参加している／委員会は複数設置されているので有識者の有無は部局ごとに異なる、など） ※10	37	60.66%	分母は61
	b	含まれてない	24	39.34%	
計		61	100.00%		
4.5	全学対象の利益相反委員会について年間の平均審査件数（過去3年程度の平均）をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。）。				
	全学の委員会	約（ ）件 ※11	59	96.72%	分母は61
	無記入		2	3.28%	
計		61	100.00%		
4.6	平成29年度の全学対象の利益相反委員会の審査結果で研究計画の修正や金銭的利益の放棄等何らかの指示をした件数をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。また、利益相反アドバイザーによる対応は含まない。）。				
	全学の委員会	（ ）件 ※12	59	96.72%	分母は61
	無記入		2	3.28%	
計		61	100.00%		

調査事項			回答数	割合	備考
I	5 利益相反に関して学外者のみで審議する委員会（以下「利益相反アドバイザリーボード」という。）についてお伺いします。				
5.1	学内の構成員を中心として設置される利益相反委員会とは別に、学外者で構成される利益相反アドバイザリーボードを設置していますか。				
	a	設置している	0	0.00%	分母は80
	b	設置していない	79	98.75%	
	無記入		1	1.25%	
	計		80	100.00%	
5.2	上記「5.1」で「a」と回答した方にお伺いします。利益相反アドバイザリーボードの運用に伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。				
		理由	(1～5から一つ選んで記入)		
	a	適当な人材が少ない	1. 大いにあてはまる		
			2. ややあてはまる		
			3. どちらともいえない		
			4. あまりあてはまらない		
			5. 全くあてはまらない		
			計		
	b	人材がいても引き受けてもらうのが困難	1. 大いにあてはまる		
			2. ややあてはまる		
			3. どちらともいえない		
			4. あまりあてはまらない		
			5. 全くあてはまらない		
			計		
	c	大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について理解をしてもらうのに時間がかかる	1. 大いにあてはまる		
			2. ややあてはまる		
			3. どちらともいえない		
			4. あまりあてはまらない		
			5. 全くあてはまらない		
			計		
	d	大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について適切な対応をしているのか不安	1. 大いにあてはまる		
2. ややあてはまる					
3. どちらともいえない					
4. あまりあてはまらない					
5. 全くあてはまらない					
計					
e	謝金・旅費の支出が大学にとって負担	1. 大いにあてはまる			
		2. ややあてはまる			
		3. どちらともいえない			
		4. あまりあてはまらない			
		5. 全くあてはまらない			
		計			
f	人によって意見が大きく異なり結論を導き出すのが困難	1. 大いにあてはまる			
		2. ややあてはまる			
		3. どちらともいえない			
		4. あまりあてはまらない			
		5. 全くあてはまらない			
		計			
g	その他：(具体的に)	1. 大いにあてはまる			
		2. ややあてはまる			
		3. どちらともいえない			
		4. あまりあてはまらない			
		5. 全くあてはまらない			
		計			

調査事項			回答数	割合	備考	
I	5.3	上記「5.1」で「b」と回答した方にお伺いします。今後 も当面利益相反アドバイザリーボードを設置する計画がない 場合はその理由についてご記入ください。また、現在設 置を検討中の場合はいつ頃設置予定かご記入ください。				
		a 設置計画はない	理由 ※14	64	81.01%	分母は79
		b 設置検討中	設置予定時期 ※15	3	3.80%	
		無記入		12	15.19%	
計			79	100.00%		
II	<p>組織としての利益相反マネジメントの整備状況について</p> <p>組織としての利益相反には二つの局面があります。 一つは、<u>大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合</u>（例えば大学（組織） が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、 など）です。 もう一つは、<u>大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者</u>、例えば、学長、理事、研究科長、 附属病院長等が<u>外部の企業との間で特別の利益を保有している場合</u>（例えば学長が大学発ベンチャーの 未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など） です。この場合は、個人としての利益相反と組織としての利益相反が同時に生じている場合です（多重 利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えくだ さい。</p> <p>1 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組 方針を定めるべき^{注）}」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織） としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。</p> <p>^{注）} 文部科学省科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等における産学官連携リスクマネジメント検討 委員会「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性につい て」（平成27年7月3日）p.12 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/07/03/1359484_2_1.pdf</p>					
a	制定している（ポリシー等に大学（組織） としての利益相反について定義を定めてい るのみであったり、単に幹部職員が個人と しての利益相反マネジメントの対象者で あったりする場合は含みません。）	制定年月日 ※16	1	1.25%	分母は80	
制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選 択してください。）			79	98.75%		
b	ア	現在組織としての利益相反ポリシー や規則・規程等を策定中である	施行予定時 期：年月頃 ※17	3	3.80%	分母は79
	イ	今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等 を策定するかどうかを検討中である	※(11)	37	46.84%	
	ウ	組織としての利益相反ポリシーや規 則・規程等の策定を検討したことが あるが断念した	理由 ※18	1	1.27%	
	エ	現在のところ組織としての利益相反 ポリシーや規則・規程等を策定する 予定はない	理由 ※19	29	36.71%	
無記入 ※(12)			9	11.39%		
小計			79	100.00%		
計			80	100.00%	分母は80	
2 上記「1」で「a」と回答した方にお伺いします。						
2.1	マネジメント対象とな る大学（組織）が受領 する利益の種類と基準 額等をご記入くださ い。	（記入例：寄附金500万円、研究 契約金200万円、物品購入1,000万 円、大学が株式を保有し、又は大 学保有の知財を実施している企 業、など） ※20	1	100.00%	分母は1	
計			1	100.00%		

調査事項			回答数	割合	備考		
II	上記「2.1」の基準額等の契約はどのような場合に審査しますか。あてはまるものすべてを選択してください。						
	2.2	a	基準額等に達する契約の前にすべて審査する	0	0.00%	分母は1	
		b	基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する	0	0.00%		
		c	その他	1	100.00%		
	計			1	100.00%		
	2.3	個人的利益を審査対象とする利益相反委員会とは別に、大学（組織）としての利益相反委員会を設置していますか。					
		a	設置している	具体的に記入してください。（記入例：組織としての利益相反委員会を学内委員会として設置している、外部委員のみで構成される委員会を設置している、2名の外部委員が加わった学内委員会を設置している、など）	0	0.00%	分母は1
		b	別途委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議する	1	100.00%		
		計			1	100.00%	
	2.4	上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに関して、個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。		具体的に	0	0.00%	
III	実際に生じた個人としての利益相反事例について						
貴大学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。							
a	生じたことがある	問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いが困難であったケースなどをご記入ください。）	※24	11	13.75%	分母は80	
b	生じたことはない		※(13)	69	86.25%		
計				80	100.00%		
IV	実際に生じた組織としての利益相反事例について						
貴大学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄附をしている（あるいは過去にした、将来する）企業と共同研究契約を締結した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業が販売する医薬品の臨床試験を実施した。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学幹部職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄附をしたりしている会社の株式を所有している。）							
a	生じたことがある	問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いが困難であったケースなどをご記入ください。）		1	1.25%	分母は80	
b	生じたことはない		※(14)	76	95.00%		
無記入				3	3.75%		
計				80	100.00%		
V	大学における利益相反に関する自由意見						
大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。			※26	11	13.75%	分母は80	
回答総数				80	36.20%	分母は221	

【I 個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について】

【I-1-1.2 利益相反マネジメントの担当部署についてお伺いします。／担当部署名をご記入ください。なお、全学的な部署のほか各部局の部署など複数ある場合はそれぞれご記入ください。（記入例：研究推進部産学連携課、附属病院総務部総務課、各研究科の研究支援担当、など）】

※1

No.	全学的な部署	附属病院における部署	その他の部署	種別
1	産学連携部産学連携法務課利益相反管理チーム	大学院医学系研究科・医学部利益相反アドバイザー室、医科学研究所研究推進チーム	各研究科等の利益相反アドバイザー機関	国
2	総務部総務課法規担当	事務部研究支援課	事務部総務課、事務室総務担当	国
3	利益相反・輸出管理マネジメント室	総務課	各系支援室	国
4	〇〇創生推進機構リスクマネジメント部門(産学連携活動関係)	生命科学系事務課医学事務チーム研究支援担当(臨床研究関係)		国
5	研究・社会連携部研究・社会連携課	医学・病院事務部総務課		国
6	研究交流部産学連携推進課	病院研究推進課		国
7	研究推進部産学連携課	臨床研究監理部利益相反審査事務担当		国
8	社会連携・知財管理センター	医学域総務課		国
9	利益相反マネジメント室	附属病院経営管理課倫理支援・利益相反掛		国
10	研究・社会連携部産学連携・研究推進課	医学部総務課		国
11	研究国際部地域連携課知的財産係	医学部・病院事務部総務企画課研究推進室		国
12	研究振興部研究振興課、総務部人事課	病院事務部病院経営企画課		国
13	研究推進課産学官連携係	総務室学術支援係、総務管理課医療研究支援係、医学研究支援センター		国
14	研究推進部研究推進課	医学部事務部経営企画課		国
15	研究推進部社会連携課	大学病院事務部総務課企画広報係		国
16	社会連携支援部社会連携課	医学部研究協力課		国
17	総務部人事労務課、研究推進部連携推進課	医学部研究支援課臨床研究推進センター事務室		国
18	地域イノベーション推進機構産学官リスクマネジメント室	医学・病院管理部総務課研究支援係		国
19	地方創生・研究推進課	医学系研究科・医学部総務課研究協力室		国
20	研究推進部社会連携課、人材開発部職員育成課		医学系研究科・医学部研究支援係	国
21	学術情報課研究支援係			国
22	学術連携課研究協力係			国
23	研究・学術部産学・地域連携課、同研究推進課、総務企画部人事・労務課			国
24	研究・社会連携課			国
25	研究協力課			国
26	研究協力課			国
27	研究国際部産学・地域連携課			国
28	研究支援課			国
29	研究支援課			国
30	人事課労務担当			国
31	人事労務課			国
32	総務部総務課			国
33	学術研究・産学官連携推進機構、研究推進部産学官地域連携課			国
34	学術研究部研究協力・産学連携課			国
35	共創推進部産学共創課			国
36	経営企画部企画課研究協力係			国
37	研究・イノベーション推進機構			国
38	研究・国際部研究協力課研究調整係			国
39	研究・産学連携本部管理・法務部門			国
40	研究開発推進機構知的財産部門			国
41	研究企画推進部産学連携課			国
42	研究協力課			国

No.	全学的な部署	附属病院における部署	その他の部署	種別
43	研究国際部研究推進課			国
44	研究支援課			国
45	研究推進アドミニストレーションセンター			国
46	研究推進部研究推進課			国
47	研究推進部産学連携推進課			国
48	総務課研究協力係			国
49	総務企画部コンプライアンス推進課利益相反マネジメント事務室			国
50	総務部 研究・地域連携課			国
51	統合研究機構			国
52	学術課	医学・病院管理部教育研究課		公
53	研究企画・産学連携推進課学術研究担当(臨床研究以外)	臨床研究推進課倫理担当(臨床研究)		公
54	研究支援課	研究推進課		公
55	医療研究推進課			公
56	企画室			公
57	研究・地域産学連携担当			公
58	研究委員会			公
59	事務局総務企画課			公
60	総務課			公
61	総務課総務班			公
62	地域連携課			公
63	学術情報部研究支援・地域連携課			公
64	企画管理課企画・研究支援係			公
65	経営管理部企画広報班			公
66	研究開発・質管理向上統合センター			公
67	研究推進チーム			公
68	研究推進本部研究推進課			公
69	総務部総務課監査・内部統制係			公
70	地域連携・研究支援課			公
71	統合研究推進センター事務局	各臨床試験支援室	研究支援課	私
72	学術研究支援部	臨床研究推進センター	各部門の学術研究支援担当または学生部	私
73	研究戦略推進センター	臨床研究・治験センター		私
74	リサーチアドミニストレーションセンター	大学病院臨床研究センター、総合医療センター臨床研究管理センター、国際医療センター臨床研究適正推進センター		私
75	大学庶務課	附属病院庶務課		私
76	研究支援部倫理・知財・産学連携課		臨床研究支援センター	私
77	大学事務部研究課		倫理審査センター	私
78	運営委員会、理事会			私
79	学事部研究支援課			私
80	学術研究支援センター			私
81	学術研究支援部研究協力課			私
82	学務課			私
83	学務部研究助成課			私
84	教務部学部事務課			私
85	研究開発支援課			私
86	研究支援・社会連携部研究支援・社会連携課			私
87	研究支援事務室			私
88	研究支援推進センター事務局研究支援課			私
89	研究支援センター研究支援グループ			私
90	研究助成推進課			私
91	研究推進課			私
92	研究推進部研究マネジメント課			私
93	研究推進部産学官連携センター			私
94	研究推進部産学官連携推進課			私
95	研究戦略部研究推進課			私
96	産学官連携推進室			私
97	事務部基盤整備課			私
98	事務部庶務課			私
99	事務部総務課			私
100	庶務課			私

No.	全学的な部署	附属病院における部署	その他の部署	種別
101	庶務部			私
102	総合研究所事務部			私
103	総務課			私
104	総務課研究支援担当			私
105	総務部			私
106	総務部総務課、研究推進課			私
107	大学・短大本部庶務部			私
108	大学事務局総務課			私
109	利益相反委員会			私
110	利益相反管理委員会			私
111	リサーチ・イニシアティブセンター、人事部人事課			私
112	倫理審査室			私
113	学術研究所知的財産本部			私
114	学術情報局研究推進センター			私
115	教育研究支援センター事務部教育研究支援課(研究に関する部分のみ)			私
116	教育研究支援課			私
117	教育研究支援部教育研究支援課			私
118	教務部学術研究支援課			私
119	研究支援課			私
120	研究支援室、学事部			私
121	研究推進室			私
122	研究推進社会連携機構(ただし産学連携活動の利益相反に限る)			私
123	研究推進部			私
124	研究戦略・産学連携センター			私
125	研究統括センター研究管理部門			私
126	研究部研究企画課			私
127	総務部研究協力課			私
128	利益相反マネジメント委員会			私
129	臨床研究支援センター			私
130	(無記入)			私
131	(無記入)			私

【I-1-1.3 利益相反マネジメントの担当部署についてお伺いします。／担当部署の組織についてあてはまるものすべてにご回答ください。なお、附属病院や各部局など複数の担当部署がある場合は、全学的な担当部署についてのみお答えください。】

※2

No.	a. 利益相反担当の専任の事務職員を置いている()人	b. 利益相反担当の兼任の事務職員を置いている()人	c. 利益相反担当の専任の教員を置いている()人	d. 利益相反担当の兼任の教員を置いている()人	e. その他→具体的に記入してください。(記入例：専任のURA1人／兼任の企業出身者(マネージャー・コーディネーター等)1人、など)	合計	種別
1		3		14		17	国
2		3		10		13	国
3	1	1		3	研究員1人	6	国
4		1		1	兼任のURA4人	6	国
5		3			兼任のURA3人	6	国
6		3		2		5	国
7		3		2		5	国
8		3		2		5	国
9		4			兼任のURA1人	5	国
10		5				5	国
11		5				5	国
12	2		1	1		4	国
13		1		1	産学官金連携機構長、副学長	4	国
14		2		2		4	国
15		3		1		4	国
16		4				4	国
17		4				4	国
18	3					3	国
19		2	1			3	国
20		2		1		3	国
21		2		1		3	国

No.	a. 利益相反担当の専任の事務職員を置いている()人	b. 利益相反担当の兼任の事務職員を置いている()人	c. 利益相反担当の専任の教員を置いている()人	d. 利益相反担当の兼任の教員を置いている()人	e. その他→具体的に記入してください。(記入例:専任のURA1人/兼任の企業出身者(マネージャー・コーディネーター等)1人、など)	合計	種別
22		3				3	国
23		3				3	国
24		3				3	国
25		3				3	国
26	2					2	国
27		1	1			2	国
28		1		1		2	国
29		2				2	国
30		2				2	国
31		2				2	国
32		2				2	国
33		2				2	国
34		2				2	国
35		2				2	国
36		2				2	国
37		2				2	国
38		2				2	国
39		2				2	国
40		2				2	国
41		1				1	国
42		1				1	国
43		1				1	国
44		1				1	国
45		1				1	国
46		1				1	国
47		1				1	国
48		1				1	国
49			1		専任のURA1人	1	国
50	(無記入)					—	国
51		4		21		25	公
52		6				6	公
53		3				3	公
54		3				3	公
55	1	1		1		3	公
56		2~3				2~3	公
57		2				2	公
58		2				2	公
59		2				2	公
60		2				2	公
61	1					1	公
62		1				1	公
63		1				1	公
64		1				1	公
65		1				1	公
66		1				1	公
67		1				1	公
68		1				1	公
69		1				1	公
70		1				1	公
71		(無記入)				—	公
72		4		10	兼任の企業出身1人	15	私
73		2		10		12	私
74		3		8		11	私
75		2		5		7	私
76		3		4		7	私
77		6				6	私
78		3		3		6	私
79		2		4		6	私
80		5		1		6	私
81		5				5	私
82		3		1		4	私
83		4				4	私
84		3		1		4	私

No.	a. 利益相反担当の専任の事務職員を置いて いる()人	b. 利益相反担当の兼任の事務職員を置いて いる()人	c. 利益相反担当の専任の教員を 置いている ()人	d. 利益相反担当の兼任の教員を 置いている ()人	e. その他→具体的に記入 してください。(記入例:専任のURA1人/兼任 の企業出身者(マネージャー・コーディネーター等)1人、など)	合計	種別
85		4				4	私
86		4				4	私
87		4				4	私
88		2		2		4	私
89		3				3	私
90		3				3	私
91		2	1			3	私
92		3				3	私
93		3				3	私
94		3				3	私
95		3				3	私
96		3				3	私
97		3				3	私
98		3				3	私
99		3				3	私
100		3				3	私
101		2				2	私
102		2				2	私
103	1	1				2	私
104		2				2	私
105		2				2	私
106		1		1		2	私
107		2				2	私
108	1	1				2	私
109		2				2	私
110		1		1		2	私
111		1		1		2	私
112		1		1		2	私
113		1				1	私
114		1				1	私
115		1				1	私
116		1				1	私
117		1				1	私
118		1				1	私
119		1				1	私
120		1				1	私
121		1				1	私
122		1				1	私
123		1				1	私
124		1				1	私
125		1				1	私
126		1				1	私
127		1				1	私
128		1				1	私
129		1				1	私
130		1				1	私
131		1				1	私

【I-2-a 貴大学には個人的利益に関する定期的な自己申告制度がありますか(臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest: COI)の管理に関する指針に基づく申告を除く。) / 定期的自己申告制度がある→年()回】

※3

No.	年()回	備考	種別
1	2		国
2	1	ただし変更が生じた場合はその都度	国
3	1		国
4	1		国
5	1		国
6	1		国
7	1		国
8	1		国
9	1		国

No.	年（ ）回	備考	種別
10	1		国
11	1		国
12	1		国
13	1		国
14	1		国
15	1		国
16	1		国
17	1		国
18	1		国
19	1		国
20	1		国
21	1		国
22	1		国
23	1		国
24	1		国
25	1		国
26	1		国
27	1		国
28	1		国
29	1		国
30	1		国
31	1		国
32	1		国
33	1		国
34	1		国
35	1		国
36	1		国
37	1		公
38	1		公
39	1		公
40	1		公
41	1		公
42	1		公
43	1		公
44	1		公
45	1		公
46	1		公
47	1		公
48	1		公
49	2		私
50	1	1回程度。各部門で実施状況が異なる	私
51	1		私
52	1		私
53	1		私
54	1		私
55	1		私
56	1		私
57	1		私
58	1		私
59	1		私
60	1		私
61	1		私
62	1		私
63	1		私
64	1		私
65	1		私
66	1		私
67	1		私
68	1		私
69	1		私
70	1		私
71	1		私
72	1		私
73	1		私
74	1		私
75	1		私
76	1		私

【I-3-3.2-a, b 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。／利益相反アドバイザーはどのような職ですか。／学内の職員を任命している（職名及び専任・兼任の別）／学外の有識者に委嘱している（本務の職）】

※4

No.	学内の職員を任命			学外の有識者に委嘱	種別
	職名	専任	兼任	本務の職名	
1	教授		○	利益相反アドバイザー	国
2	教授、准教授、事務部長など		○	弁護士、私大教授	国
3	事務職員		○	弁護士、公認会計士	国
4	利益相反マネジメント委員会委員・兼任		○	利益相反マネジメント委員会委員	国
5	教授1名(兼任)、准教授1名(専任)、准教授1名(兼任)	○	○		国
6	首席専門業務職員	○			国
7	准教授	○			国
8	産学官連携コーディネーター、知的財産マネージャー		○		国
9	准教授		○		国
10	地域創生推進機構教授、産学連携課長		○		国
11	利益相反アドバイザー		○		国
12	研究担当理事、産学連携機構知的財産部門准教授、地方創生・研究推進課長		○		国
13				公認会計士(監査法人職員)	国
14				弁護士	国
15				弁護士	国
16				弁護士	国
17				弁護士	国
18				弁護士	国
19				弁護士	国
20				弁護士、公認会計士	国
21				弁護士、国立大学法人教授(学識経験者)	国
22				弁護士、弁理士、公認会計士	国
23	教授		○	大学の顧問弁護士	公
24	教授		○		公
25				弁護士	公
26				弁護士	公
27				弁護士、公認会計士	公
28				利益相反アドバイザー	公
29	専任教員	○			私
30	学部長、事務部長、学務部長(兼任)				私
31	産学連携知的財産統括室顧問		○		私
32	マネジメント相談員		○		私
33	利益相反委員会委員		○		私
34	教授、理事(弁護士)		○		私
35	研究部長、研究部副部長、研究部事務部長		○		私
36	(無記入)		○		私
37	(無記入)		○		私
38				国立大学客員教授	私
39				産学連携知的財産アドバイザー	私
40				弁護士	私
41				弁護士	私
42				(無記入)	私
43				(無記入)	私

【I-3-3.3 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。／利益相反アドバイザーが対応した過去3年間の相談件数をご記入ください。（単位：件）】

※5

No.	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考	合計	種別
1	45	59	69		173	国
2	40	42	32		114	国
3	32	44	37		113	国
4	—	44	39		83	国
5	20	20	20	(すべて)約	60	国
6	2	2	13		17	国
7	1	0	2		3	国
8	0	2	1		3	国
9	1	1	1		3	国
10	不明	不明	2		2(+α)	国
11	0	0	1		1	国
12	0	1	0		1	国
13	1	0	0		1	国
14	0	1	0		1	国
15	数	数	数		数	国
16	0	0	0		0	国
17	0	0	0		0	国
18	11	7	7		25	公
19	7	2	11		20	公
20	5	4	8		17	公
21	0	0	0		0	公
22	0	0	0		0	公
23	0	0	0		0	公
24	56	26	42		124	私
25	17	11	12	申請があったらまずすべて事務部長がチェックしている	40	私
26	11	10	7		28	私
27	6	7	9		22	私
28	2	0	1		3	私
29	0	2	1		3	私
30	1	1	0		2	私
31	0	1	1		2	私
32	0	0	1		1	私
33	0	0	0		0	私
34	—	—	0		0	私
35	0	0	0		0	私
36	0	0	0		0	私
37	0	0	0		0	私
38	0	0	0		0	私

【I-3-3.4-3.4.1-e-1 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。／上記「3.2」で「b」と回答した方にお伺いします。／利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「e. その他」については、複数理由を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。／理由：その他（具体的に）／（次の1～5から一つ選んで記入） 1. 大いにあてはまる】

※6

No.	具体的に	種別
1	顧問弁護士として従事されている方が、より専門性に富むアドバイスをを行うことができるため	公

【I-3-3.4-3.4.1-e 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。／上記「3.2」で「b」と回答した方にお伺いします。／利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「e. その他」については、複数理由を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。／理由：その他（具体的に）／（次の1～5から一つ選んで記入）／無記入】

※7

No.	具体的に	種別
1	利益相反マネジメントにおいては、学外者の視点が重要であることから、大学内部関係者による検討だけでなく第三者の立場から意見を得るため学外有識者に委嘱している	国
2	専門的見地からアドバイスを行うため、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の学識経験者としている	国
3	各部署の必要性や事情に応じて、学内外の有識者に利益相反アドバイザーを任命している	国
4	・利益相反というテーマの性質上、学外者の観点を導入する必要があるため ・国内大学の産学連携活動の状況にも精通した法律の専門家に委嘱することでマネジメントの質を向上させるため	国
5	中立性・公平性・客観性を確保することができるため	公
6	専門的知識を有すること、学外の専門家に依頼することによる客観性の担保	私
7	中立な立場で相談対応に当たることが求められるため	私

【I-4-4.2-e 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。／利益相反委員会の設置形態について、あてはまるものをすべて選択してください。／その他（具体的に）】

※8

No.	具体的に	種別
1	規則上の定めはあるが、これまで委員会の開催実績はない	国
2	医学研究科等において臨床研究に係る利益相反委員会が設置されている	国
3	各キャンパス毎に設置されている	国
4	附属病院が設置されていて、委員会は医学系研究科に設置されている	国
5	附属病院については、「d. 研究科等各部署にそれぞれ委員会が設置されている」と同じ委員会で対応	国
6	本学では、全学に利益相反委員会、各部署に利益相反アドバイザー機関を設置している。各部署の利益相反アドバイザー機関では部署内の利益相反について相談等を行っている	国
7	臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反を管理する指針に基づく申告を審査する全学の委員会	国
8	医学研究科のみの委員会が設置されている	公
9	医学系研究に特殊性に鑑み、医学研究等COIを設置	公
10	医学部に委員会が設置されている	私

【I-4-4.3-f 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。／人を対象とする研究（臨床研究を含む。）や厚生労働省の科学研究費補助金による研究などにおける利益相反を審査する委員会はどのような設置形態になっていますか。あてはまるものをすべて選択してください。／その他（具体的に）】

※9

No.	具体的に	種別
1	人を対象とする研究については別途委員会を設置している	国
2	医学系研究は全学の利益相反委員会とは別に医学系研究科に設置された委員会が審査する	国
3	医学部附属病院があるキャンパスの委員会で審査する	国
4	人を対象とする研究（臨床研究を含む。）については、当該研究を行う部署に設置された利益相反アドバイザー機関にて審査を行っている。厚生労働省の科学研究費補助金による研究などについては、部署に設置された利益相反アドバイザー機関にて審査した後、全学の利益相反委員会にて審査する体制をとっている	国
5	熱帯医学研究所に設置された委員会が審査する	国
6	附属病院については、「d. 研究科等各部署にそれぞれ委員会が設置されている」と同じ委員会で対応	国
7	利益相反マネジメント委員会の下に設置した専門委員会で、医学系分野の教員が専門的見地から調査及び審査を行った上で、利益相反マネジメント委員会が最終的な審査を行っている	国
8	医学系研究に特殊性に鑑み、医学研究等COIを設置	公
9	・人を対象とする研究倫理審査委員会、人を対象とする医学系研究倫理審査委員会、動物実験委員会（以上は研究部研究倫理委員会の管轄） ・組換えDNA実験安全委員会、バイオセーフティ委員会（以上は安全管理委員会の管轄）	私
10	人を対象とする研究については別の委員会がある	私
11	人を対象とする研究は研究推進センター研究倫理部会で審査し、厚生労働省の科学研究費補助金による研究などにおける利益相反は利益相反マネジメント委員会で審査しています	私
12	臨床研究に係る利益相反については、倫理委員会等にて検討した後に審査する	私

【I-4-4.4-a 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。／利益相反委員会には利益相反に関する有識者が含まれていますか。／含まれている→具体的に記入してください。（記入例：全学の委員会に学内の有識者1人が参加している／学外の有識者1人が参加している／委員会は複数設置されているので有識者の有無は部局ごとに異なる、など）】

※10

No.	具体的に	種別
1	学外の有識者1人が参加	国
2	学外の有識者1人が参加している	国
3	学外の有識者1人が参加している	国
4	学外の有識者1人が参加している	国
5	学外の有識者3名	国
6	学外の有識者が1人参加している	国
7	全学の委員会に学外の有識者2人、人を対象とする研究における利益相反を審査する委員会に学内外から参加している	国
8	全学の委員会に学内の有識者1人が参加している	国
9	学外の有識者(弁護士)1人が参加している	国
10	学外の有識者(弁護士、公認会計士)が2名参加している	国
11	学外の有識者1人が参加している	国
12	学外の有識者1人が参加している	国
13	学外の有識者1人が参加している	国
14	学外の有識者1人が参加している	国
15	学外の有識者1人が参加している	国
16	学外の有識者2人が参加している	国
17	学外の有識者2人が参加している	国
18	学外の有識者3人(利益相反アドバイザー)が参加している	国
19	学外の有識者が1人参加している	国
20	学外の有識者が3人参加している	国
21	学外の利益相反アドバイザー1人が参加している	国
22	学内の有識者1人、学外の有識者1人が参加している	国
23	学内の有識者3名及び学外の有識者2名が参加している	国
24	学内の有識者が1名程度参加している(委員会により参加者数は異なる)	国
25	学内有識者2名、学外有識者1名が参加している	国
26	全学の委員会には学内及び学外の有識者が複数名参加している。部局の利益相反アドバイザー機関では有識者の有無は部局によって異なる	国
27	全学の委員会に学外の有識者1人が参加している	国
28	全学の委員会に学外の有識者1人が参加している	国
29	全学の委員会に学外の有識者1人が参加している	国
30	全学の委員会に学内の有識者1人が参加している	国
31	全学の委員会に学内の有識者1人が参加している	国
32	全学の委員会に学内の有識者1人が参加している	国
33	全学の委員会に学内の有識者1人が参加している、各系の利益相反委員会、研究倫理委員会にも学外の有識者が1~2名参加している	国
34	全学の委員会に学内の有識者1人及び学外の有識者1人が含まれている	国
35	全学の委員会に学内の有識者1人及び学外の有識者2人が参加している。また臨床研究の利益相反委員会には学内の有識者1人が参加している	国
36	全学の委員会に有識者として学外の弁護士1人が参加している。医学系研究に係る委員会に有識者として学外の弁護士1人が参加している	国
37	全学の利益相反委員として学外有識者1名に委嘱している	国
38	全学の利益相反管理委員会専門委員会内に学外の有識者が参加している	国
39	利益相反マネジメント委員会に学外の有識者2人が参加している	国
40	学外の有識者(弁護士)1人が参加している	公
41	学外の有識者1人	公
42	学外の有識者1人が参加している	公
43	学外の有識者1人が参加している	公
44	学外の有識者1名(弁護士)が参加している	公
45	学外の有識者1名が参加している	公
46	学外の有識者2人が参加している	公
47	学外有識者1名	公
48	利益相反アドバイザー(学外)	公
49	委員会の委員長の求めに応じ、長年委員に携わる者がアドバイスをを行っている	公
50	学外の有識者1人が参加している	公
51	学外の有識者4人が参加している	公
52	全学の委員会に学外の有識者が1人参加している	公
53	本学に所属しない利益相反等に見識を有する者で理事長が必要と認めるもの	公
54	1人が参加している	私
55	外部専門家を利益相反アドバイザーとして委嘱し助言を求めることができる	私
56	学外の有識者1名が参加している	私

No.	具体的に	種別
57	学外の有識者1人が参加している	私
58	学外の有識者1人が参加している	私
59	学外の有識者1人が参加している	私
60	学外の有識者1人が参加している	私
61	学外の有識者1人が参加している	私
62	学外の有識者1人が参加している	私
63	学外の有識者1人が参加している	私
64	学外の有識者1人が参加している	私
65	学外の有識者1人が参加している	私
66	学外の有識者1人が参加している	私
67	学外の有識者1人が参加している	私
68	学外の有識者2人が参加している	私
69	学外の有識者4人が参加している	私
70	学外の有識者若干人と学内の有識者若干人が参加している	私
71	学外有識者1人が参加している	私
72	学内の有識者、学外の有識者それぞれ1名	私
73	全学の委員会に学内の有識者1人が参加している	私
74	全学の委員会に学内の有識者1人が参加している	私
75	全学の委員会に学内の有識者1名、学外の有識者1人が参加している	私
76	全学の委員会に学内の有識者2人、学外の有識者1人が参加している	私
77	全学の委員会に学内の有識者2名(委員長指名)	私
78	利益相反アドバイザー(学外有識者)1人が参加	私
79	委員会は複数設置されているので有識者の有無は部局ごとに異なる	私
80	学外の有識者(弁護士)1人が参加している	私
81	学外の有識者1人が参加している	私
82	学外の有識者1人が参加している	私
83	学外の有識者1人が参加している	私
84	学外の有識者1人が参加している	私
85	学外の有識者1人が参加している	私
86	学外の有識者2人が参加している	私
87	学外の有識者が2名参加している	私
88	全学の委員会に学外の有識者1人が参加している	私
89	全学の委員会に学外の有識者2人が参加している	私
90	全学の委員会に学内の有識者1人が参加している	私

【I-4-4.5 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。／全学対象の利益相反委員会について年間の平均審査件数（過去3年程度の平均）をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。）。／全学の委員会：約（ ）件】

※11

No.	約（ ）件	備考	種別
1	3,974		国
2	2,600		国
3	500		国
4	333		国
5	290	自己申告件数を審査件数として集計	国
6	236		国
7	141		国
8	111		国
9	70		国
10	58		国
11	37		国
12	36	2年平均(H27・H28調査)対象者986人、申請者947人、2次調査36人	国
13	34		国
14	27		国
15	26		国
16	20		国
17	20		国
18	19.5		国
19	14		国
20	14		国
21	13		国
22	13		国
23	12		国
24	10		国
25	10		国
26	10		国

No.	約 () 件	備考	種別
27	7		国
28	2		国
29	2		国
30	1		国
31	1		国
32	1		国
33	1		国
34	1		国
35	0.3		国
36	0		国
37	0		国
38	0		国
39	0		国
40	0		国
41	0		国
42	0		国
43	0		国
44	0		国
45	0		国
46	0		国
47	0		国
48	0		国
49	0		国
50	0		国
51	745		公
52	686		公
53	370		公
54	86		公
55	49		公
56	40		公
57	32		公
58	8		公
59	7		公
60	7		公
61	6		公
62	3		公
63	2		公
64	2		公
65	1.5		公
66	1		公
67	1		公
68	1		公
69	0.3		公
70	0		公
71	0		公
72	0		公
73	—	平成30年度より設置した委員会のため、現在のところ年間平均審査件数なし	公
74	838		私
75	570		私
76	528		私
77	400	人(年1回)	私
78	339		私
79	261		私
80	236		私
81	225		私
82	104		私
83	100		私
84	88		私
85	80		私
86	70		私
87	43		私
88	40		私
89	39		私
90	30		私
91	19		私
92	15		私
93	11		私
94	10		私
95	10		私

No.	約 () 件	備考	種別
96	10		私
97	10		私
98	7		私
99	5		私
100	5	2018年4月より委員会での審査を実施。そのため実績はこの1回のみです	私
101	3		私
102	3		私
103	3		私
104	3		私
105	3		私
106	3		私
107	3		私
108	2		私
109	2		私
110	2		私
111	1		私
112	1		私
113	1		私
114	1		私
115	1		私
116	0		私
117	0	委員会の設置が平成30年度からのため	私
118	0		私
119	0		私
120	0	原則的に審査は各部局に委任	私
121	0		私
122	0		私
123	0		私
124	0		私
125	0		私
126	0		私
127	0		私
128	0		私
129	0		私
130	0		私
131	0		私
132	0		私

【I-4-4.6 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。／平成29年度の全学対象の利益相反委員会の審査結果で研究計画の修正や金銭的利益の放棄等何らかの指示をした件数をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。また、利益相反アドバイザーによる対応は含まない。）。

※12

／全学の委員会： () 件】

No.	() 件	備考	種別
1	4		国
2	3		国
3	1		国
4	1		国
5	1		国
6	0		国
7	0		国
8	0		国
9	0		国
10	0		国
11	0		国
12	0		国
13	0		国
14	0		国
15	0		国
16	0		国
17	0		国
18	0		国
19	0		国
20	0		国
21	0		国

No.	() 件	備考	種別
22	0		国
23	0		国
24	0		国
25	0		国
26	0		国
27	0		国
28	0		国
29	0		国
30	0		国
31	0		国
32	0		国
33	0		国
34	0		国
35	0		国
36	0		国
37	0		国
38	0		国
39	0		国
40	0		国
41	0		国
42	0		国
43	0		国
44	0		国
45	0		国
46	0		国
47	0		国
48	0		国
49	0		国
50	0		国
51	1		公
52	0		公
53	0		公
54	0		公
55	0		公
56	0		公
57	0		公
58	0		公
59	0		公
60	0		公
61	0		公
62	0		公
63	0		公
64	0		公
65	0		公
66	0		公
67	0		公
68	0		公
69	0		公
70	0		公
71	0		公
72	0		公
73	—	平成30年度より設置した委員会のため、現在のところ年間平均審査件数なし	公
74	81	助言・勧告の実施	私
75	57		私
76	6		私
77	2		私
78	2		私
79	1		私
80	1		私
81	1		私
82	1		私
83	0		私
84	0		私
85	0		私
86	0		私
87	0		私
88	0		私
89	0		私
90	0		私

No.	() 件	備考	種別
91	0		私
92	0		私
93	0		私
94	0		私
95	0		私
96	0		私
97	0		私
98	0		私
99	0		私
100	0		私
101	0		私
102	0		私
103	0		私
104	0		私
105	0		私
106	0		私
107	0		私
108	0		私
109	0		私
110	0		私
111	0		私
112	0		私
113	0		私
114	0		私
115	0		私
116	0		私
117	0		私
118	0		私
119	0		私
120	0		私
121	0		私
122	0		私
123	0		私
124	0		私
125	0		私
126	0		私
127	0		私
128	0		私
129	0		私
130	0		私
131	—	2018年4月より実施のため回答できません	私
132	—	委員会の設置が平成30年度からのため	私

【I-5-5.1-a 利益相反に関して学外者のみで審議する委員会（以下「利益相反アドバイザーボード」という。）についてお伺いします。／学内の構成員を中心として設置される利益相反委員会とは別に、学外者で構成される利益相反アドバイザーボードを設置していますか。／設置している→構成や人数について具体的に記入してください。（記入例：学外有識者のみ5人で構成される／学外有識者3人及び一般市民2人、など）】

※13

No.	具体的に	種別
1	学外有識者のみ2人で構成されている	国
2	学外有識者のみ3人で構成	国
3	学外の有識者のみ3人で構成されている	国
4	学外有識者3人及び理事(産学官連携・研究展開担当)・利益相反マネジメント委員会委員長の5名で構成される「利益相反マネジメント外部委員会」を設置している	国
5	学外有識者7人のみで構成	国
6	学外有識者のみ3人で構成される	国
7	学外有識者のみ9人で構成される	国
8	利益相反に関し専門的知識を有する弁護士又は公認会計士 若干人、利益相反に関し専門的知識を有する弁護士又は公認会計士 若干人、利益相反に関し高度な学識経験を有する者	国

【I-5-5.3-a 利益相反に関して学外者のみで審議する委員会（以下「利益相反アドバイザーボード」という。）についてお伺いします。／上記「5.1」で「b」と回答した方にお伺いします。今後も当面利益相反アドバイザーボードを設置する計画がない場合はその理由についてご記入ください。また、現在設置を検討中の場合はいつ頃設置予定かご記入ください。／設置計画はない→理由】

※14

No.	理由	種別
1	現状では学内の利益相反マネジメント室が同様の役割を果たしていると考えられるため	国
2	検討されたことがない	国
3	これまで利益相反に関する事例が生じていないことから、現在のところ設置検討に至っていない	国
4	人材がいても引き受けてもらうのが困難なため	国
5	審査件数が極めて少ないため	国
6	審査の件数が少ないため	国
7	そもそも、利益相反アドバイザーさえ任命できていないため	国
8	特になし	国
9	特になし	国
10	特になし	国
11	取扱件数が少ないため	国
12	必要性自体の検討がないため	国
13	マネジメント体制を含め検討中であるが、アドバイザーボードの設置については今のところ、検討していない	国
14	予算的な問題、必要性や重要性多少疑問、適切な人材の確保	国
15	委員会に外部有識者を含めており、現状では必要と考えていない	国
16	医学部・薬学部が無いのでそこまでの必要性がない	国
17	学内の体制整備に注力している	国
18	学内教員等により委員会を設置し審査を行っているが、専門家の知識が必要な場合は、その都度相談を行っている	国
19	検討がすすんでいない	国
20	現在のところ必要性を感じていないため	国
21	現状の実施体制で十分であると認識しているため	国
22	審査件数が少なく、学内構成員での対応で可能なため	国
23	設置について未検討	国
24	全学の委員会に、複数の学外有識者が参画しているため	国
25	全学の利益相反委員会では6割が外部委員のため、現時点で必要性は感じていないため設置計画はない	国
26	組織の利益相反対応のため学外委員の比重が多い委員会の必要性は感じているが全員が学外委員である必要性はないと考えている	国
27	適切な人材が少ない	国
28	適切な人材が少ないため	国
29	適当な人材がいない	国
30	必要となったことが無いため	国
31	必要性について学内で認識されていない	国
32	本学規模では活用が少ないと見込まれるため	国
33	本学利益相反マネジメント規則の中で、「利益相反カウンセラー」について規定しており、利益相反カウンセラーは外部専門家を委嘱可能としている。アドバイザーボードに代えるため、設置計画はない	国
34	利益相反の事例がなく、具体的な設置計画はない	国
35	利益相反委員会での審議が必要な件数が少なく、学外の有識者を利益相反アドバイザーに任命していることから、利益相反アドバイザーボードまで設置する必要性を感じていないため	国
36	「〇〇県職員倫理規程」に抵触する事案の場合は、全庁的な組織で対応することになるため	公
37	アドバイザーボードを必要とする案件が未発生であり、今後も発生する可能性が極めて低いため	公
38	今までに利益相反アドバイザーボードが必要となった案件がないため	公
39	議論にはなるが、具体的な予定はない	公
40	研究倫理委員会の中で取り扱っているため	公
41	現時点では学内委員のみでの対応でよいと考えている	公
42	検討課題との認識ではあるが、現時点で必要性までは考えていない	公
43	顧問弁護士での対応をしているため	公
44	差し迫った必要がないため	公
45	上記委員会運用を始めたばかりのため	公
46	設置の必要性がない	公
47	適当な人材がいない	公
48	必要性不明。必要時倫理委員会の外部委員に相談すると思われます	公
49	委員会と部会で十分な審査を行えているため	公
50	現行の体制で対処可能であるため	公
51	現時点では、必要性を感じていないため	公
52	現状必要性がないため	公
53	全学の委員会で学外の有識者1名を委員として任用しており、利益相反アドバイザーボードに関しては検討を行っていないため	公
54	適当な人材不足、経費・業務的な負担	公
55	年間を通して要請によりアドバイス行う機会が少ないため	公

No.	理由	種別
56	COI委員会に学外者を委員として招聘しているため	私
57	委員会での対応が難しい場合に、その都度、有識者等に相談する考えです	私
58	位置付けが明確になっていないため	私
59	依頼先がないため	私
60	外部委員の方の日程調整が難しいため	私
61	学外者と学内者で構成する委員会を設けているため	私
62	学内の委員会で対応可能と考えている	私
63	環境整備に労力が避けない	私
64	聞いたことがないため	私
65	経営側・教職員側ともに認識をしていない	私
66	現在の運用で特段の問題が発生していないため	私
67	現在利益相反委員会に学外の委員がいるため	私
68	現状では必要性を感じていない	私
69	現状において必要と認めないため	私
70	現状の委員会へ外部委員も参加いただいているため	私
71	件数が少ないため	私
72	検討していない	私
73	検討するに至っていない	私
74	検討に着手していない	私
75	これまでに利益相反が問題になった事例はない	私
76	今後の検討課題である	私
77	今後必要に応じて検討する	私
78	申請件数が少ないため	私
79	設置計画について全くないのではないが、時期については未定である	私
80	設置する必要性を見出せない。必要となった場合は、監査法人や弁護士等の学外有識者に照会することとする	私
81	相談件数がごく少数であるため	私
82	そもそも学内で利益相反をどこがどう扱うかの合意が十分ではないため	私
83	特になし	私
84	必要性がない	私
85	必要性を検討している段階にあるため	私
86	必要性を認識していない	私
87	本学では該当すると思われる件数が少ないため	私
88	まだこの議論に至っていないため	私
89	未検討	私
90	利益相反が生じる事例がほとんどないため	私
91	利益相反マネジメント体制の抜本的な見直しを図っているため、その一環で検討する可能性あり	私
92	臨床研究を実施しない本学ではそこまで厳格な運用を必要としていない	私
93	課題として認識はしているが、現状学内でニュートラルかつ適切な判断が客観的な観点からも出来ていると考えているため	私
94	改善勧告が必要な案件がこれまでに発生していないため	私
95	該当事例が少ないことが見込まれる	私
96	学外委員会の開催案件がないため、アドバイザーボード設置は考えていない	私
97	学内に有識者がいないため検討できていない	私
98	現在、まずは学内審査体制の見直し中であるため	私
99	現在、基準を超える件数が少なく(1件/年間)、利益相反委員会(外部含む)で十分に機能しているため	私
100	現在マネジメントの対象者が利益相反委員会による審査が義務付けられている公的研究費の交付を受ける者に限定されている。まずは全学的なマネジメント体制構築について検討する必要があるため	私
101	現時点ではニーズがないため	私
102	現時点では利益相反委員会の整備が優先であるため	私
103	今後の検討課題	私
104	今後の検討課題と考えている	私
105	人員の確保や予算面で困難なため	私
106	設置する必要性が低いため	私
107	大学規模が大きくなり該当する事案が僅少であるため	私
108	必要性に関し、全学での議論が行われていない	私
109	必要性を感じないため	私
110	文系の私大であり、産学連携の研究に携わっていない	私
111	利益相反委員会に学外有識者を含めることで対応可能	私

【I-5-5.3-b 利益相反に関して学外者のみで審議する委員会（以下「利益相反アドバイザリーボード」という。）についてお伺いします。／上記「5.1」で「b」と回答した方にお伺いします。今後も当面利益相反アドバイザリーボードを設置する計画がない場合はその理由についてご記入ください。また、現在設置を検討中の場合はいつ頃設置予定かご記入ください。／設置検討中→設置予定時期】

※15

No.	具体的に	種別
1	2019年度中に設置予定	国
2	未定	国
3	未定	国
4	未定	国
5	未定	国
6	未定	公
7	未定	公
8	未定	公
9	2019年度設置を目途に規程等を検討中	私
10	未定	私

【II 組織としての利益相反マネジメントの整備状況について】

組織としての利益相反には二つの局面があります。

一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）です。

もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。この場合は、個人としての利益相反と組織としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。

【II-1-a 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべき」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。／制定している（ポリシー等に大学（組織）としての利益相反について定義を定めているのみであったり、単に幹部職員が個人としての利益相反マネジメントの対象者であったりする場合は含みません。）→制定年月日】

※16

No.	制定年月日	種別
1	20160218	国
2	20170330	国
3	20170601	国
4	20170629	国
5	20180525	国
6	20180709	国
7	20150101	私

【II-1-b-ア 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべき」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。／制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選択してください。）／現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定中である（施行予定時期：年月頃）】

※17

No.	施行予定時期：年月頃	種別
1	201903	私
2	201904	私
3	未定	私

【II-1-b-ウ 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべき」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。／制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選択してください。）／組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが断念した（理由）】

※18

No.	理由	種別
1	担当部署だけでは策定できない点がある	私

【Ⅱ-1-b-エ 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべき」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。／制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選択してください。）／現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する予定はない（理由）】

※19

No.	理由	種別
1	該当事例がないため	国
2	医学部・薬学部が無いのでそこまでの必要性がない	国
3	検討がすすんでいない	国
4	現在のところ必要性を感じていないため	国
5	現状、ポリシーに組織としての利益相反の定義が、規程に組織として利益を得る場合はマネジメントを実施する旨の規定があり、これ以上の策定について検討したことはない	国
6	個人としての利益相反と同様に案件ごとに委員会で判断することになっている	国
7	担当部署が第三者的な観点から日常的のモニタリングを行い、必要に応じ責任者に対して進言を行うことで対応している	国
8	必要性について学内で認識されていない	国
9	現時点で該当し得る事例がないため	公
10	検討を行っていないため	公
11	今後の検討課題であるという段階にある	公
12	差し迫った必要がないため	公
13	上記委員会運用を始めたばかりのため	公
14	組織としての利益相反が生じる可能性が少ない	公
15	近々上記「イ. 検討中である」に移行する予定である	公
16	必要性が高まった際に改めて検討する	公
17	公立大学は企業出資を行うことができないため	公
18	組織として一定の利益を獲得する状況が無かったため	公
19	法人化していない。「〇〇県職員倫理規程」で個人も権限のある者も対応するため	公
20	利益相反マネジメント委員会が年に1回、大学幹部（役員）に対しても利益相反自己申告書の提出を求めており、利益相反事案を把握する仕組みを構築している	公
21	学内で現在のところ問題となっていない	私
22	株式の保有がないため	私
23	環境整備に労力が割けない	私
24	現行のポリシーや規程で、組織としての定義があり、対応可能と考えている	私
25	検討するに至っていない	私
26	これまでに利益相反が問題になった事例はない	私
27	今後の課題である	私
28	産学連携推進センターを設置しているが、件数が少ないため	私
29	組織としての利益相反を現状では規定していないため	私
30	大学と企業等で特別の利益を保有していないから	私
31	必要性がない	私
32	ポリシー等に大学（組織）としての利益相反について定義を定めている	私
33	明確な期日を設けてはいないが、一部の職員が作業中であるため	私
34	利益相反が生じる事例がほとんどないため	私
35	臨床に関わる学部のない本学ではそこまでの必要性を感じていない	私
36	現在のところ、現行の利益相反マネジメントポリシーで対応している	私
37	現在のところ組織としての利益相反が生じる事態を想定していないため	私
38	全学として組織の利益相反マネジメントを行う議論がなされていないため	私
39	利益相反が生じる可能性のある研究は行っていない	私

【Ⅱ-2-2.1 上記「1」で「a」と回答した方にお伺いします。／マネジメント対象となる大学（組織）が受領する利益の種類と基準額等をご記入ください。（記入例：寄附金500万円、研究契約金200万円、物品購入1,000万円、大学が株式を保有し、又は大学保有の知財を実施している企業、など）】

※20

No.	具体的に	種別
1	①1億円以上の共同研究等の契約締結、②随意契約による1千万円以上の物品購入・業務委託の実施、③共同研究講座・寄附講座の設置、④①～③への学生の従事	国
2	寄附金500万円、研究契約金200万円、物品購入1,000万円、大学保有の知財を実施している企業、寄附講座、共同研究講座、寄附研究部門、共同研究部門の受入	国
3	寄附金500万円／企業・年度、研究契約金200万円／件・年度、物品購入1,000万円／件、大学が株式を保有し、又は大学保有の知財を実施・共有している企業	国
4	規則を制定したばかりであり、具体的な基準は委員会では検討中である	国
5	大学法人の保有する知的財産権の収入／大学法人の保有する株式等・当該株式等にかかる収入／契約金額が1件当たり単年度換算1,000万円を超える共同研究（社会連携講座・研究部門を含む）、受託研究／大学法人への単一の企業で年間1,000万円を超える寄附金及び1,000万円相当額を超える物品等の寄附があった企業	国
6	寄附金額が年間1講座につき500万円	私

【Ⅱ-2-2.2-b 上記「1」で「a」と回答した方にお伺いします。／上記「2.1」の基準額等の契約はどのような場合に審査しますか。あてはまるものすべてを選択してください。／基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する→その他の利害関係の具体的な例】

※21

No.	具体的に	種別
1	組織及び役員、副学長、組織の長が次の①～⑤の関係を有している場合：①1千万円以上(1件あたり)の寄附金の受入、②ロイヤリティ収入、③株式の保有、④年間総額1千万円以上相当の物品・不動産の無償受領・借用、⑤年間総額1千万円以上相当の無償役務受領	国
2	大学が契約相手先企業の株式を保有若しくは大学保有の知財を当該企業が実施若しくは当該企業から基準額以上の寄附金を受領、又は契約の最終裁権者である学長等が契約相手先企業から100万円以上の金銭的利益を受領若しくは当該企業の株式を保有	国

【Ⅱ-2-2.2-c 上記「1」で「a」と回答した方にお伺いします。／上記「2.1」の基準額等の契約はどのような場合に審査しますか。あてはまるものすべてを選択してください。／その他(具体的に)】

※22

No.	具体的に	種別
1	ガイドラインで特に留意を求める基準として示しているに過ぎない(事前審査などのルール化はしていない)	国
2	まだ決定していないが、「b. 基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する」を予定している	国
3	組織対組織のケースについては、事前に情報提供を促し、その他のケースについては懸念が生じた時点で相談するよう周知している	国
4	事務局で各講座の寄附金額を確認し、審査する	私

【Ⅱ-2-2.3-a 上記「1」で「a」と回答した方にお伺いします。／個人的利益を審査対象とする利益相反委員会とは別に、大学(組織)としての利益相反委員会を設置していますか。／設置している→具体的に記入してください。(記入例：組織としての利益相反委員会を学内委員会として設置している、外部委員のみで構成される委員会を設置している、2名の外部委員が加わった学内委員会を設置している、など)】

※23

No.	具体的に	種別
1	4名の外部委員が加わった組織的利益相反監視委員会を設置している	国

【Ⅲ 実際に生じた個人としての利益相反事例について】

【Ⅲ-a 貴学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。／生じたことがある／問題の内容と対処を具体的に(複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。)】

※24

No.	具体的に	種別
1	「問題が生じた」をどう定義するかによりますが、教員が株式を保有していたり、兼業している企業から研究費を受けようとする事例は、散見されます。このような場合、当該教員と面談のうえ、研究成果等に影響の無いよう対応しています	国
2	・子女が自らの父が教員として立ち上げている研究室に入ることを希望した事例があり、念書を取って対処した ・大学教員がベンチャー企業を立ち上げ、取締役就任し、株式も保有している状況で、当該企業との共同研究契約の締結を希望した事例があり、対処については、現在検討している	国
3	・臨床研究に係る利益相反審査で、講演謝金など兼業による個人的利益が多く、個人としての利益相反状態にあると考えられる場合は、患者説明文の記載を確認するとともに、定期自己申告により個人的利益の状況を確認している ・本学の教員が自身の研究成果をもとにベンチャー企業を設立し、本人及び本学の知財担当者が役員に就任した。共同研究契約及び兼業の手続きを適切に行ったうえで同社との共同研究を行っているが、両教員がどちらの立場で業務を行っているかわかりづらい状況にある	国
4	ベンチャー起業にかかる利益相反問題(役員兼業、共同研究、学内施設利用等)→ヒアリング、委員会における審議	国
5	学内の施設を利用して保管している個人帰属となった研究試料の破棄(学外施設への自費負担での保管)を命じた	国
6	教員が企業からの寄附金により同社から提供される研究試料の効能研究を行おうとした事例があった。マネージャーは企業との間でMTAを締結することによりたとえそこで企業への成果の提供を義務付けたとしても問題ないとの認識であり、教員は成果が出るかどうか不明の段階で研究契約を結びたくないとしていた。しかし、このようなやり方は国立大学法人化以前には頻繁にあった寄附金により実質的に受託研究等を行おうとするもので、MTAにより処理するのではなく、大学との間で研究契約を締結すべきであるとして指導し、最終的には産学連携担当部署責任者もこれに同意し、研究契約を締結することとなった	国

No.	具体的に	種別
7	教員が役員兼業先のベンチャー企業に役務の発注を行いたいとの申し出があった→利益相反相談室から、兼業規程に抵触するため不可である旨回答し、発注は中止された	国
8	産学官連携活動の相手方企業とは別の公的機関から委員の兼業依頼を受け、実施中の産学官連携活動の内容に密接に関連している事業について評価する委員となったケースがあった。産学連携活動内容と委員としての立場の切り分けがなされており、また委員会は全て公開であるため透明性の確保はできていることから、利益相反の弊害可能性は低いと判断した。公正性・中立性について十分留意するように助言をした	国
9	産学連携活動においては、何らかの利益相反状態は起こり得るものとの前提に立ち、利益相反が深刻な状態に陥ることのないように、利益相反マネジメントの啓発・普及を行っている	国
10	産学連携講座において一人の人物が講座代表者と相手先企業代表者(創業者)の両方を務めていた。さらに、当該企業の未公開株を保有していた。深刻な利益相反状態にあると判断し、企業代表者の身分および保有株式を手放させることで利益相反状態を解消させた	国
11	社外取締役の兼業において、当該兼業先企業以外での対応が困難なために物品購入契約等が発生するおそれがあったため、発注が必要になった場合の必要性の判断に、当該兼業者が所属する研究室外の第三者による判断も含めるよう指示を行った	国
12	親族が経営するベンチャー企業との共同研究をしており利益相反状態にあるが、継続的にモニタリングを行うことで利益相反を監視するよう意見した	国
13	大学発ベンチャーに関係する案件について、委員会で審議した	国
14	大学発ベンチャーの大学施設・設備の利用において、施設等を利用して生じた製品等の販売の可否の判断。共同研究上生じた場合は可とするが、販売を目的としても良いのではないかとの意見もある	国
15	共同研究先企業が起こしたベンチャー企業に教員が役員として就任した。→当面の間は無報酬とし、条件が変わる際やそのベンチャーと共同研究を行う際は随時大学へ報告するように通知。また、本学との研究に関わる決定をベンチャーで行わないように助言した	公
16	(1)共同研究の相手先企業との兼業、株式保有→職務との切り分け、学会・論文等での開示、相手先企業の利益を優先しない公正な研究の遂行について通知 (2)金銭の授受を伴う兼業(学外の研究会理事、非常勤講師等)に係る責務相反→現状では学内兼業ルールの規定時間の範囲であれば兼業を認めざるを得ないため、兼業のために時間を割くことで、本来の職務に支障をきたさないよう留意する旨の通知(併せて兼業の従事記録をつけるよう通知)	私
17	・個人で130万円を受領しており、本学の利益相反マネジメント評価基準(個人は100万円)を超えていたため、本学内で利益相反状態にあるという判断がなされる問題が生じた。対処としては、利益相反マネジメント委員会で委員の意見を審議し、当該医師は研究責任医師から外れて頂くという結論になり、研究責任医師を外す権限のある治験委員会にその旨を伝えた。 ・本学所属教員が取締役を務めるベンチャー企業との共同研究契約の事例であり、責務相反に該当する可能性があるという問題が生じた。対処としては、外部委員を含む利益相反マネジメント委員会で判断を行い、当該研究および研究契約の透明性を確保した	私
18	ある治験において、企業の治験担当者が所属する共同研究講座に、バイオマーカ―測定を委託していた。「客観性の担保をどのように測るのかをICで十分に説明すること」と助言した	私
19	基準額以上の経済的利益を共同研究先から受領してよいか事前に相談があったので、利益相反に該当する旨伝え、辞退してもらった	私
20	ケース毎に議論をして対応した	私
21	個人としての利益相反状況が極端に生じていた際に、利益相反委員会委員長を通じて、直接本人に注意・勧告を実施した	私
22	発表論文において、社外取締役をしている教員が会社から提供された器具を使用していたが、その旨を論文に開示しなかった	私
23	責務相反(大学の責務より兼業先の業務を優先)したケースがいくつか散見した	私
24	大学発ベンチャー企業との共同研究契約:教員としての研究と、ベンチャー社員としての研究が混ざらないよう、利益相反の観点で「やってはいけないこと」を説明。月1で定期的に面談を実施し、細かくフォローしている	私
25	本学教員が、本法人配分の公的資金を財源として、自らが発明者となる特許技術を核とするソフトウェアを、自らが役員に就任している企業から購入した事例。調査委員会を立ち上げ、関係者への聞き取り等を進めた。結果、金銭の授受等は認められず、教員へは口頭注意を行った	私

【IV 実際に生じた組織としての利益相反事例について】

【IV-a 貴学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄附をしている（あるいは過去にした、将来する）企業と共同研究契約を締結した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業が販売する医薬品の臨床試験を実施した。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学幹部職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄附をしたりしている会社の株式を所有している。）／生じたことがある／問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いの困難なケースなどをご記入ください。）】

No.	具体的に	種別
1	「実際に生じた個人としての利益相反事例について」の回答と同じく、「問題が生じた」をどう定義するかによりますが、事例は散見されます。このような場合、当該教員と面談のうえ、影響の無いよう対応しています	国
2	生じたことがないと言い切れないが、広く社会的信用を損なうような大きな問題となったことはない	国
3	前任部局長であった教員Zの研究成果を活用したベンチャー企業Y社から社会連携研究部門の設置の申込みがあった。現部局長であるXはY社の社外取締役（その後は技術アドバイザー）の兼業をし、株式を有している。また当該部局に所属する複数の教員Z等はY社の技術アドバイザーとなっている他、同社の株式を保有している。社会連携研究部門の運営にあたっては、X部局長及び教員Z等が携わる予定である。組織的利益相反監視委員会では、X部局長及び教員Z等にヒアリングを行い、社会連携研究部門の運営にあたっては、大学職務と兼業との切り分けを行うこと、研究成果等の発表にはY社のバイアスがあるかのように疑われないように留意すること、当該社会連携研究部門の基礎研究の成果をもとにY社において臨床研究を実施する場合は、X部局長、教員Z等の関与の仕方などについて、必要に応じて関連情報を開示すること、などの勧告をX部局長に行い、定期的なモニタリングを行うこととした	国
4	創立の記念事業支援募金を行うことになった。継続して取引を行う相手方に募金を呼びかけることは、「取引の打ち切り」を示唆して寄附を募っているのではないかと受け取られ、独占禁止法2条9項5号に該当してしまう可能性がある。そのため、弁護士等専門家に相談し、意見書を求め、慎重に対応した	国
5	大学や教員の名称使用の問題が頻発する。大学と企業が共同研究を行い、教員の単独発明の成果を大学が特許出願し、企業との間で特許権等実施契約を締結し、それに基づいて企業側が製品化するとともに大学にロイヤルティを支払うこととなった。ところが企業側からその商品の広告に〇〇大学との共同研究に基づいた商品であることを記載するとともに、研究過程における実験結果を紹介したいなどの申出があった。広告内容を詳細に検討した結果、当該商品がいわゆる健康食品であるために、広告内容に法令違反の疑いがあることが判明した。検討の結果、当該商品の広告には大学や教員の名称を一切使用しないように申し入れることとなった	国

【V 大学における利益相反に関する自由意見】

【大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。】

No.	具体的に	種別
1	・中小規模大学は利益相反に関する担当者が兼任で業務を行っており、徹底した対応、予防、対処がなかなか出来ない現実がある。（専任配置は予算的に不可能） ・教員向けの標準マニュアルが欲しい。できれば、文科省から出して欲しい。他大学作成のマニュアルだと、そのまま使えず、自大学用に修正する必要があるため、なかなか作業できない ・組織体組織の利益相反がどこまでどうすればよいか悩む	国
2	1. 大学における利益相反マネジメントにおいて、日常的に教職員からの利益相反問題の相談に応じることができる常勤の利益相反アドバイザー（他分野の教員の兼務でも可）の役割は問題の発生を未然に防止するとともに、教職員の利益相反に対する意識を高める上で極めて重要なので、国レベルでその育成・研修に取り組んでほしい 2. 教職員のための利益相反の研修のためのテキストは重要であり、一部出回り始めたがインタラクティブな学習効果をもたらすICT教育向けの教材を開発してほしい	国
3	各部局にアドバイザー機関を設けているが、部局によって問題意識に差があり、役職指定（副研究科長や副研究所長など）で指名しているケースが多い。このため利益相反に関する知識や経験が蓄積されず、アドバイザー機関としての機能が十分に働かないという問題があり、定期的なアドバイザー機関への啓蒙、研修活動が必須と考えられる	国
4	〇〇大学では、非常にわかりやすいQ&Aを作成しており、判断に困ったときには参考にさせて頂いている。今後もこういったものを参考に勉強していきたい	国
5	本学では利益相反自体がまだ未整備状態であり、様々な検討もすすんでいない。学外アドバイザーや年間定期申告等についても予算と人員の問題から却下されている状況である。特に有識者がおらず、運営に支障をきたしている。近辺に大学があれば有識者の共有なども可能であると思われるが、地方では大学も多くない	国

No.	具体的に	種別
6	・医療系部局に所属する研究者は、加盟している学会において開示を求められていることも起因して、利益相反マネジメントに関して敏感であるが、それ以外の学部所属する研究者はその意識が薄い傾向にある ・「組織としての利益相反」については、現在の委員会は学内委員で構成されており、第三者(外部委員)による評価・検証がないと、透明性・信頼性の確保は難しいと思われる	私
7	学内の参考にしたいため、解析結果を希望致します	私
8	厚生労働省の研究費を受けるにあたり委員会を設置して審議しているが、産学連携活動において企業等から高額の研究費を受けることはほとんどなく、特に問題はない。委員会のメンバーがきちんと理解できるよう、外部の研修を受ける機会があれば活用したいと思います	私
9	これまでシステムとして扱ってこなかったが、大学が外部とのつながりを重視する必要性からも、適切な対応環境を整えることを考えてスタートしたところです。今後、FD、SD等を通して周知、学習を深めていきたいと考えています。	私
10	今後検討すべき課題であると捉えています	私
11	教員が代表となる大学発ベンチャー企業の設立の動きも活発化しており、かつ、クロスアポイント制度の活用も数件発生しているため、組織としての利益相反への取組を検証していきたいと考えている	私
12	大学における利益相反に対する取組が不十分であると考えている。産学官連携の推進に伴い、体制の整備が必要と考えるが、まずは利益相反に対する意識向上を図る必要がある	私
13	特になし。なお、本学は2018年度より利益相反に関する委員会を設置したため、4.5、4.6の回答が「0件」となっています	私
14	本学の利益相反マネジメントは、事案ごと(寄附、厚労科研、兼業等)に分散して規程を制定し実施している。その状況下なので外部人材によるアドバイザリーボードの設置や組織としての利益相反マネジメントを議論する流れになっていない。今回の回答は産学連携に特化したもの。他の事案のマネジメントとは異なる点があることに注意願いたい	私
15	臨床研究法における利益相反管理の基準が曖昧な部分があり(事実確認の厳格度、審査スケジュール、COI委員会への審査要否)、各施設に判断が委ねられる部分が多々あると感じている。他の施設では本件についてどのように対応されているか、ご意見を伺いたい	私
16	特にありません	私

【付帯意見（※(1)～(14)】

【I 個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について】

【I-1-1.3-b 利益相反マネジメントの担当部署についてお伺いします。／担当部署の組織についてあてはまるものすべてにご回答ください。なお、附属病院や各部局など複数の担当部署がある場合は、全学的な担当部署についてのみお答えください。／利益相反担当の兼任の事務職員を置いている】 ※(1)

No.	付帯意見	種別
1	専任担当者は置いていない。研究推進チームが担当している	公
2	委員会業務として総務部職員1名が庶務を担当している	私
3	専任職員3名が担当業務の一つとして利益相反に係る業務を担当している	私
4	利益相反だけでなく研究費等も担当している	私

【I-1-1.3-d 利益相反マネジメントの担当部署についてお伺いします。／担当部署の組織についてあてはまるものすべてにご回答ください。なお、附属病院や各部局など複数の担当部署がある場合は、全学的な担当部署についてのみお答えください。／利益相反担当の兼任の教員を置いている】 ※(2)

No.	付帯意見	種別
1	兼任の産学連携・知的財産担当教員	私

【I-2-b 貴大学には個人的利益に関する定期的な自己申告制度がありますか（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく申告を除く。）／定期的自己申告制度はない】 ※(3)

No.	付帯意見	種別
1	共同研究の契約時に確認書の提出を求めている	国

【I-3-3.1-b 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。／利益相反アドバイザーを任命していますか。／任命していない】 ※(4)

No.	付帯意見	種別
1	利益相反委員会に弁護士2名を入れている	国

【I-3-3.3 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。／利益相反アドバイザーが対応した過去3年間の相談件数をご記入ください。（単位：件）／無記入】 ※(5)

No.	付帯意見	種別
1	件数は把握していない	国
2	各部局の利益相反アドバイザーがそれぞれで相談を受けているため、その相談件数については全学で把握していない	国
3	件数非公開のため未回答	国
4	電話・メールでの相談は件数を集計していない	国

【I-3-3.4-3.4.2 利益相反問題の相談に対応する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）についてお伺いします。／上記「3.2」で「b」と回答した方にお伺いします。／利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱していることに伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。】 ※(6)

No.	付帯意見	種別
1	学外の有識者に委嘱することについての問題点等は全学的に把握していない	国

【I-4-4.1-b 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。／利益相反委員会を設置していますか。／利益相反委員会を設置していない】 ※(7)

No.	付帯意見	種別
1	現状本学では倫理審査委員会での案件のみ利益相反に関する審査・判断を行っている	私

【I-4-4.2-a 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。／利益相反委員会の設置形態について、あてはまるものをすべて選択してください。／全学の委員会が設置されている】 ※(8)

No.	付帯意見	種別
1	ただし、人事委員会の専門委員会として位置づけられている	国
2	大学に設置されているが、附属病院職員も対象としている	私

【I-4-4.5 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。／全学対象の利益相反委員会について年間の平均審査件数（過去3年程度の平均）をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。）。／全学の委員会：約（ ）件／無記入】 ※(9)

No.	付帯意見	種別
1	件数非公開のため未回答	国

【I-4-4.6 利益相反に関する審議を行う学内の委員会（以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。）についてお伺いします。／平成29年度の全学対象の利益相反委員会の審査結果で研究計画の修正や金銭的利益の放棄等何らかの指示をした件数をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。また、利益相反アドバイザーによる対応は含まない。）。／全学の委員会：（ ）件／無記入】 ※(10)

No.	付帯意見	種別
1	件数非公開のため未回答	国

【II 組織としての利益相反マネジメントの整備状況について】

組織としての利益相反には二つの局面があります。

一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）です。

もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。この場合は、個人としての利益相反と組織としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。

【II-1-b-イ 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべき」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。／制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選択してください。）／今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを検討中である】 ※(11)

No.	付帯意見	種別
1	利益相反行為の防止等に関する規程はあります	私

【Ⅱ-1-b 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべき」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益相反とは別に、大学（組織）としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。／制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選択してください。）／無記入】

※(12)

No.	付帯意見	種別
1	(現在の規程)1. 競争的資金に関する取扱い、2. 受託研究取扱い、3. 奨学寄附金取扱い→この中で一部利益相反について記載	私
2	規程の条文には次のようなものがある。→ 「教職員等は、大学としての利益相反があると思われる場合には、随時、委員長に対し問題提起することができる。 2 委員長は、問題提起の内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認のうえ、利益相反マネジメントが必要であるか審議する。」	私

【Ⅲ 実際に生じた個人としての利益相反事例について】

【Ⅲ-b 貴学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。／生じたことがない】

※(13)

No.	付帯意見	種別
1	具体的な取扱いを定めたものがないため	公
2	現時点においては、当学では公的資金研究における利益相反のみを対象として利益相反マネジメント委員会を設置・運営していますが、これまでのところ、同委員会において、審議した案件について問題ありと結論し、是正指示等を行った事例はありません	私
3	実際には起きているかもしれないが、情報が不足している	私

【Ⅳ 実際に生じた組織としての利益相反事例について】

【Ⅳ-b 貴学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄附をしている（あるいは過去にした、将来する）企業と共同研究契約を締結した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業が販売する医薬品の臨床試験を実施した。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学幹部職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄附をしたりしている会社の株式を所有している。）／生じたことはない】

※(14)

No.	付帯意見	種別
1	これまで“組織としての利益相反”という意識自体が無かったと思います	私
2	上記例示にある「大学に多額の寄附をしている企業と共同研究契約を締結した」といった事例はありますが、先に回答しておりますとおり、現時点においては、当学では公的資金研究における利益相反のみを対象として利益相反マネジメント委員会を設置・運営しているため、組織としての利益相反問題については把握しておりません	私

2. 調査票

2018年6月

大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関する調査について —ご協力をお願い—

産学連携を推進すればするほど、大学に利益相反問題が生じてくることは避けることができません。このため、大学において利益相反マネジメントの体制を整備し、それを適切に運用することが、研究の客観性を確保して社会からの信頼を維持する上で重要な課題となっています。日本の大学では、利益相反マネジメント体制の整備についてはある程度進展してきましたが、近年特に臨床研究の分野で利益相反マネジメントの実質が伴っていないことがうかがわれる事態が発生しました。こうした事態に対処するため新たに臨床研究法が国会で審議・成立し、2018年4月から施行されました。また、それに伴う利益相反管理に関する厚生労働省からの通知も出されました。臨床研究において要請される利益相反管理については新たなガイダンスが示されたばかりで、今後の経過が注目されます。今回は臨床研究以外の分野を中心に、産学連携活動を活発に展開されている大学を対象として、産学連携活動の進展に伴う利益相反問題への対処についての調査を実施することといたしました。これにより、利益相反マネジメントの実態を把握し、そこでの課題を明らかにして利益相反マネジメントの実質化のための具体的な方策を提言することを目的としております。

このような目的のため、2015年度に企業との共同研究を実施された345の国公立大学（4年制大学及び大学院大学）の研究担当副学長又はその代理の方々にアンケート調査をお願いしております。ご多用中誠に恐れ入りますが、ご協力いただけますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

本調査票にご回答いただき、同封の返信用封筒又はE-mail、FAXで2018年7月31日（火）までにご返信くださるよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

（調査票はホームページからもダウンロードできます。） →

<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/management/research/>

〔 ・ 調査票返信先 E-mail アドレス yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp
・ 調査票返信先 FAX 番号 029-853-7461 〕

本調査結果につきましてはすべて統計的に処理し、大学名および個人名等を公表することはありませんので、ご理解いただけますようお願いいたします。

調査結果は調査研究報告書として刊行する予定であり、ご希望の方々にお送りいたしますので、このアンケートの末尾の送付先のご記入をお願いいたします。

なお、本調査研究は2018～2020年度JSPS科研費18K02695の助成を受けて実施しているものです。

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室
准教授 新谷 由紀子
名誉教授 菊本 虔

* この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室

新谷 由紀子

〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1 TEL & FAX 029-853-7461

E-mail: yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp

大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関する調査について
＜調査票＞

以下の回答につきましては、該当する記号に○印を付し（又は非該当の回答を消し）、また、空欄に具体的にご記入ください。

本アンケート調査において、用語を次のように定義します。なお、いずれも大学を対象として利益相反を定義したものです。

- ・ **個人としての利益相反**：教職員が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他の大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えることをいう。
- ・ **組織としての利益相反**：大学（組織）又は大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長若しくは研究科長等が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他の大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えることをいう。

I 個人としての利益相反マネジメントの体制と運用について

- 1 利益相反マネジメントの担当部署についてお伺いします。
 - 1.1 利益相反問題に対応する部署はありますか。
 - a. ある（→次の「1.2」に進んでください。）
 - b. ない（→「2」に進んでください。）
 - 1.2 担当部署名をご記入ください。なお、全学的な部署のほかに各部局の部署など複数ある場合はそれぞれご記入ください。（記入例：研究推進部産学連携課、附属病院総務部総務課、各研究科の研究支援担当、など）
 - ・全学的な部署 []
 - ・附属病院における部署 []
 - ・その他の部署 []
 - 1.3 担当部署の組織についてあてはまるものすべてにご回答ください。なお、附属病院や各部局など複数の担当部署がある場合は、全学的な担当部署についてのみお答えください。
 - a. 利益相反担当の専任の事務職員を置いている [] 人
 - b. 利益相反担当の兼任の事務職員を置いている [] 人
 - c. 利益相反担当の専任の教員を置いている [] 人
 - d. 利益相反担当の兼任の教員を置いている [] 人
 - e. その他→具体的に記入してください。（記入例：専任の URA1 人／兼任の企業出身者（マネージャー・コーディネーター等）1 人、など）
[]
- 2 貴大学には個人的利益に関する定期的な自己申告制度がありますか（臨床研究法、

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理に関する指針に基づく申告を除く。)

- a. 定期的自己申告制度がある→年 () 回
- b. 定期的自己申告制度はない

3 利益相反問題の相談に対応する者 (以下「利益相反アドバイザー」という。) についてお伺いします。

3.1 利益相反アドバイザーを任命していますか。

- a. 任命している (→次の「3.2」に進んでください。)
- b. 任命していない (→「4」に進んでください。)

3.2 利益相反アドバイザーはどのような職ですか。

- a. 学内の職員を任命している [職名及び専任・兼任の別:]
- b. 学外の有識者に委嘱している [本務の職名:]

3.3 利益相反アドバイザーが対応した過去3年間の相談件数をご記入ください。

- ・平成27年度 [] 件
- ・平成28年度 [] 件
- ・平成29年度 [] 件

3.4 上記「3.2」で「b」と回答した方にお伺いします。

3.4.1 利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱している理由について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「e その他」については、複数理由を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。

	理由	(次の1～5から一つ選んで記入) 1. 大いにあてはまる 2. ややあてはまる 3. どちらともいえない 4. あまりあてはまらない 5. 全くあてはまらない
a	学内に人材がいないため	
b	学内に人材はあるが引き受けてくれないため	
c	学内で人材を育成することが困難であるため	
d	予算不足により学外の専門家を職員として雇用できないため	
e	その他:(具体的に)	

3.4.2 利益相反アドバイザーを学外の有識者に委嘱していることに伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」

については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。

	課題	(次の1～5から一つ選んで記入) 1. 大いにあてはまる 2. ややあてはまる 3. どちらともいえない 4. あまりあてはまらない 5. 全くあてはまらない
a	学外のためすぐに対応してくれない(時間がかかる)	
b	大学の事情に精通していないので説明に時間がかかる	
c	大学の事情に精通していないので適切な回答が得られているのか不安	
d	いつも似たような回答しか得られない	
e	謝金が高額で負担が大きい	
f	年間の相談件数が見通しにくく予算が立てづらい	
g	その他:(具体的に)	

4 利益相反に関する審議を行う学内の委員会(以下「利益相反委員会」という。倫理審査委員会やコンプライアンス委員会など実際の名称は問わない。)についてお伺いします。

4.1 利益相反委員会を設置していますか。

- a. 利益相反委員会を設置している(→次の「4.2」に進んでください。)
- b. 利益相反委員会を設置していない(→「5」に進んでください。)

4.2 利益相反委員会の設置形態について、あてはまるものをすべて選択してください。

- a. 全学の委員会が設置されている
- b. 附属病院が設置されていて附属病院の委員会も設置されている
- c. 附属病院は設置されていないので附属病院の委員会も設置されていない
- d. 研究科等各部局にそれぞれ委員会が設置されている
- e. その他〔具体的に: _____〕

4.3 人を対象とする研究(臨床研究を含む。)や厚生労働省の科学研究費補助金による研究などにおける利益相反を審査する委員会はどのような設置形態になっていますか。あてはまるものをすべて選択してください。

- a. 全学で一つ設置された利益相反委員会で審査する
- b. 附属病院が設置されていて附属病院に設置された委員会で審査する
- c. 附属病院は設置されていないので附属病院で審査することもない

- d. 研究科等各部局に設置された委員会が審査する
- e. 臨床研究だけはその他の利益相反委員会とは異なる別の委員会を設置している
- f. その他〔具体的に： 〕

4.4 利益相反委員会には利益相反に関する有識者が含まれていますか。

- a. 含まれている→具体的に記入してください。(記入例：全学の委員会に学内の有識者 1 人が参加している／学外の有識者 1 人が参加している／委員会は複数設置されているので有識者の有無は部局ごとに異なる、など)

〔 〕

- b. 含まれてない

4.5 全学対象の利益相反委員会について年間の平均審査件数（過去 3 年程度の平均）をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。）。

- ・全学の委員会：約〔 〕件

4.6 平成 29 年度の全学対象の利益相反委員会の審査結果で研究計画の修正や金銭的利益の放棄等何らかの指示をした件数をご記入ください（臨床研究法、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針に基づく審査を除く。また、利益相反アドバイザーによる対応は含まない。）。

- ・全学の委員会〔 〕件

5 利益相反に関して学外者のみで審議する委員会（以下「利益相反アドバイザリーボード」という。）についてお伺いします。

5.1 学内の構成員を中心として設置される利益相反委員会とは別に、学外者で構成される利益相反アドバイザリーボードを設置していますか。

- a. 設置している→構成や人数について具体的に記入してください。(記入例：学外有識者のみ 5 人で構成される／学外有識者 3 人及び一般市民 2 人、など)

〔 〕

- b. 設置していない

5.2 上記「5.1」で「a」と回答した方にお伺いします。利益相反アドバイザリーボードの運用に伴う課題について、1～5の番号を選択して各項目のすべてを評価してください。なお「g その他」については、複数課題を記入してそれぞれを評価していただいても結構です。

	課題	(次の 1～5 から一つ選んで記入) 1. 大いにあてはまる 2. ややあてはまる 3. どちらともいえない 4. あまりあてはまらない 5. 全くあてはまらない
a	適当な人材が少ない	

b	人材がいても引き受けてもらうのが困難	
c	大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について理解をしてもらうのに時間がかかる	
d	大学の事情に精通していない人も含まれているため問題について適切な対応をしているのか不安	
e	謝金・旅費の支出が大学にとって負担	
f	人によって意見が大きく異なり結論を導き出すのが困難	
g	その他：(具体的に)	

5.3 上記「5.1」で「b」と回答した方にお伺いします。今後も当面利益相反アドバイザリーボードを設置する計画がない場合はその理由についてご記入ください。また、現在設置を検討中の場合はいつ頃設置予定かご記入ください。

- a. 設置計画はない→〔理由： 〕
- b. 設置検討中→〔設置予定時期： 〕

Ⅱ 組織としての利益相反マネジメントの整備状況について

組織としての利益相反には二つの局面があります。

一つは、大学（組織）自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば大学（組織）が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で共同研究契約を締結する、など）です。

もう一つは、大学（組織）のために意思決定を行う権限を有する者、例えば、学長、理事、研究科長、附属病院長等が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合（例えば学長が大学発ベンチャーの未公開株式を保有し、かつ、当該ベンチャーとの間で大学（組織）が共同研究契約を締結する、など）です。この場合は、個人としての利益相反と組織としての利益相反が同時に生じている場合です（多重利益相反：Multiple Conflicts of Interest）。これらのことを前提にして、以下の質問にお答えください。

- 1 文部科学省の報告書（2015）では、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべき¹」と指摘しています。貴大学では、個人としての利益

¹ 文部科学省科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」（平成27年7月3日）p.12
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/07/03/1359484_2_1.pdf

相反とは別に、大学（組織）としての利益相反が生じた場合の対応を定めたポリシーや規則・規程等を制定していますか。

- a. 制定している（ポリシー等に大学（組織）としての利益相反について定義を定めているのみであったり、単に幹部職員が個人としての利益相反マネジメントの対象者であったりする場合は含みません。）→（制定年月日： ）→該当するポリシー等の掲載先 URL をご記入ください。なお、ホームページに掲載のない場合や学内専用の場合は、大変お手数ですが、本調査票の返信時に添付いただきたく、どうぞよろしく願い申し上げます。

URL []

- b. 制定していない（→以下のア～エのうち該当するものを選択してください。）

- | |
|---|
| ア. 現在組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を 策定中 である
(施行予定時期： 年 月頃) |
| イ. 今後組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定するかどうかを 検討中 である |
| ウ. 組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等の策定を検討したことがあるが 断念 した
(理由：) |
| エ. 現在のところ組織としての利益相反ポリシーや規則・規程等を策定する 予定はない
(理由：) |

→「b」と回答した方は「Ⅲ」に進んでください。

2 上記「1」で「a」と回答した方にお伺いします。

- 2.1 マネジメント対象となる大学（組織）が受領する利益の種類と基準額等をご記入ください。（記入例：寄附金 500 万円、研究契約金 200 万円、物品購入 1,000 万円、大学が株式を保有し、又は大学保有の知財を実施している企業、など）

[]

- 2.2 上記「2.1」の基準額等の契約はどのような場合に審査しますか。あてはまるものすべてを選択してください。

- a. 基準額等に達する契約の前にすべて審査する
b. 基準額等以上の契約を締結する企業にその他の利害関係がある場合に審査する
→その他の利害関係の具体的な例 []
c. その他〔具体的に： 〕

- 2.3 個人的利益を審査対象とする利益相反委員会とは別に、大学（組織）としての利益相反委員会を設置していますか。

- a. 設置している→具体的に記入してください。（記入例：組織としての利益相反委員会を学内委員会として設置している、外部委員のみで構成される委員会を設置している、2名の外部委員が加わった学内委員会を設置している、など）

[]

- b. 別途委員会を設置せず、個人としての利益相反委員会で併せて審議している

- 2.4 上記「2.1」～「2.3」以外に大学（組織）としての利益相反マネジメントに関して、個人としての利益相反マネジメントと異なる仕組みがある場合は具体的に記入してください。

[]

Ⅲ 実際に生じた個人としての利益相反事例について

貴大学において個人としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。

- a. 生じたことがある

問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いが困難であったケースなどをご記入ください。）：

- b. 生じたことはない

Ⅳ 実際に生じた組織としての利益相反事例について

貴大学において組織としての利益相反問題が生じたことはありますか。生じたことがある場合、どのような問題が生じ、どのような対処をされましたか。（※組織としての利益相反の例：大学に多額の寄附をしている（あるいは過去にした、将来する）企業と共同研究契約を締結した。／大学に株式利益やその他金銭的利益をもたらす企業が販売する医薬品の臨床試験を実施した。／大学発ベンチャーに関係する教員の雇用の権限又は当該ベンチャーと大学との共同研究契約締結権限を持つ大学幹部職員が、当該ベンチャーの株式を所有している。／学長が大学に委託研究をしたり多額の寄附をしたりしている会社の株式を所有している。）

- a. 生じたことがある

問題の内容と対処を具体的に（複数ある場合は、頻繁に生じる事柄や取扱いが困難であったケースなどをご記入ください。）：

- b. 生じたことはない

Ⅴ 大学における利益相反に関する自由意見

大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。

--

VI 貴大学の設置形態は

- a. 国立大学
- b. 公立大学
- c. 私立大学

◎調査にご協力いただきましてありがとうございました。

※以下の欄に記入いただいた方のご氏名等の記入をお願いいたします。なお、個人名につきましては、外部に一切公表いたしません。

貴大学名	所属部局等・職名
ご氏名	E-mail

☆ 本調査研究報告書の送付を・・・ 希望する ・ 希望しない
(ご希望の場合は上記の欄にご氏名等をご記入ください)

ご協力に感謝申し上げます。

平成 30 年 11 月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学)

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1

